

審議資料 1

令和5年6月29日
環境政策部
環境計画課

新たな世田谷区環境基本計画の策定について

1. 新たな世田谷区環境基本計画の策定について 【資料 1 - 1】
2. 環境に関する区民意識・実態調査の実施について 【資料 1 - 2】

令和5年6月29日
環境政策部
環境計画課

新たな世田谷区環境基本計画の策定について

1 主旨

区では、環境の保全、回復及び創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、令和2年3月に「世田谷区環境基本計画（後期）」（計画期間：令和2年度～令和6年度）（以下、「現行計画」という）を策定し、取組みを進めてきた。現行計画の計画期間終了に伴う、次期「世田谷区環境基本計画」（以下、「次期計画」という）について、令和5年度から令和6年度にわたり策定に向けた作業を行う。

なお、この度の計画策定にあたっては、令和2年10月の「世田谷区気候非常事態宣言」における、2050年CO₂排出量実質ゼロ表明を踏まえ、令和5年3月に策定した「世田谷区地球温暖化対策地域推進計画（計画期間：令和5年度～令和12年度）（以下、「温対計画」という）」等の関連計画や、この間の国際社会・国・都の動向等の社会情勢との整合を図るものとする。

また、区、区民及び事業者が環境の保全等に関して配慮すべき事項を定めた「世田谷区環境行動指針」を包含することとする。

2 根拠法令

世田谷区環境基本条例 第7条及び第8条

<抜粋>

・第7条（世田谷区環境基本計画）

区長は、環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、世田谷区環境基本計画を策定しなければならない。

・第8条（世田谷区環境行動指針）

区長は、環境の保全等に関する目標の実現のため、区、区民及び事業者が環境の保全等に関して配慮すべき事項を、世田谷区環境行動指針として策定しなければならない。

3 検討体制

(1) 諮問・答申

区長から環境審議会に諮問し、答申を受ける。

(2) 庁内検討

庁内における意見聴取及び検討を行い、意見を集約する。

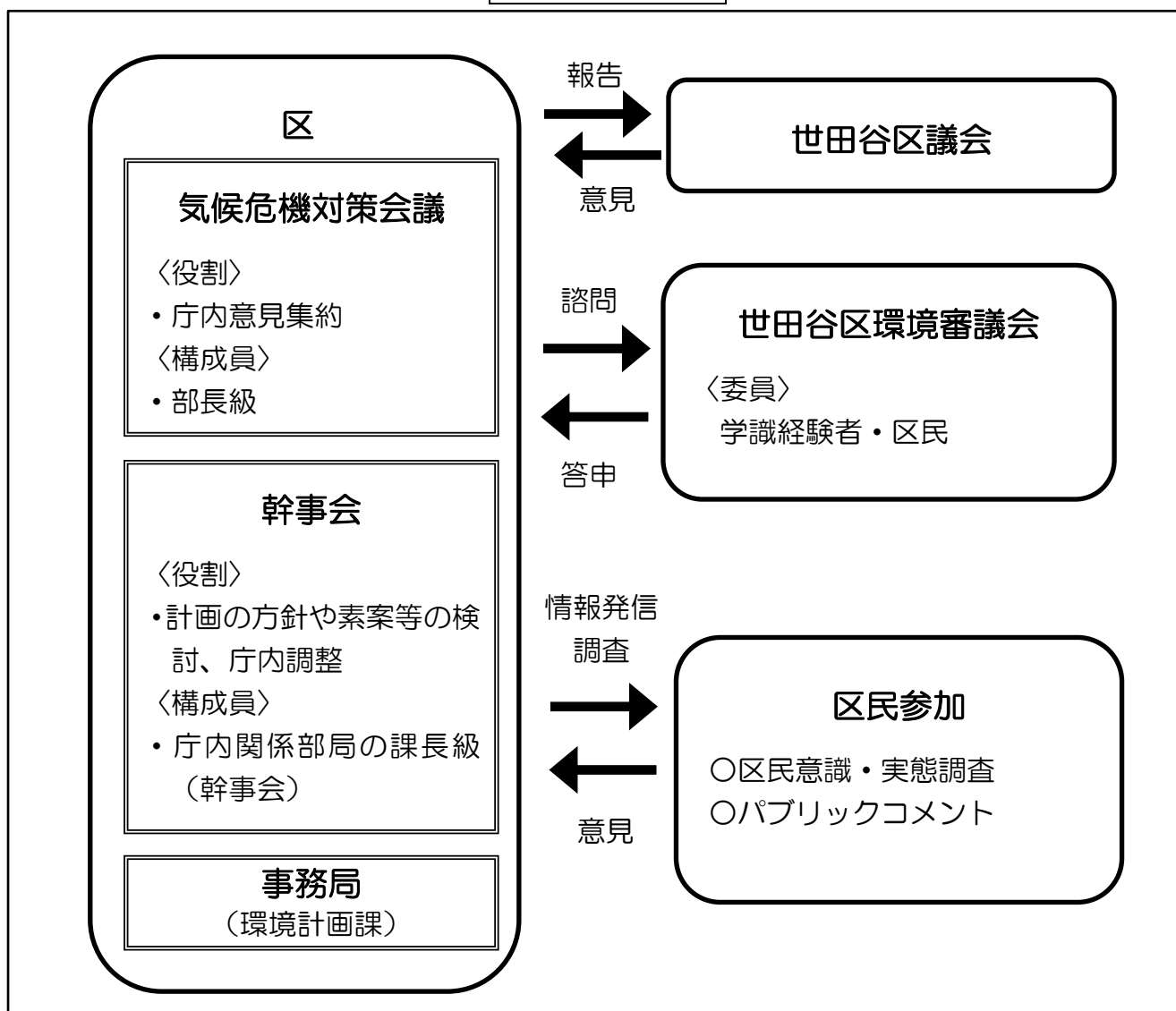
(3) 区民意見の聴取

パブリックコメントやその他の手法を用いて、意見を聴取する。

(4) 各検討主体の関係

以下の図「計画の推進体制」のとおり。

計画の推進体制



4 検討の流れ

1. 令和5年第1回環境審議会・諮問（令和5年6月29日）

- ・世田谷区環境基本計画について
- ・新計画の策定における検討の視点について
- ・環境に関する区民意識・実態調査の実施について

環境に関する区民意識・実態調査（令和5年8月）

2. 令和5年第2回環境審議会（令和5年11月7日）

- ・環境に関する区民意識・実態調査の結果報告
- ・計画骨子^{※1}たたき台の検討

※1 計画の理念・方針や構成など、計画の骨組みとなるポイントを取りまとめたもの。

3. 令和6年第1回環境審議会（令和6年1月予定）

- ・計画骨子案の検討

4. 令和6年第2回環境審議会（令和6年4月予定）

- ・計画素案^{※2}たたき台の検討

※2 この時点までの検討を踏まえ、計画（冊子）の形に取りまとめたもの。
パブリックコメント等で公開対象とするもの。

5. 令和6年第3回環境審議会（令和6年7月予定）

- ・計画素案の検討

パブリックコメント・区民説明会（令和6年9月予定）

6. 令和6年第4回環境審議会（令和6年11月予定）

- ・計画案^{※3}の検討
- ・パブリックコメントの結果

※3 区民からのパブリックコメント等による意見聴取を踏まえて取りまとめた、策定の
前段階のもの。

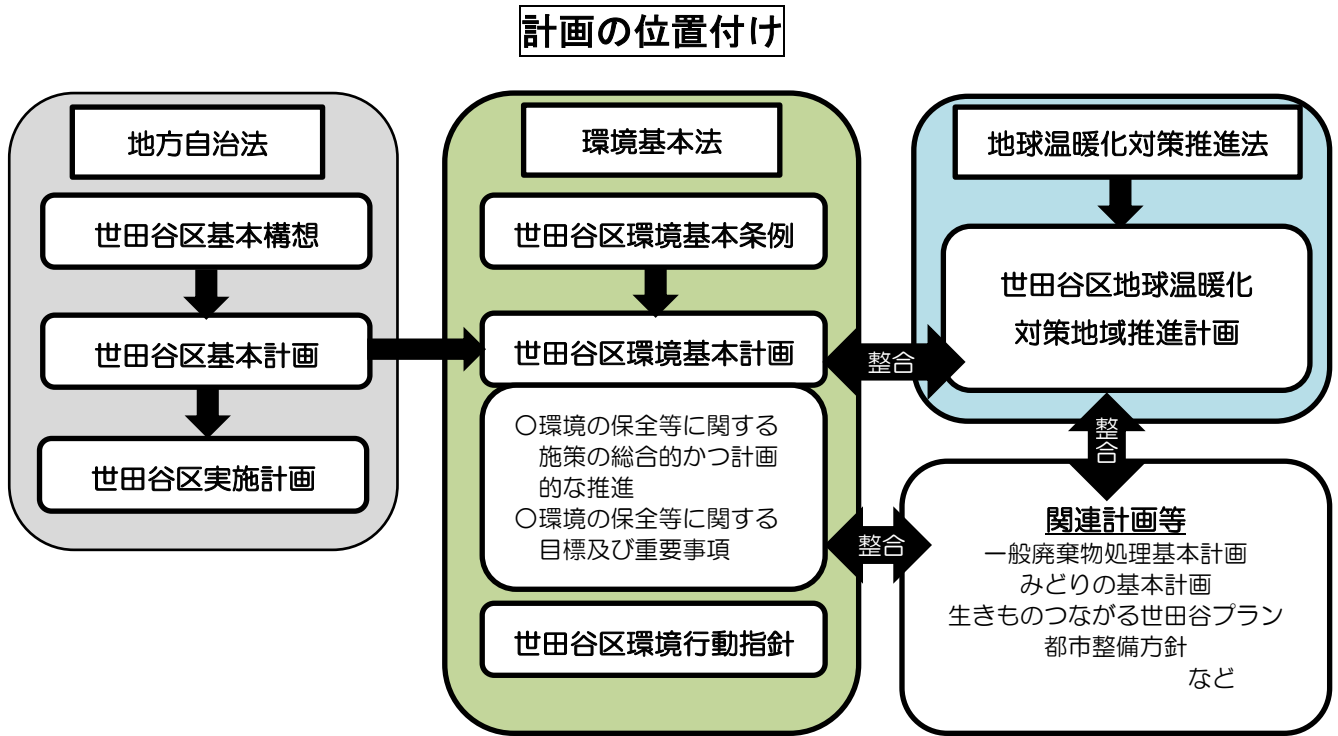
7. 答申（令和6年12月予定）

5 世田谷区環境基本計画について

(1) 計画の位置づけ

世田谷区環境基本条例に基づき、環境の保全、回復及び創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画となる。

関連法令及び計画との関係については、以下の「計画の位置付け」のとおり。



(2) 次期計画の期間及び主な関連計画の計画年次

○次期計画の期間 令和7年度～12年度

計画名	年度													
	2018 H30	2019 R1	2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11	2030 R12	2031 R13
世田谷区基本計画、 世田谷区実施計画	(10年) 世田谷区基本計画				(4年) 新実施計画(後期)		(2年) 未来つながるプラン		(8年) 次期基本計画					
世田谷区環境基本計画	(10年) 環境基本計画				(5年) 後期計画			(6年) 次期環境基本計画						
世田谷区地球温暖化 対策地域推進計画					改定		(8年) 地球温暖化対策地域推進計画 (中期目標:2030年度 長期目標:2050年度)							
世田谷区一般廃棄物処理 基本計画	(10年) 一般廃棄物処理基本計画				(5年) 中間見直し			次期計画						
世田谷区みどりの基本計画	(10年) みどりの基本計画				次期計画									
生きものつながる世田谷プラン	(16年) 生きものつながる世田谷プラン													

(3) 現行計画（「世田谷区環境基本計画（後期）」）の概要

① 計画期間：令和2年度～6年度

② 区のめざす環境像

「自然の力と人の暮らしが豊かな未来をつくる～環境共生都市せたがや～」

③ 環境の保全等に関する5つの目標

基本目標1【みどり】

みどりの豊かな潤いのあるまちをつくります

基本目標2【エネルギー】

脱炭素社会に役立つエネルギーの利用拡大と創出をめざします

基本目標3【ライフスタイル】

環境負荷を抑えたライフスタイルを確立します

基本目標4【地域社会】

地球温暖化に対応し安心して暮らせる地域社会をつくります

基本目標5【生活環境】

快適で暮らしやすい生活環境を確保します

④ 計画の実施に当たっての重視すべき視点

- ・SDGs（持続可能な開発目標）の考え方の活用
- ・都市農地の維持保全など、みどりを守り育てる取組みの推進
- ・脱炭素社会の実現に向けた取組みの推進
- ・再生可能エネルギーの一層の普及促進
- ・地域間連携による環境施策の展開
- ・次世代を担う子どもたちへの環境教育の推進
- ・海洋プラスチックごみ問題への対応
- ・住宅の省エネルギー化の促進
- ・豪雨対策など、グリーンインフラの視点を踏まえた取組みの推進
- ・ヒートアイランド対策など、気候変動への適応策の推進

(4) 現行計画の5つの基本目標と取組みの総括等

- ・ 現行計画の5つの目標と実現のための方針を示す。
- ・ 基本目標ごとに令和2年度～4年度までの区取組みについて、総括評価を行った。
- ・ 現行計画策定時点である平成30年度を基準年度として、令和4年度までの環境・取組みの指標を取りまとめた。

① 現行計画の5つの基本目標と取組みの総括等

基本目標1【自然】 みどりの豊かな潤いのあるまちをつくります

- 方針1-1 みどりの保全に取り組みます
- 方針1-2 地域にあったみどりの創出を進めます
- 方針1-3 地域の水循環の回復と水環境の再生に取り組みます

世田谷区は国分寺崖線などを中心にまとまった樹林地や湧水、河川などの豊かなみどりに恵まれており、住宅都市世田谷としての魅力を高めています。みどりの保全・創出に努め、良好な自然環境を未来につなげることが必要です。

令和14年に区内のみどり率を33%とする「世田谷みどり33」の取組みを中心に、量だけでなく、質の高い豊かなみどりの創出による潤いのあるまちをつくり、安全で快適な都市の環境を守る社会基盤（グリーンインフラ）として次の世代へ引き継いでいきます。



【取組みの総括】

みどりの基本条例及びみどりの基本計画・みどりの行動計画並びに、生きものつながる世田谷プラン・生きものつながる世田谷プラン行動計画に基づき、みどりの量や質の高い豊かなみどり創出に向けて取組みを進めた。みどりの保全では、国分寺崖線保全重点地区内の緑化指導、風致地区条例に基づいて、質の高いみどりの保全を図った。民有地のみどりの創出については、地域緑化制度による緑化の推進やシンボルツリーや生垣緑化などの緑化助成制度により、豊かなみどりの創出を図った。

以上により、質の高い潤いのあるみどりの保全・創出の取組みを進めることができた。

基本目標 2【エネルギー】脱炭素社会に役立つエネルギーの利用拡大と創出をめざします

方針 2-1 エネルギーの地産地消をめざします

方針 2-2 全国自治体との連携や小売電気事業者からの再生可能エネルギーの利用拡大を進めます

地球温暖化の進行を防ぐためには、化石燃料の利用を減らし、自然の力である太陽光、地中熱などを利用することが重要です。また、災害対策等の観点から、小規模分散型のエネルギー源の確保が必要です。

そのため、環境負荷の少ない再生可能エネルギーの普及に向けて、国や東京都と連携した支援策を充実させるとともに、技術動向を注視し、設置コストと省エネ効果の検証なども重ねながら、公共施設等における再生可能エネルギーの積極的な導入を進め、住宅都市である世田谷の特性を踏まえ、脱炭素社会に役立つエネルギーの利用拡大と創出をめざします。

区民の再生可能エネルギーへの関心は着実に高まっています。区はこうした施策を通じて、さらなる意識向上を図り、「再生可能エネルギーを利用している区民の割合」25%の達成をめざしています。



【取組みの総括】

現行計画に基づき、再生可能エネルギーの利用拡大に進めた。

- ・ 区は、区内最大級の事業者であり、電力消費者であることから、本庁舎のほか、令和2年度より出張所などの区施設約90箇所において再生可能エネルギー100%の電力を導入し、率先して再生可能エネルギーの利用拡大を進めている。着実に取組みを進めているところであるが、燃料費高騰による影響等の状況を勘案しつつ、エネルギーの脱炭素化に向け、更なる利用拡大を図っていく必要がある。
- ・ 公共施設への再生可能エネルギー設備導入については、オンサイトPPAモデル（第三者保有モデル）を活用し、令和4年度に区立中学校6校に太陽光発電システム及び蓄電池を設置し、公共施設における再生可能エネルギーの創出、平時の温室効果ガス排出の抑制及び災害時の電源確保に取り組んだ。また、令和5年度の設置に向けて準備を進めた。
- ・ 交流自治体等との電力連携については、5自治体の発電所による自然エネルギーを区内（住宅、事業所、公共施設）に供給している。また、「自然エネルギーの活用による自治体ネットワーク会議」を毎年開催し、電力連携する自治体との意見交換や情報共有、新たな連携自治体の掘起しに取組むとともに、開催手法をオンラインにすることで参加・視聴する自治体数が増加し、交流自治体等とのネットワーク形成と広域化につながった。

以上により、区内での再生可能エネルギー由来電力の利用・創出を進め、温室効果ガス削減に寄与することができた。

基本目標3【ライフスタイル】環境負荷を抑えたライフスタイルを確立します

- 方針3-1 エコな暮らしを促進します
- 方針3-2 住まい・建物の省エネルギー化を進めます
- 方針3-3 ごみの発生抑制と資源の有効活用を推進します

世田谷区内では、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量の約5割を家庭が占めています。温室効果ガスを削減するには、日常生活の中で環境に配慮した省エネルギー行動に取り組むことが重要です。

「自然の恵みを活かして小さなエネルギーで豊かに暮らすまち世田谷」をめざし、環境に負荷をかけないライフスタイル・ビジネススタイルへ転換していくことが求められます。

また、ごみの発生抑制と再使用の2Rの取組みを行ったうえで、資源の有効活用を推進し、資源循環による環境に配慮した持続可能な社会の実現をめざします。



【取組みの総括】

エコな暮らしの推進や住まい・建物の省エネルギー化について、以下のとおり取組みを進めた。

- ・ 環境に配慮した住宅リノベーションの推進については、「環境配慮型住宅リノベーション推進事業」の活用に向け、補助率や補助上限額の拡充を行い、二酸化炭素削減効果の高いメニューへの誘導を図った。また、区民に対し、ホームページ、広報、SNS等での周知や、リーフレットを作成し、まちづくりセンター等へ配架するなど、広く情報発信を行うとともに、省エネ住宅セミナーを開催し、住宅の断熱化をはじめ省エネ・創エネの視点から考える機会の提供を行った。事業者に対しては、技術講習会を年1回から3回に拡充し、省エネ化・断熱化に関する技術習得の機会を増やすとともに、制度について周知を行った。以上により、区民と事業者の省エネ住宅に関する意識を醸成し、環境に配慮した住宅の推進に寄与することができた。
- ・ 「省エネポイントアクション事業」を実施し、行動量に応じた「省エネポイント」を提供することで、環境に配慮した日常生活への行動変容を促し、家庭からの温室効果ガスの削減を図った。さらには区全体の省エネ意識を醸成するため環境イベントを開催し、SNSや広報など多様な媒体の活用により区民参加を呼びかけて事業効果を高めた。

ごみの発生抑制や資源の有効活用について、以下のとおり取組みを進めた。

- ・ 「資源・ごみの収集カレンダー」やごみ分別アプリ等によるごみの削減に関する情報の周知、事業所への「エコフレンドリーショップ」登録呼びかけによる登録店舗数の拡大、区民・大学・事業者と連携したごみ減量に関する普及啓発の実施等により、区民・事業者のごみ削減に関する意識啓発を進めた。
- ・ 大学・事業者等と連携し、環境を意識した行動の実践とワークショップを小学生と保護者を対象に行った。さらに食品ロス削減に向けた取組みとして、区内11か所でのフードドライブの常時受付に加え、区民まつり等のイベントでも実施した。
- ・ ごみの減量効果を検証するため、令和3年10月より民間事業者との連携による「粗大ごみの新たなリユースの仕組みに関する実証実験」を行った。

以上により、不要な「もの」を出さない暮らしの醸成や分別の徹底、食品ロスの削減など、区民・事業者の2R行動の普及啓発を実施し、区民1人1日当たりのごみ排出量の着実な削減に寄与した。

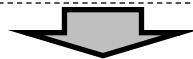
基本目標 4【地域社会】地球温暖化に対応し安心して暮らせる地域社会をつくります

- 方針 4-1 環境負荷の小さいまちをつくります
- 方針 4-2 環境にやさしい移動・交通ができるまちをつくります
- 方針 4-3 地球温暖化に適応し、豪雨対策やヒートアイランド対策等に取り組みます

地球温暖化に対しては、環境負荷を抑え温暖化を緩和する取組みと、温暖化に伴う気候変動に適応する取組みが必要です。

そのため、ヒートアイランド現象による暑さ対策や、短時間強雨等の異常気象による道路冠水対策など、グリーンインフラの観点による街づくりが必要です。

環境負荷の低減に資する街づくりや交通網の整備に取り組み、持続可能な地域社会を形成するとともに、地域コミュニティを活かした、安全・安心な地域社会づくりを進めます。



【取組みの総括】

- ・ 大規模建築物等における環境配慮の推進については、環境配慮制度を通じて、開発事業者に対し、「自然エネルギーの有効利用」「省エネルギー対策」「みどりの保全・創出」「災害対策」の4つの区分について要請を行い、環境配慮の取組みの推進を図った。また、「世田谷区地球温暖化対策地域推進計画」の改定作業と併せて、東京都の環境確保条例の改定の動きを踏まえ、「評価算定書」を改定し、より環境負荷の低減に資する街づくりの推進に寄与することができた。
- ・ 平成31年に導入した建築物の新たな高さ規制では、地域に応じた高さの制限値を定める一方で、敷地内の緑化の推進や壁面後退距離の確保など、市街地環境の向上に資する良好な建築物については、指定値を超える高さの上限を設定した認定・許可制度を設け、誘導していくとした。制度の適用には設計の自由度が高い一定規模以上の敷地が必要であり、制度の運用実績は多くはないが、認定許可の基準には、みどりの基本条例の緑化基準や住環境条例の環境空地の設置基準に上乗せした基準を設けるなど、各条例に該当する各々の建築計画等により区全体でみどりの保全や創出が行われている。引き続きみどりの維持・保全への取組みは継続すべきと考えるが、今後は建築物の省エネ対策に結びつくような施策の検討が必要と考えられる。
- ・ 開かずの踏切解消を目的とした京王線（笹塚～仙川駅間）連続立体交差事業において、事業延長約7.2kmの内、約6.4kmで鉄道本体工事に着工している。引き続き東京都、関係区、鉄道事業者と協力し、事業の早期完了を目指す。
- ・ 令和3年度に改定した「世田谷区豪雨対策行動計画」（改定）に基づき、頻発する集中豪雨による水害を軽減するための取組みを進めた。
 - ① 河川・下水道の整備においては、東京都と連携・調整して、都事業の河川・下水道整備を推進するとともに、区においても都からの受託により下水道整備を進めている。
 - ② 流域対策については、雨水流出抑制施設の設置に関する指導要綱に基づき、公共施設や道路、公園、民間施設等への指導及び雨水浸透施設の整備を進めている。
 - ③ 雨水浸透施設、雨水タンク設置の助成事業については、流域対策の進捗が低迷している地域への周知を重点的に行うなど、工夫して進めている。
 - ④ グリーンインフラの啓発を目的に「グリーンインフラ学校」を開催し、専門家の講義を受講するとともに雨庭づくりを体験するなど、区民、関係機関などの理解向上に努めた。
 - ⑤ 雨量・水位観測システムや道路冠水システムの保守、風向風速計の増設など避難に必要な情報の収集と提供に努めている。

以上により、豪雨対策について着実に取組みを進めることができた。

基本目標 5 【生活環境】 快適で暮らしやすい生活環境を確保します

方針 5 - 1 きれいな空気、水等の環境を確保します

方針 5 - 2 生活環境を守り、快適なまちをつくります

良好な生活環境を次の世代に引き継ぐには、きれいな空気や水の保全に努め、騒音や振動などを減らすことが必要です。

大気や河川等の水質など、広域的な環境の改善や保全に向けた調査・監視等の継続実施、騒音の防止等の各種公害対策に取り組みます。

地域・区民と協働し、ポイ捨てや歩きたばこの防止などの環境美化に努めるとともに、空家等に関する各種対策を推進することで、区民の健康で、快適な生活環境を確保します。



【取組みの総括】

環境基本計画（後期）に基づき、まちの環境美化活動を推進した。

- ・ ポイ捨て防止及びプラスチックごみによる海洋汚染対策として、区民・事業者と連携し、一斉清掃活動「せたがやクリーンアップ作戦」を実施し、環境美化に取り組んだ。清掃活動へ積極的に参加してもらい環境美化に繋げていくため、継続実施していく。
- ・ たばこマナーの向上に向けた環境美化指導員による巡回指導、路面標示シートや電柱巻看板等により、マナー向上に取り組んだ。一方、歩きたばこ・路上喫煙防止キャンペーンについては、新型コロナウイルスの影響により、回数が減少した。

以上により、キャンペーン活動はやむを得ない状況ではあったが、一斉清掃活動やたばこマナーへの取組みは根気よく取り組んでいくことができた。また、喫煙場所の設置については、適地が無いことや、周辺住民の理解を得られない状況である。

② 方針別の環境・取組みの指標

■ 基本目標 1 【自然】 みどりの豊かな潤いのあるまちをつくります

項目	基準年 (平成 30 年度)	実績 (令和 4 年度)	目標値 (令和 6 年度)
《方針 1 - 1》みどりの保全に取り組みます			
保存樹木指定本数	1,867 本	1,719 本	1,905 本 (令和 3 年度)
農地面積 ^(注1)	85.89ha	77.28ha	80.69ha ^(注2)
農業公園の認知率	15.30%	18.9%	33% (令和 3 年度)
農家戸数・農業従事者数	318 戸・708 人	297 戸・639 人	305 戸・680 人 ^(注2)
認定農業者・認証農業者 ^(注3) 数(経営体数)	認定農業者 51 経営体・認証農業者 33 経営体	認定農業者 57 経営体・認証農業者 35 経営体	認定農業者 54 経営体・認証農業者 37 経営体
農業体験参加区民数【単年度実績】	約 37,000 人	32,928 人	38,400 人
農業イベント参加者数【単年度実績】	約 8,000 人	5,000 人	9,200 人
生産緑地面積	86.08ha	82.64ha	79.75ha ^(注2)
《方針 1 - 2》地域にあったみどりの創出を進めます			
公共施設における緑のカーテン実施施設数	(学校) 42 校 (その他) 64 箇所	(学校) 38 校 (その他) 59 箇所	(学校) 希望校を中心に実施 (その他) 64 箇所
市民緑地面積	16,878.6 m ²	14,902.93 m ²	18,078.6 m ² (令和 3 年度)
公園整備面積(新設、拡張)	174.56ha	176.64ha	178.9ha (令和 5 年度)
緑道再生	795m	2,655m	1,726m (平成 29~令和 3 年度)
新たに整備、拡張した区立都市公園等の面積(4 年間の累計)	3,020 m ²	18,930 m ²	43,550 m ² (平成 30~令和 3 年度)
緑化助成によるシンボルツリーの植栽本数	688 本	1,163 本	1,030 本 (令和 3 年度)
緑化助成件数	1,459 件	1,701 件	1,668 件 (令和 3 年度)
《方針 1 - 3》地域の水循環の回復と水環境の再生に取り組みます			
雨水タンク助成件数	531 件	659 件(664 基)	711 件

注 1 : 農地面積については、経営農地面積 10 a 以上の農家を対象に集計している。

注 2 : 農地面積、農家戸数・農業事業者数、生産緑地面積については、減少を抑制する目標。

注 3 : 自ら農業経営に向けた目標を持ち、意欲的に取り組む農業者で、今後の区内の農業の牽引役となる農業者。

■基本目標2【エネルギー】 脱炭素社会に役立つエネルギーの利用拡大と創出をめざします

項目	基準年 (平成30年度)	実績 (令和4年度)	目標値 (令和6年度)
《方針2-1》エネルギーの地産地消をめざします			
太陽光発電設備 ^(注1) の普及	7,204件	8,725件	8,955件
環境配慮制度に基づく評価算定書の星の数 ^(注2) 【単年度実績】	平均1.8個	平均2.1個	平均2.0個
公共施設の太陽光発電導入数	51件	64件	68件
《方針2-2》全国自治体との連携や小売電気事業者からの再生可能エネルギーの利用拡大を進めます			
自然エネルギーの学習会等への参加者数	1,675人	3,303人	5,000人
他自治体との連携による再生可能エネルギーの利用推進	3自治体	5自治体	12自治体 (令和12年度)
公共施設への再生可能エネルギー電力の導入率 ^(注3)	11.10%	18% (令和3年度)	50% (令和12年度)

注1：固定価格買取制度における太陽光発電設備の導入状況（出典：経済産業省 資源エネルギー庁「固定価格買取制度 情報公表用ウェブサイト」）。

注2：環境配慮制度に基づく評価算定書では、「自然エネルギーの有効利用」「省エネルギー対策」「みどりの保全・創出」「災害対策」の4項目において、最小1個（適水準配慮）から最大3個（優良な配慮）により評価している。

注3：区全施設の電力使用量に対する再生可能エネルギーの比率。

■基本目標3【ライフスタイル】 環境負荷を抑えたライフスタイルを確立します

項目	基準年 (平成30年度)	実績 (令和4年度)	目標値 (令和6年度)
《方針3-1》エコな暮らしを促進します			
区内の二酸化炭素排出量【単年度実績】	2,671千t-CO2 (平成28年度)	2,517千t-CO2 (令和2年度)	1,151千t-CO2 (令和12年度)
省エネポイントアクションの参加世帯数・結果報告世帯数【単年度実績】	参加登録 1,077世帯・団体 報告 860世帯・団体 【内訳】 ・2カ月コース 参加登録 399世帯・団体 報告 336世帯・団体 ・3カ月コース 参加登録 678世帯・団体 報告 524世帯・団体	参加登録 2,200世帯・団体 報告 1,124世帯・団体 (3か月コースのみ実施)	参加登録 1,500世帯・団体 報告 1,350世帯・団体

項目	基準年 (平成 30 年度)	実績 (令和 4 年度)	目標値 (令和 6 年度)
省エネポイントアクション 3 カ月コース参加 1 世帯当たりのエネルギー消費量【単年度実績】	13.63GJ/世帯	14.26GJ/世帯	11.78GJ/世帯
エネルギーセミナー・総合相談の実施回数・参加人数【単年度実績】	4 回 292 人	新型コロナウイルスの影響により、実施無し	6 回 480 人
環境イベント等の参加人数【単年度実績】	3,120 人	2,181 人	3,700 人
SNS等を含む区から発信する環境情報の更新回数【単年度実績】	15 回	36 回	30 回
自転車通行空間 ^(注1) 整備延長距離	19.6km	51.3km	72.5km
次世代自動車の普及率 ^(注2)	15%	19.1%	66.3% (令和 12 年度)
学校エコライフ活動実施校数【単年度実績】	区立小・中学校全校	全校に意識が根付いたことから、平成 30 年度末を以て事業を終了	区立小・中学校全校
《方針 3 - 2》住まい・建物の省エネルギー化を進めます			
新築住宅に占める省エネルギー住宅の割合 ^(注3) 【単年度実績】	22.1%	49.2%	30.0%
環境配慮型住宅リノベーション推進事業補助金の助成件数	617 件	2,188 件	4,087 件
家庭用燃料電池の導入件数	5,809 件	8,813 件	10,539 件
環境配慮制度に基づく評価算定書の星の数 ^(注4) (再掲)【単年度実績】	平均 1.8 個	平均 2.1 個	平均 2.0 個
区役所全体のエネルギーの削減(平成 21 年度比)【単年度実績】	6.9%削減	1.1%削減 (令和 3 年度)	18.6%以上削減 (令和 5 年度)

項目	基準年 (平成 30 年度)	実績 (令和 4 年度)	目標値 (令和 6 年度)
区の新庁舎における二酸化炭素排出量 (単位面積当たり)	76.6kg/m ² (令和 28 年度)	新庁舎完成時の目標であるため数値なし	41.1kg/m ² (注5) (令和 9 年度新庁舎完成)
《方針 3 - 3》ごみの発生抑制と資源の有効活用を推進します			
区民 1 人 1 日当たりのごみ排出量【単年度実績】	530g/人・日	536g/人・日 (令和 3 年度実績。令和 4 年度は集計中。)	482g/人・日
事業系リサイクルシステム (注6) 参加事業者数【単年度実績】	882 件	937 件	1,000 件

注 1：自転車専用通行帯や自転車走行帯（ブルーゾーン）など。目標値は優先整備路線の延長

注 2：区内のハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド、電気自動車、燃料電池自動車の保有台数から算出。

注 3：広義には ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）も省エネルギー住宅に含まれるが、本指標では長期優良住宅及び低炭素建築物の認定申請等件数から割合を算出している。

注 4：環境配慮制度に基づく評価算定書では、「自然エネルギーの有効利用」「省エネルギー対策」「みどりの保全・創出」「災害対策」の 4 項目において、最小 1 個（適合水準配慮）から最大 3 個（優良な配慮）により評価している。

注 5：実施設計時の予測値。

注 6：世田谷区リサイクル協同組合が、区と協力し、区内の事業所の事業活動から排出される資源（新聞・雑誌・ダンボール・オフィス古紙・びん・かん）を直接回収する事業で、区内全域で実施されている。

■基本目標 4【地域社会】 地球温暖化に対応し安心して暮らせる地域社会をつくります

項目	基準年 (平成 30 年度)	実績 (令和 4 年度)	目標値 (令和 6 年度)
《方針 4 - 1》環境負荷の小さいまちをつくります			
環境配慮制度に基づく評価算定書の星の数 (注1) (再掲) 【単年度実績】	平均 1.8 個	平均 2.1 個	平均 2.0 個
LED 等高効率照明改修施設	126 施設	162 施設	178 施設
街路灯 LED 化	13,391 灯	23,628 灯	27,000 灯
ESCO 事業導入済施設件数	5 件	6 件	6 件
区の新庁舎における二酸化炭素排出量 (単位面積当たり) (再掲)	76.6kg/m ² (平成 28 年度)	新庁舎完成時の目標であるため数値なし	41.1kg/m ² (注2) (令和 9 年度新庁舎完成)
区役所全体のエネルギーの削減(平成 21 年度比) (再掲) 【単年度実績】	6.9%削減	1.1%削減 (令和 3 年度)	18.6%以上削減 (令和 5 年度)

項目	基準年 (平成 30 年度)	実績 (令和 4 年度)	目標値 (令和 6 年度)
区民対象の省エネ診断実施の働きかけ件数【単年度実績】	349 件	これまでの案内チラシでの働きかけは実施せず、区ホームページにて国や都の省エネ診断施策へのリンクを設定	490 件
《方針 4 - 2》環境にやさしい移動・交通ができるまちをつくります			
自転車通行空間 ^(注 3) 整備延長距離(再掲)	19.6km	51.3km	72.5km
地区幹線道路完成総延長(東京都施工分含む)(整備率:完成延長/計画延長 91.5km)	33.0km (36.1%)	33.5km (36.6%)	35.8km (39.1%)
開かずの踏切解消(京王線沿線まちづくりの推進)	京王線連続立体交差事業に伴い区が実施する側道の整備 110m	事業延長約 7.2 kmのうち、約 6.4 km 工事着手	開かずの踏切解消(令和 12 年度)
《方針 4 - 3》地球温暖化に適応し、豪雨対策やヒートアイランド対策等に取り組み			
流域対策による雨水流出抑制量	526,000 m ³	587,000 m ³	603,000 m ³
雨水タンク助成件数(再掲)	531 件	659 件(664 基)	711 件
エコ舗装(遮熱性舗装)	57,829 m ²	64,702 m ²	74,000 m ²
農地面積(再掲)	85.89ha	77.28ha	80.69ha
農業公園の認知率(再掲)	15.30%	18.9%	33% (2021 年度)
農家戸数・農業従事者数(再掲)	318 戸・708 人	297 戸・639 人	305 戸・680 人
認定農業者・認証農業者数(経営体数)(再掲)	認定農業者 51 経営体・認証農業者 33 経営体	認定農業者 57 経営体・認証農業者 35 経営体	認定農業者 54 経営体・認証農業者 37 経営体
農業体験参加区民数(再掲)【単年度実績】	約 37,000 人	32,928 人	38,400 人
農業イベント参加者数(再掲)【単年度実績】	約 8,000 人	5,000 人	9,200 人
生産緑地面積(再掲)	86.08ha	82.64ha	79.75ha

注 1：環境配慮制度に基づく評価算定書では、「自然エネルギーの有効利用」「省エネルギー対策」「みどりの保全・創出」「災害対策」の 4 項目において、最小 1 個(適合水準配慮)から最大 3 個(優良な配慮)により評価している。

注 2：実施設計時の予測値。

注 3：自転車専用通行帯や自転車走行帯(ブルーゾーン)など。目標値は優先整備路線の延長。

■基本目標5【生活環境】 快適で暮らしやすい生活環境を確保します

項目	基準年 (平成30年度)	実績 (令和4年度)	目標値 (令和6年度)
《方針5-1》きれいな空気、水等の環境を確保します			
二酸化窒素の環境基準の達成率	100%	100%	100% ^(注)
浮遊粒子状物質の環境基準の達成率	100%	100%	100% ^(注)
河川BODの環境基準の達成率	100%	100%	100% ^(注)
雨水タンク助成件数 (再掲)	531件	659件(664基)	711件
《方針5-2》生活環境を守り、快適なまちをつくります			
歩きたばこ・路上喫煙防止キャンペーン回数【単年度実績】	202回	54回	220回
区内のたばこマナーに関する満足度	37.60%	48.90%	65%
路上喫煙率【単年度実績】	0.30%	0.11%	0.10%
指定喫煙場所の数	25箇所	43箇所	55箇所

注：二酸化窒素の環境基準の達成率、浮遊粒子状物質の環境基準の達成率、河川BODの環境基準の達成率については、現状の環境水準を維持する目標。

〈目標値について〉

現行計画策定後に目標値を更新した指標については、更新後の目標値を記載しています。

6 新たな環境基本計画の策定における検討の視点について

(1) 検討の方向性

区を取り巻く様々な社会経済情勢の中でも、特に環境に関する動向(※)はスピード感・不透明感を増しており、今日の環境行政においては、迅速かつ弾力的な対策・対応が求められています。

こうした中であっても、区の環境政策において不可欠な要素や普遍性の高い内容を見据え、理念、方針、目指す環境像や向こう6年間の基本目標等を定めることで、区が取り組んでいく施策の方向性を明らかにすることが必要です。

また、環境分野は区民の生活環境から地球規模の気候対策に至るまでの多岐かつ重層的なテーマであり、各分野を総合的、複合的に捉え、関係性を明らかにしていくことが求められます。

以上を踏まえ、次期環境基本計画策定においては、以下の考え方や視点に沿って検討を進めていきます。

■ 国や都の動向（主なもの）

※詳細は、別紙1「国や都の動向」

◇地球環境

- ・【国】2050年カーボンニュートラル宣言
- ・【国】地域脱炭素ロードマップ、脱炭素先行地域
- ・【国】GX戦略の策定
- ・【都】ゼロエミッション東京宣言
- ・【都】2030年カーボンハーフ

◇自然環境

- ・【国】「30by30ロードマップ」
- ・【国】「生物多様性国家戦略2023-2030」、ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現
- ・【都】東京都生物多様性地域戦略（令和5年改定）
- ・【都】東京都生物多様性地域戦略アクションプラン（令和5年策定）

◇生活環境

- ・【国】アスベスト含有建材の範囲が拡大
- ・【国】解体事業者等が工事前に実施するアスベスト調査結果の行政への報告が義務化
- ・【国】気候変動対策・大気環境改善のための光化学オキシダント総合対策
- ・【都】「Clean Cityの実現」と「快適な大気環境（Clear Sky）の実現」
- ・【都】PM2.5の環境基準を達成

■ 世田谷区の環境を取り巻く現状

※詳細は、別紙2「世田谷区の現況」

※以下の（ ）は、別紙2内のページ数

- ・単独世帯が約5割を占め、2010年～20年の10年間で1.2ポイント増加（p7）
- ・総人口は、2039年まで微増傾向が継続し、その後減少に転じる見込み（p8）
- ・高齢者人口は一貫して増加し、年少人口は遞減する見込み（p9）
- ・税収は将来的に減少が見込まれている（p13）
- ・土地利用は、住宅用地が過半を占めており、住宅用地を含む宅地が増加している（p15）
- ・みどり率は、2016年から2021年の5年間で0.80ポイント低下した（p17）
- ・エネルギー消費量は、減少傾向にある（p18）
- ・ごみ収集量・排出量は、長期減少傾向にあるが、新型コロナウイルス感染症の影響で2020年度は一時的に増加した（p19）
- ・刑法犯認知件数は、減少傾向にある（p25）
- ・事業所は、「卸売り、小売業」が最も多い（p26）
- ・区民の地域における困りごとでは「カラス等の鳥獣による被害」が多い（p31）
- ・区民の非定住理由では「住まいが狭いなど住宅事情が悪い」が多い（p33）

(2) 検討にあたっての考え方・視点 (案)

1) 計画の体系

次期環境基本計画では、区民生活や地域社会に根差した、区の環境政策における理念、方針など、向こう6年間やそれ以降の時期においても共通する内容を中心に取りまとめる。また、将来像や達成すべき目標を定める。

計画の具体的な施策や進捗管理については、次期環境基本計画と整合を図るそれぞれの分野で定める個別計画や行動計画などで行う。行動計画等は、区を取り巻くその時々状況に応じ、適宜バージョンアップしていく。

2) 検討の視点

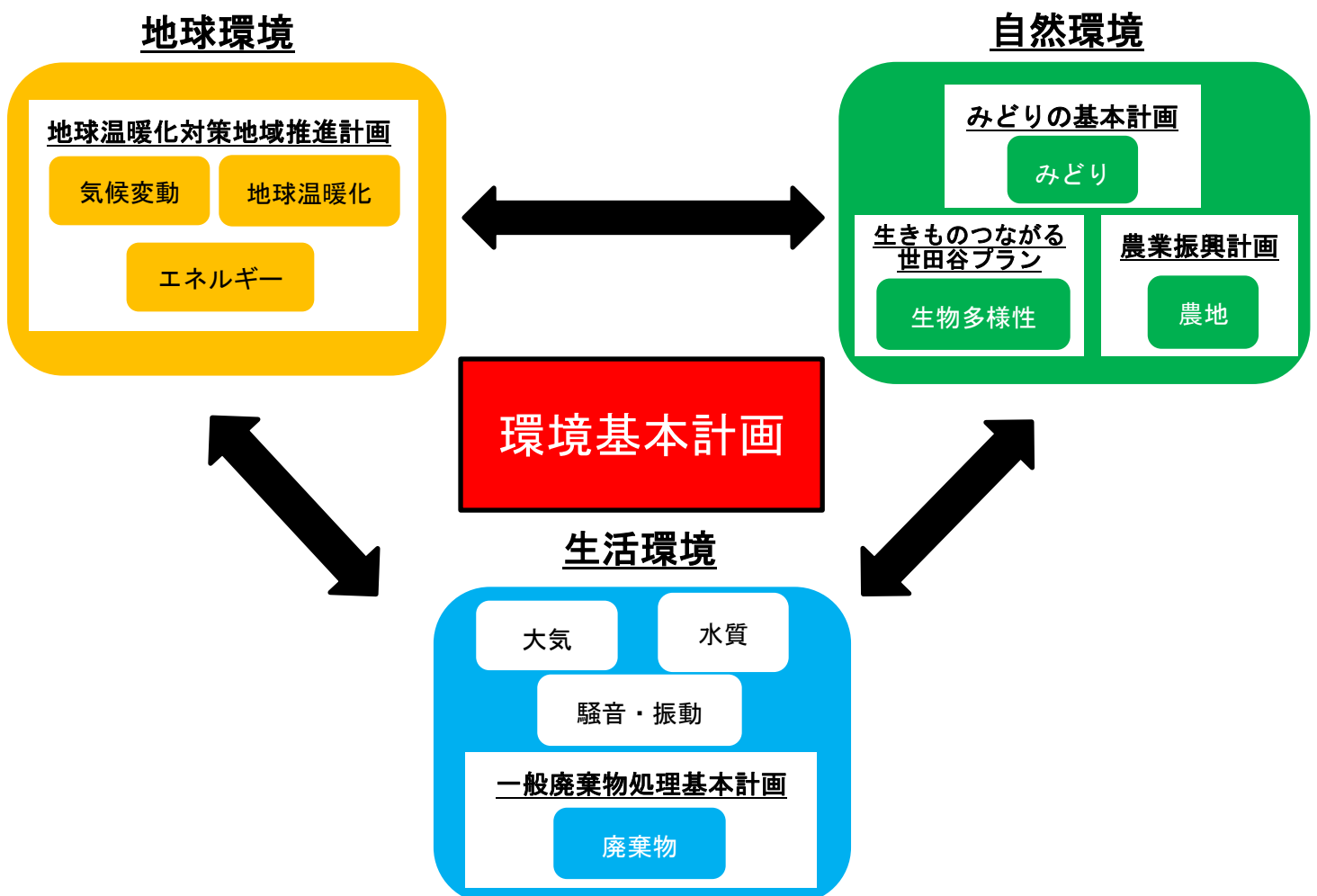
①今の世田谷区における環境のとりまとめ

新たな計画においては、社会状況や暮らし方・働き方の変化など「今の世田谷区及び区民」の状況(特性や資源・資産)などをふまえた「今の環境」について、計画のコンセプトや目指すべき将来像、区が取り組むべき環境課題の基本的な考え方を取りまとめる。

②各分野の相互関連や共通事項の明確化

計画の策定にあたっては、「環境」を地球環境(気候変動、地球温暖化、エネルギーなど)・自然環境(みどり、生物多様性、農地など)・生活環境(大気、水質、騒音・振動、廃棄物など)の3つの分野に分類して、共通の課題・相互関連が高い政策を整理することで、シナジー効果の高い共通施策を示す。

図「各分野と主な個別計画の関連」



③関連計画との整合性

現在策定中の世田谷区基本計画大綱を踏まえるとともに、各分野における「地球温暖化対策地域推進計画」や「みどりの基本計画」、「一般廃棄物処理計画」など個別の計画で定める事項と連携した横断的かつ総合的な計画とする。

【特に関連性が高い行政計画】

※各計画の内容は、以下リンク先の概要版または本編を参照

- ・ [次期世田谷区基本計画（大綱）](#)
- ・ [世田谷区地球温暖化対策地域推進計画](#)
- ・ [世田谷区みどりの基本計画](#)
- ・ [生きものつながる世田谷プラン～生きもの元気！ひと元気！生物多様性地域戦略～](#)
- ・ [世田谷区一般廃棄物処理基本計画](#)

【参考】世田谷区基本計画大綱（令和5年3月）一部抜粋

⑤脱炭素社会の構築と自然との共生

➤ 人類の生存を脅かしている今般の気候危機は、世田谷区のみでの取り組みだけで解決できる問題ではない。地球の生態系の健全性を維持できるように、人の行動や社会のあり方を変えていく必要があり、他自治体との連携はもとより、国境を越え、世界の様々な人々や組織と認識を共有し、行動の面でも連帯を深めていく地球に暮らす一住民としての取り組みが必要である。省エネルギーの徹底や再生可能エネルギーの活用、脱炭素やグリーンインフラの整備をはじめとした取り組みは国際社会共通の現状認識や対策の方向に即したものであり、今後は環境分野のみならず、経済、教育、福祉、まちづくりといったあらゆる分野の中で進めていく。

➤ 資源を浪費せずに循環的に使い、多様な生物に支えられた生態系の働きを高めていく持続可能な暮らしを実現するためには、区民の日常行動やビジネススタイルの変容が必要である。区民や事業者の積極的な参加が得られるよう、意識や行動の変革を促す取り組みやそれを支えるルールなどの基盤の整備を進め、まちづくりとも連動させながら行動変容を加速していく。

➤ グリーンインフラを推進するなど、自然環境が持つ多様な機能を積極的に活かしながら、生態系の維持も含めた自然環境との共生のための取り組み、みどりの保全・創出に向けた取り組みを一層進めることで、区民が暮らしの中で自然の豊かな恵みを実感、享受でき、心の豊かさや幸福感を感じられ、居心地がよく住みやすいまちづくりにつなげていくとともに、みどりに恵まれた世田谷の良好な住環境を、子どもや若者の世代へ確実に引き継いでいく。

(3) 本審議会でご議論いただきたい事項

■ 論点整理

項目①	項目②	内容
趣旨	趣旨	環境の保全等に関する施策を計画的に推進する「環境基本計画」について、令和2年度から令和6年度を計画期間とする「環境基本計画（後期）」の計画期間終了に伴い、新たな環境課題に対応する次期計画の策定に向けた検討を進める。策定にあたっては、環境審議会での議論、区民意見、庁内意見、区議会での議論等を踏まえ、検討を進める。
	背景	計画策定にあたっては、区及び区の環境政策を取り巻く社会経済情勢や、区の現況（人口、土地利用、自然環境）などの背景を踏まえる。
考え方	位置づけ	次期計画では、区民生活や地域社会に根差した、区の環境政策における理念、方針など、向こう6年間やそれ以降の時期においても共通する内容を中心に取りまとめる。また、区の関連計画（地球温暖化対策地域推進計画、みどりの基本計画、一般廃棄物処理基本計画など）との連携や整合を図りつつ、各分野を横断的に取りまとめたものとする。
	計画期間	令和7年度から令和12年度までの6年間とする。
	基本的な考え方	<p>【議論のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ☑世田谷区の特性を踏まえた「環境」とは。 ☑地球規模から生活環境まで、多岐かつ多層的な「環境」分野を、総合的な視点から整理。
	目指すべき将来像	<p>【議論のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ☑2050年の世田谷区のあるべき姿とは。
	将来像の実現に向けて特に取り組むべきテーマ	<p>【議論のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ☑地球環境・自然環境・生活環境レベルでの整理。

- ・ 本審議会では、基本計画の「基本的な考え方」「目指すべき将来像」「将来像の実現に向けて特に取り組むべきテーマ」についてご議論いただきたい。
- ・ なお、具体的な個別の取組みについては、基本計画と整合を図る各分野別の個別計画及び基本計画に基づき区が策定するアクションプランにおいて整理していく。

令和 5 年 6 月 2 9 日
環 境 政 策 部
環 境 計 画 課

環境に関する国や都の動向

現時点での、環境に関する国や都の各分野の動向は以下のとおり

(1) 地球環境

【国】

- ・パリ協定や IPCC の報告書を踏まえ、各国から温室効果ガス削減目標が提示されており、2021 年 10 月に閣議決定された「地球温暖化対策計画」では、「2030 年度において、温室効果ガスを 2013 年度から 46%削減することを目指す。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。」ことが新たな目標に掲げられた。
- ・2050 年脱炭素社会の実現に向けて「地域脱炭素ロードマップ」を定め、少なくとも 100 か所の「脱炭素先行地域」において、2030 年度までに地域特性等に応じた先行的な取組みを実行することとし、これまで 3 回の選考を実施し、62 件が選定されている。

【東京都】

- ・2019 年 5 月に、気温上昇を 1.5℃に抑えることを追求し、2050 年までに世界の CO2 排出実質ゼロに貢献する「ゼロエミッション東京」を宣言し、同年 12 月に「ゼロエミッション東京戦略」を策定した。
- ・2021 年 1 月には、都内温室効果ガス排出量を 2030 年までに 50%削減（2000 年比）すること（カーボンハーフ）、再生可能エネルギーによる電力利用割合を 50%程度まで引き上げることがを表明した。

(2) 自然環境

【国】

- ・2021 年 6 月の G7 サミットにおいて、日本を含めた G7 各国は、2030 年までに陸と海の 30%以上の保全エリアを確保することをめざす「30by30」を約束し、我が国においては、2022 年 4 月に、「30by30」目標達成までの行程と具体策を示した「30by30 ロードマップ」を策定した。
- ・2022 年 12 月に開催された COP15 で採択された「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」を踏まえ、2023 年 3 月に閣議決定した「生物多様性国家戦略 2023-2030」では、2050 年ビジョン「自然と共生する社会」達成に向けた短期目標（2030 年ミッション）として「ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現」を掲げた。
また、2030 年のネイチャーポジティブの実現に向け、5 つの基本戦略と、基本戦略ごとに状態目標と行動目標を設定した。

【東京都】

- ・ 2023 年に改定された東京都生物多様性地域戦略では、2030 年までに生物多様性を回復軌道に乗せるネイチャーポジティブの実現を目標とした。
- ・ 上記の東京都生物多様性地域戦略で掲げる「2030 年ネイチャーポジティブ」に向けた取組みを推進するために「東京都生物多様性地域戦略アクションプラン」を 2023 年 4 月に策定した。

(3) 生活環境

【国】

- ・ アスベストの含有建材の適切な管理・処理を実現するため、2020 年 6 月にアスベスト含有建材の範囲が拡大され、解体事業者等が工事前に実施するアスベスト調査結果の行政への報告が義務化された。
- ・ 2022 年 1 月に、気候変動対策・大気環境改善のための光化学オキシダント総合対策について、【国民の安全・安心の確保】【アジア地域（世界）における脱温暖化と正常な空気の共有】の二つの目標を掲げ、総合的な取組みに係る政策パッケージを策定した。

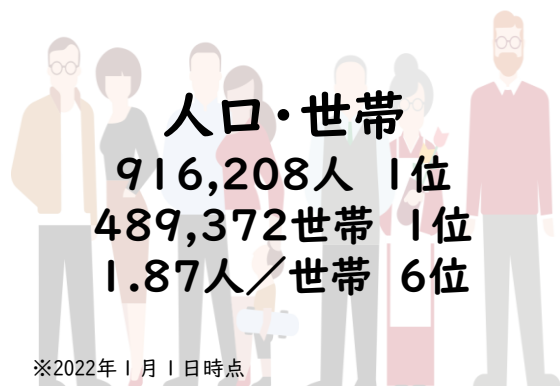
【東京都】

- ・ 2018 年 5 月に開催の「きれいな空と都市 東京フォーラム」において、めざすべきビジョンとして、「Clean City の実現」と「快適な大気環境（Clear Sky）の実現」を掲げた。
- ・ PM2.5 は環境基準を長らく達成できていない状況であったが、2019 年度に初めて東京都のすべての測定局で環境基準を達成した。

世田谷区の現況資料

特別区における世田谷区の姿

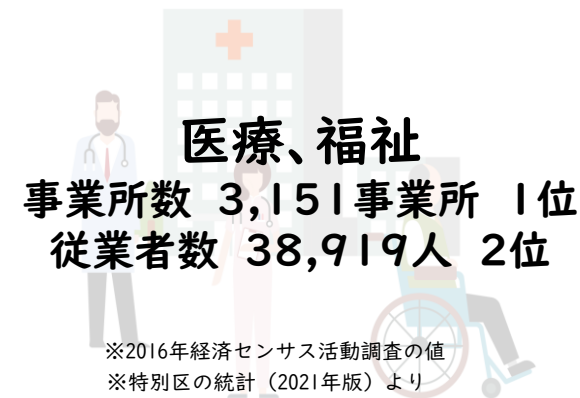
※順位は特別区内での順位を示しています。



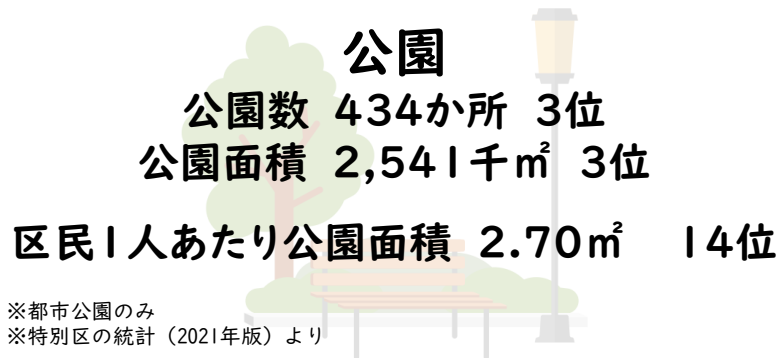
※2022年1月1日時点
※特別区の統計（2022年版）より



※世田谷区統計書（2021年版）より



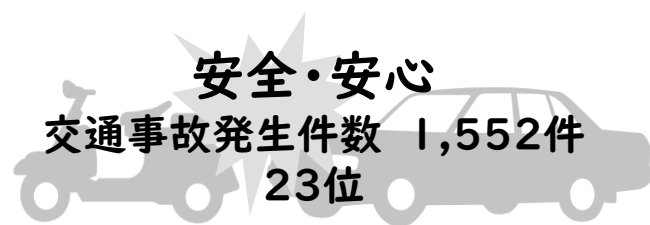
※2016年経済センサス活動調査の値
※特別区の統計（2021年版）より



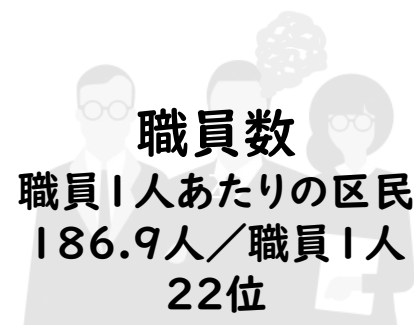
※都市公園のみ
※特別区の統計（2021年版）より



※2020年中
※特別区の統計（2021年版）より



※2020年中
※特別区の統計（2021年版）より



※2020年中
※特別区の統計（2021年版）より

世田谷区の**現況**

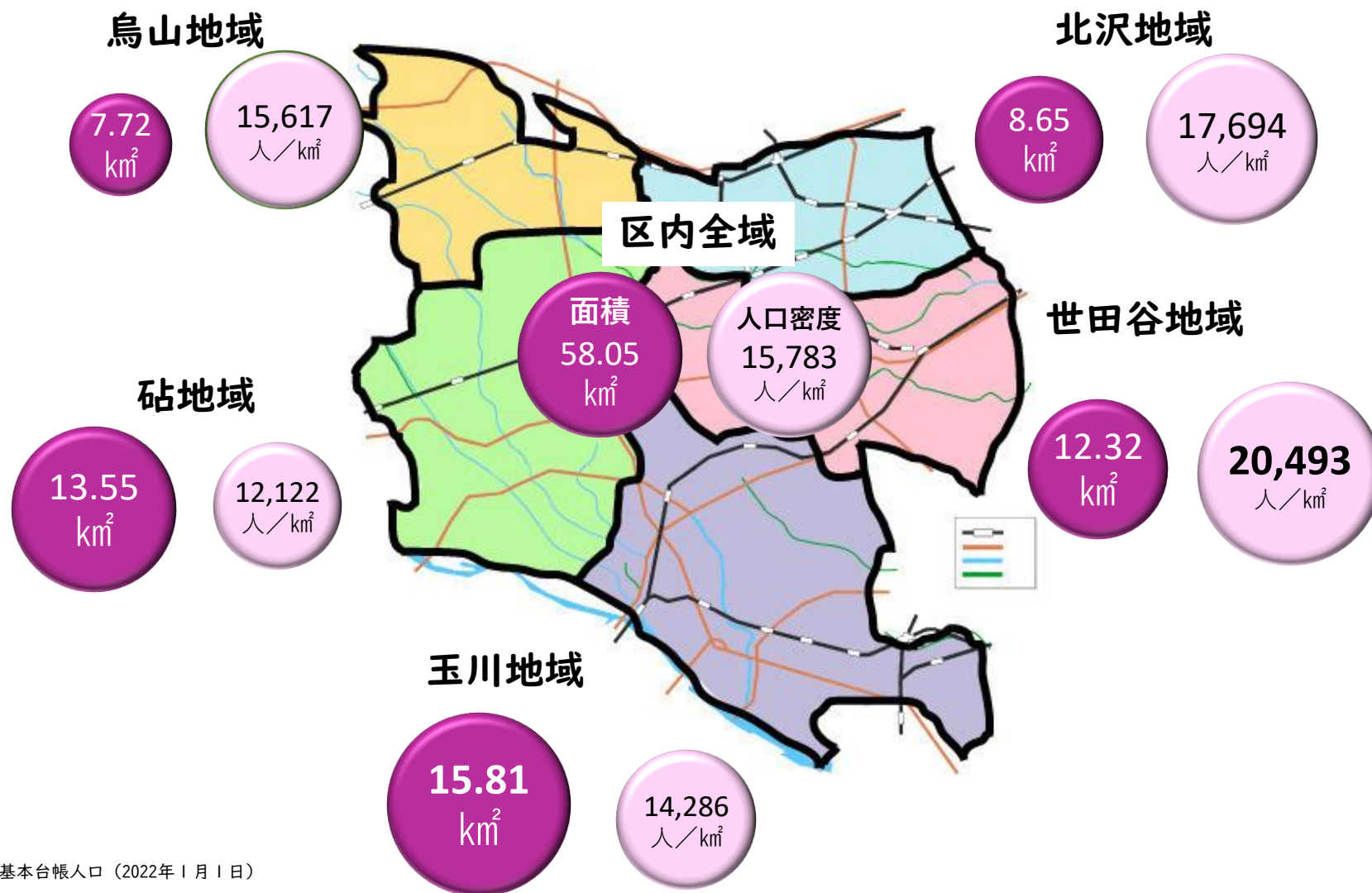
目次

1. 世田谷区の人口、面積、世帯数等	4
2. 将来の人口	8
3. 街の姿	15
4. 自然環境	17
5. 安全・安心	21
6. 区民の仕事	26
7. 区民の意識	28
8. 地域のつながり	34
9. 福祉の状況	37
10. 区民の所得と納税額	46
11. 財政状況と区職員の状況	47

1. 世田谷区の人口、面積、世帯数等

世田谷区の面積・人口密度

区の総面積は58.05km²、人口密度は15,783人/km²となっています。地域別には玉川地域が最も広く、烏山地域が最も小さくなっており、人口密度は世田谷地域が最も高く、砧地域が最も低くなっています。



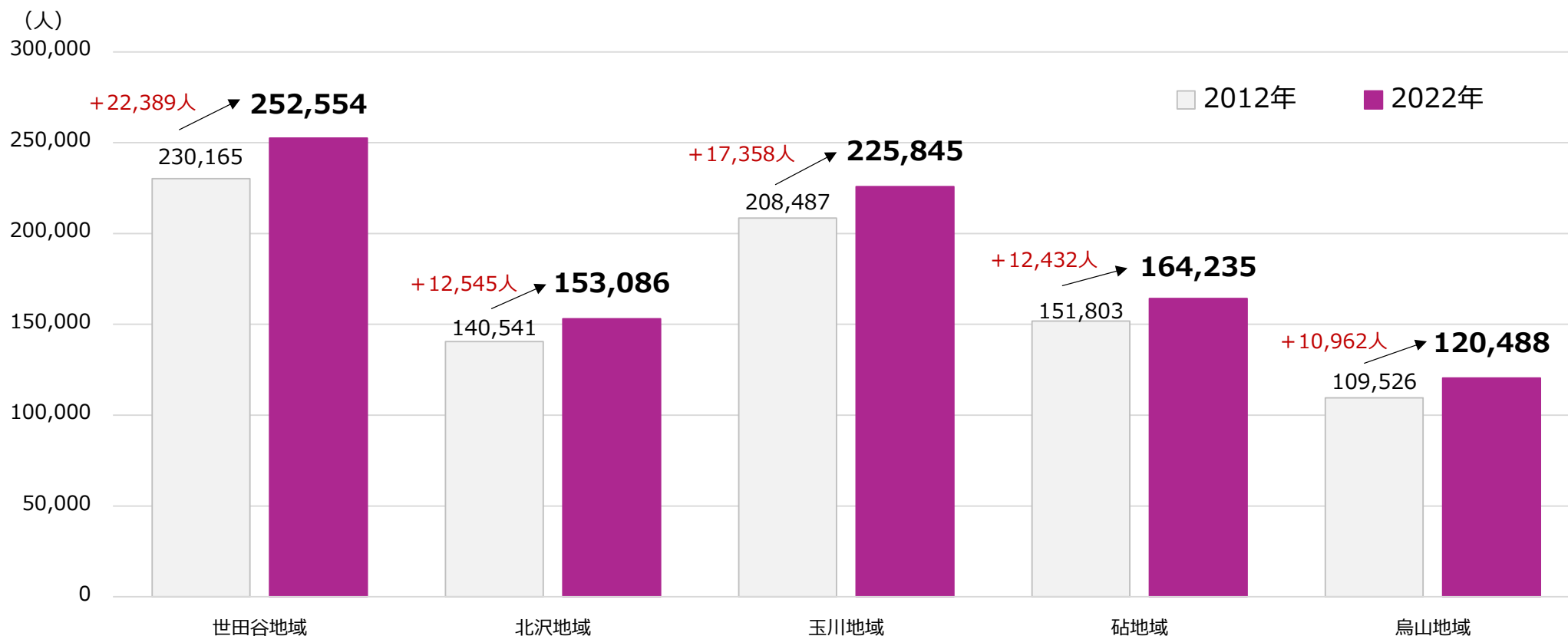
1. 世田谷区の人口、面積、世帯数等

世田谷区の人口

区の総人口（2022年1月1日現在）は916,208人となっており、2012年に比べ9.0%人口が増加しています。地域別人口は、多い順に世田谷地域、玉川地域、砧地域、北沢地域、烏山地域となっています。

総人口

2012年 840,522人 > 2022年 916,208人
(+75,686人増 (9.0%UP))

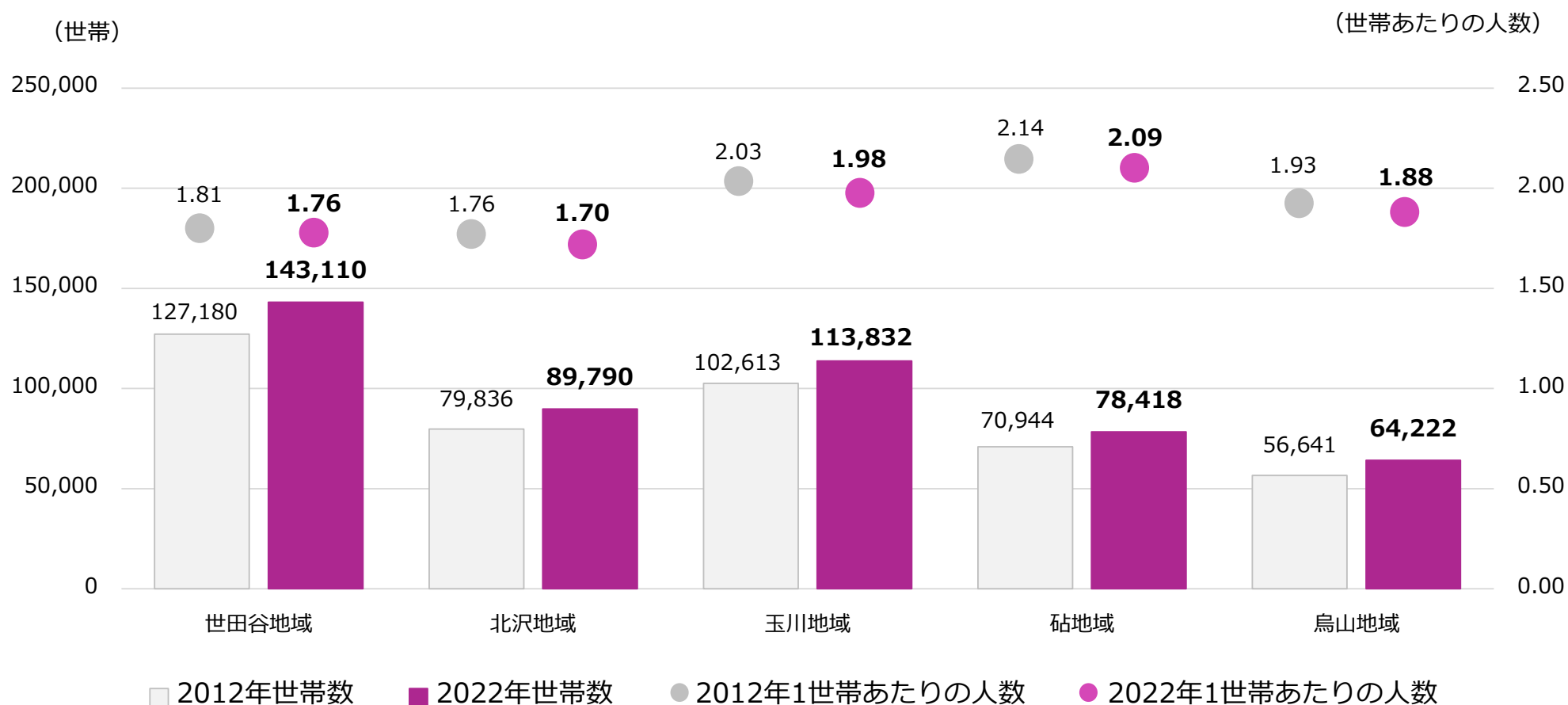


1. 世田谷区の人口、面積、世帯数等

世田谷区の世帯数

区の総世帯数は489,372世帯となっており、1世帯あたりの人数は1.87人となっています。

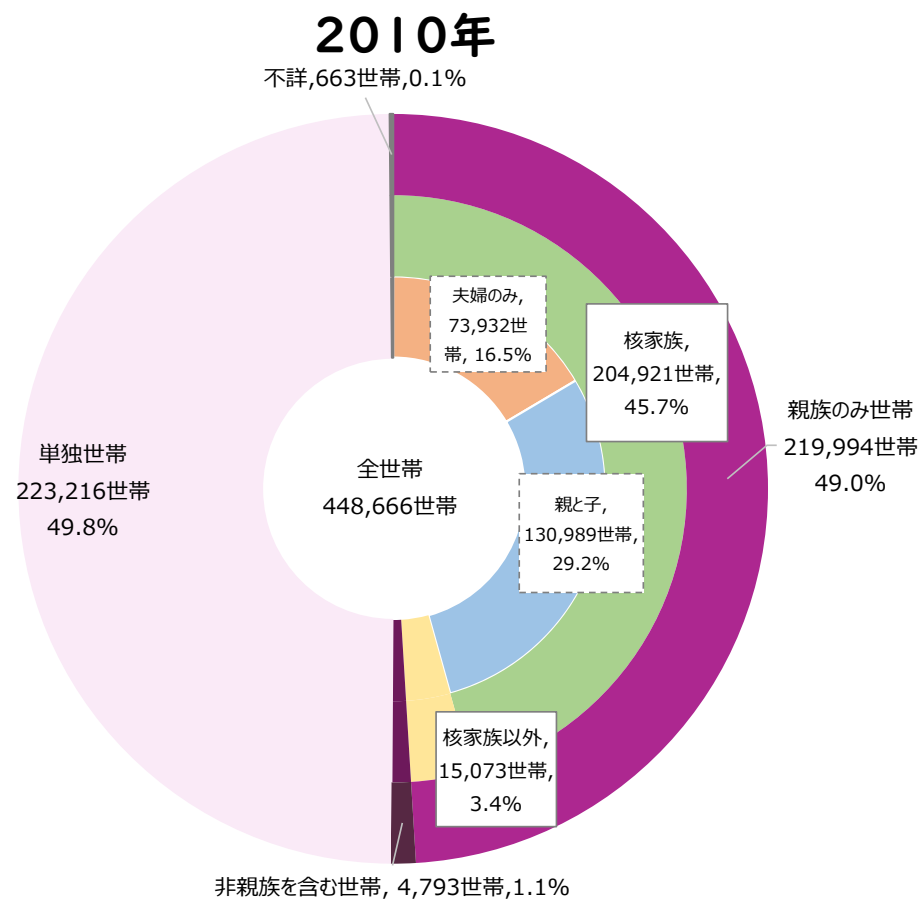
総世帯数：2012年 437,214世帯 ➤ 2022年 489,372世帯 (52,158世帯増(11.9%UP))
1世帯あたりの人数：2012年 1.92人/世帯 ➤ 2022年 1.87人/世帯



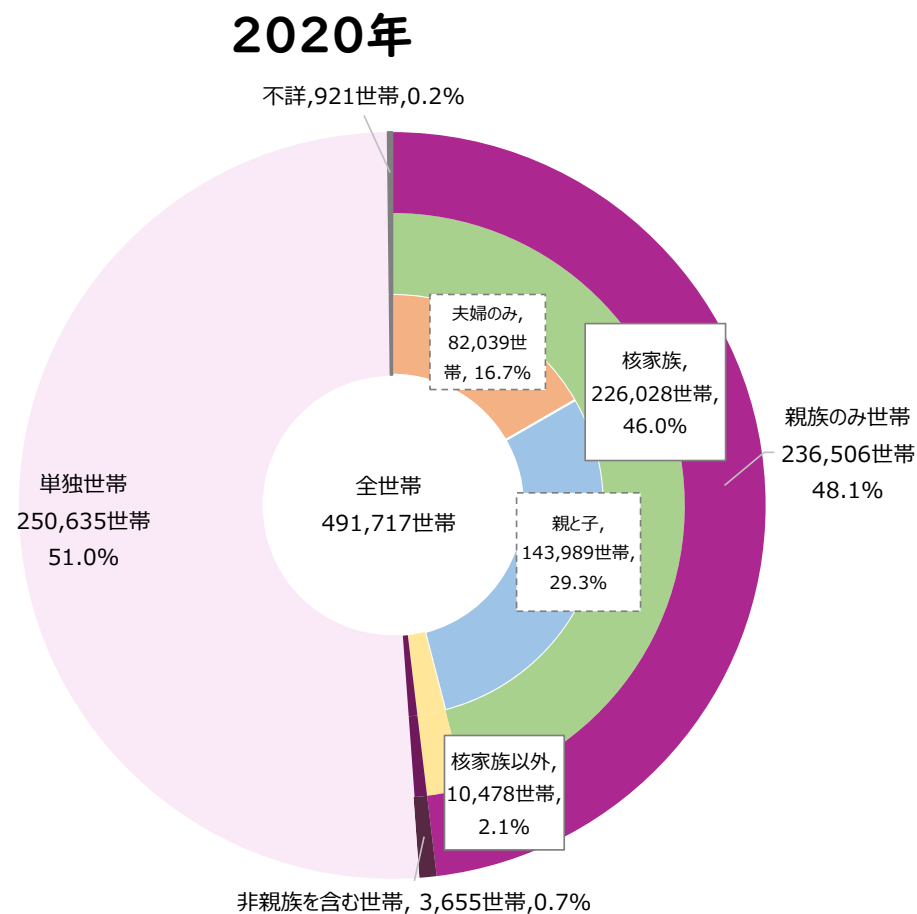
1. 世田谷区の人口、面積、世帯数等

世田谷区の世帯類型

区の世帯類型構成比は、2010年から2020年にかけて大きな変化はありませんが、**単独世帯が1.2ポイント増加し、51.0%**となっています。



出典：国勢調査（2010年）を基に作成



出典：国勢調査（2020年）を基に作成

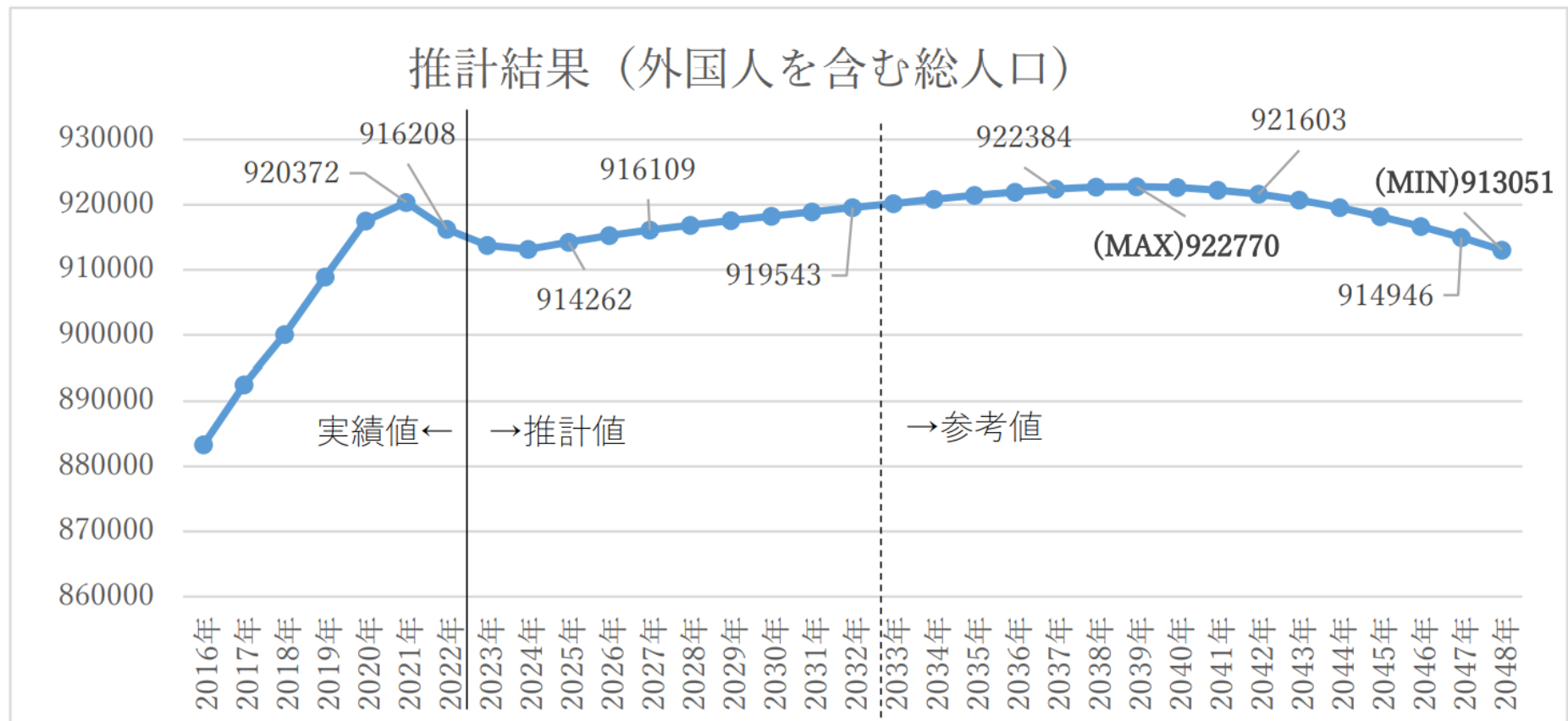
※非親族を含む世帯：2人以上の世帯のうち、世帯主と親族関係にない人がいる世帯
※核家族のうち「親子」：夫婦と子、男親と子、女親と子の合計

2. 将来の人口

世田谷区の将来人口推計

区の将来人口は、2024年まで人口減となりますが、その後、人口増に転じ、微増傾向が継続する見込みです。その後、2039年の922,770人をピークに減少に転じる見込みです。

将来人口推計



出典：世田谷区将来人口推計（2022年）

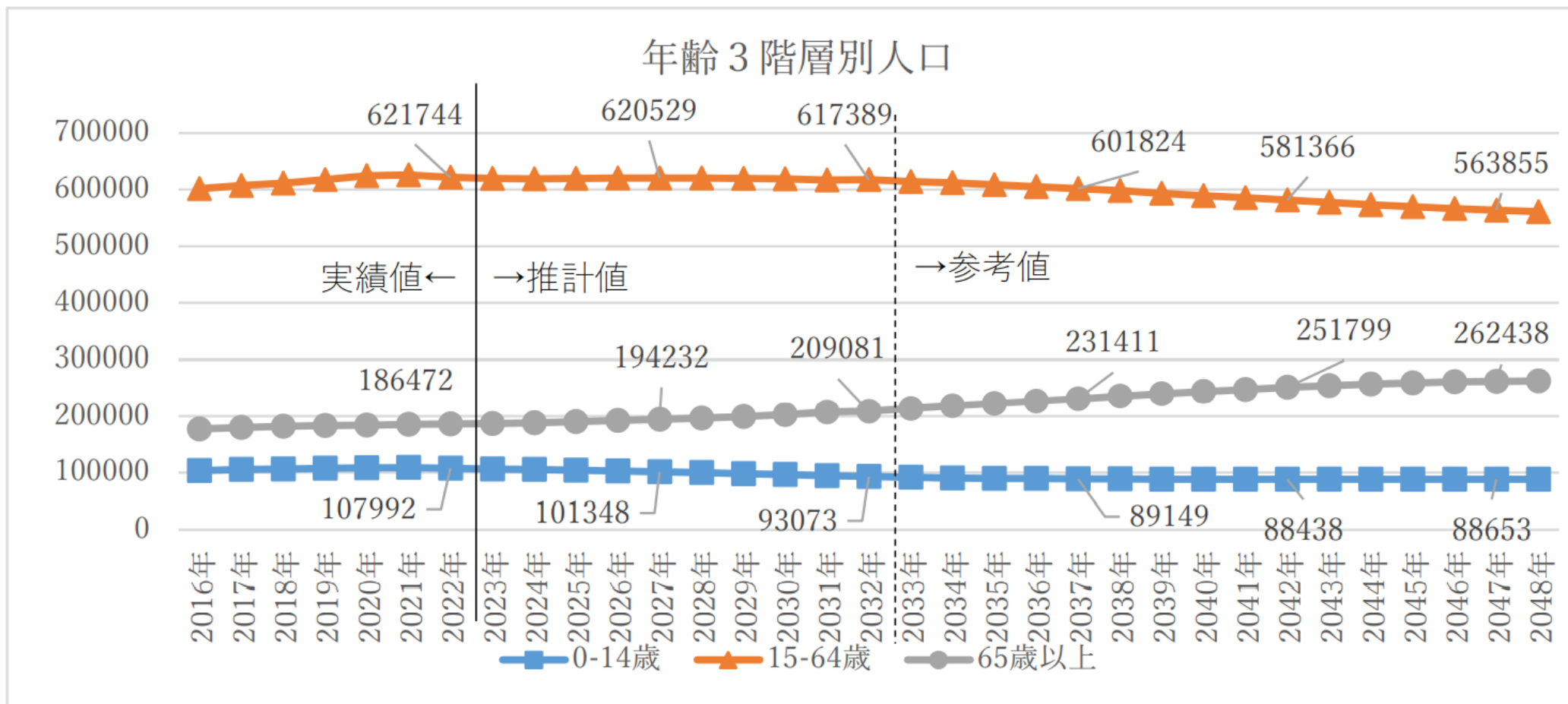
※将来人口推計とは、過去の出生・死亡・移動の実績を未来に投影し、将来の人口規模や年齢構成などの推移を算出するもの。

2. 将来の人口

世田谷区の年齢3区分将来人口推計

生産年齢人口(15~64歳)は、2021年をピークに減少傾向になる見込みです。また、高齢者人口(65歳以上)は一貫して増加し、年少人口(0~14歳)は逡減する見込みです。

年齢3区分将来人口

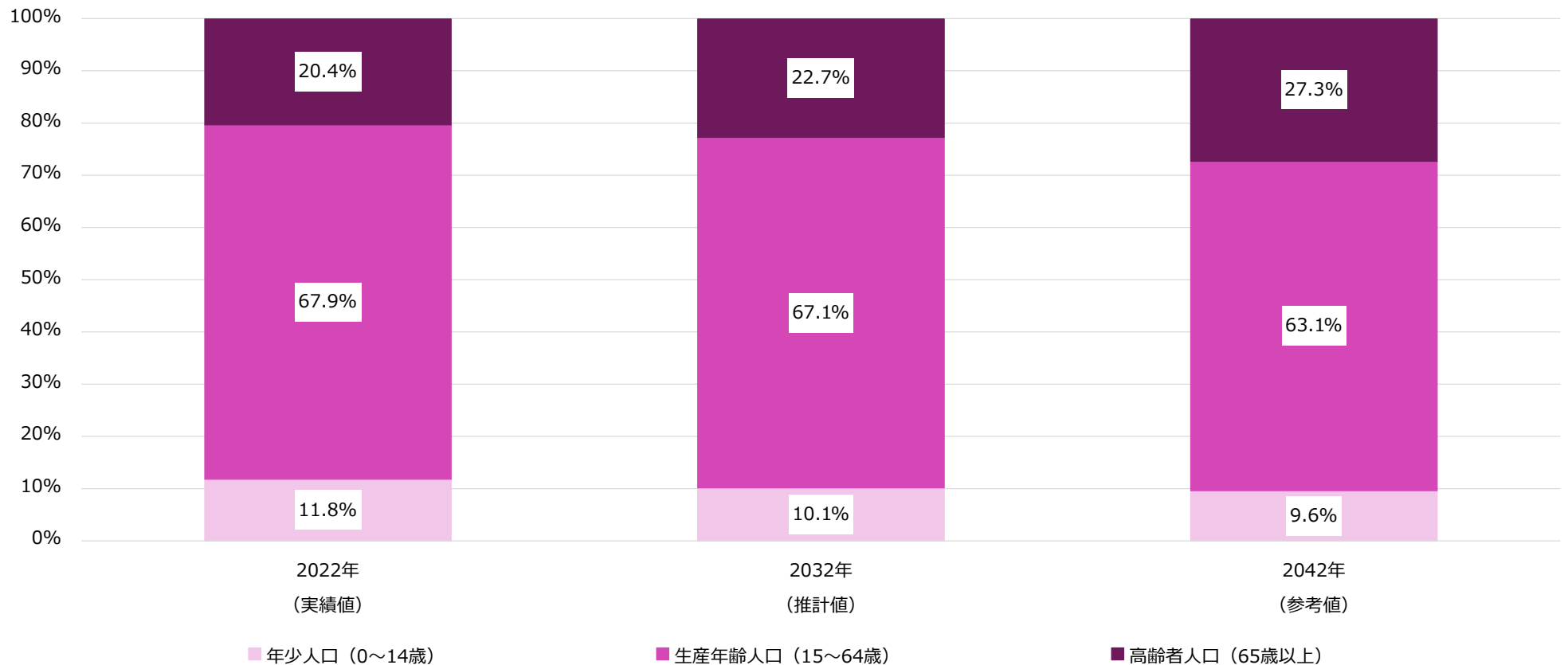


2. 将来の人口

世田谷区の年齢3区分将来人口構成比

区の年齢3区分将来人口構成比をみると、2022年には65歳以上が20.4%であったのに対し、2032年には22.7%となる見込みです。一方で、0～14歳、15～64歳の割合は減少が見込まれます。

年齢3区分将来人口構成比



2. 将来の人口

世田谷区の年齢・男女別人口の推移

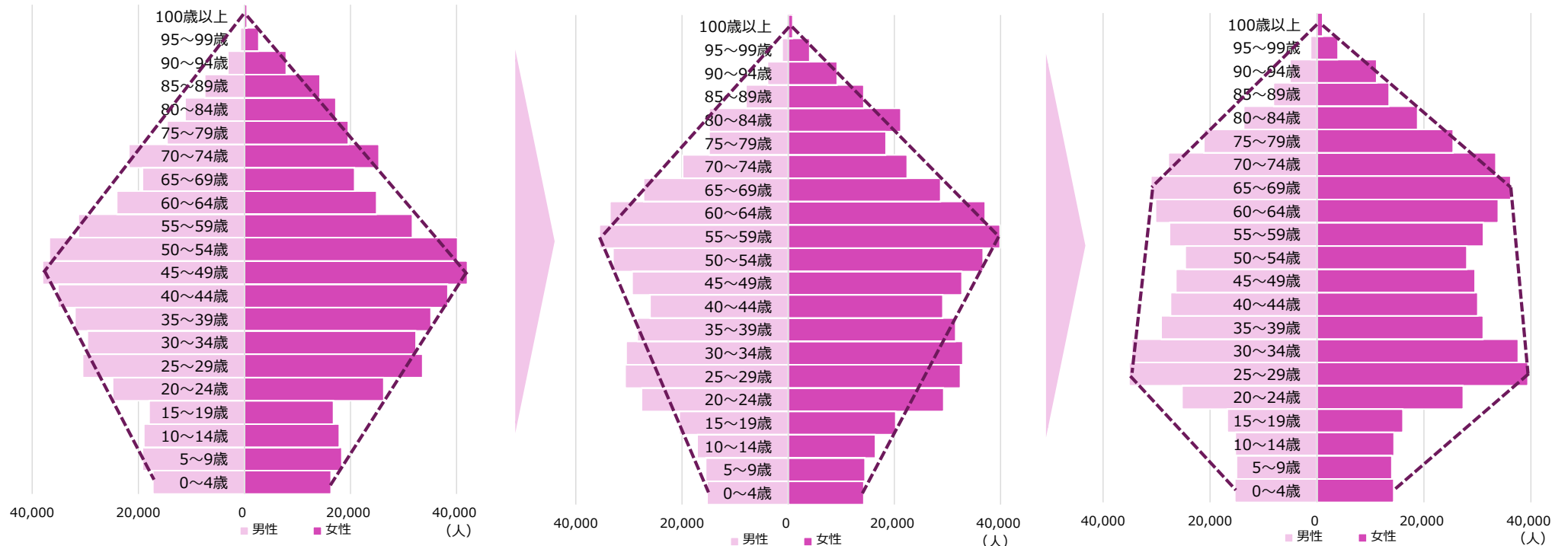
区の年齢5歳階級別人口では、2022年に40代～50代が最も多く、2032年には50代～60代が最も多くなる見込みです。

年齢・男女別人口の推移

2022年（実績値）

2032年（推計値）

2042年（参考値）



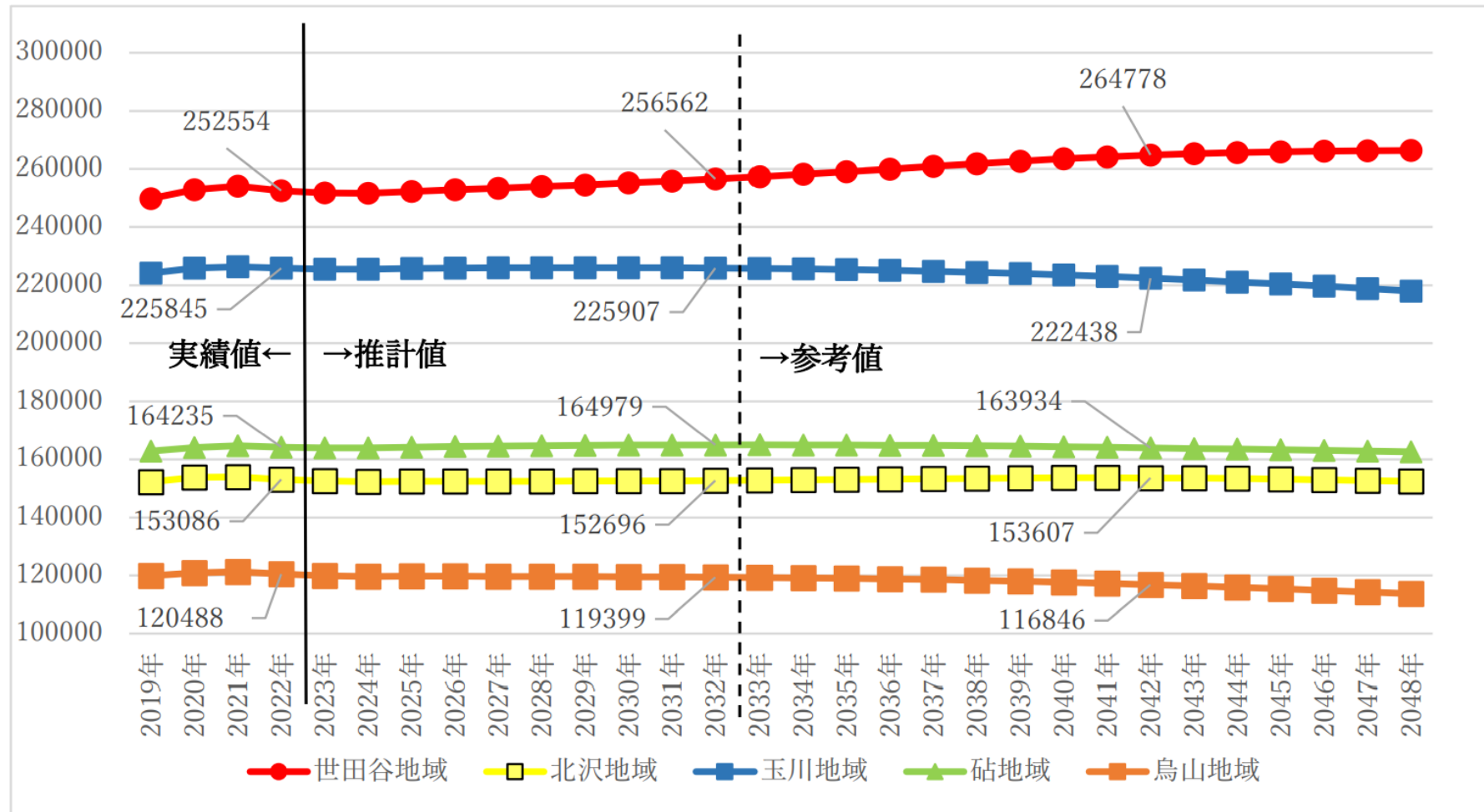
出典：世田谷区将来人口推計（2022年）

2. 将来の人口

世田谷区の5地域別の将来人口推計

区の5地域の将来人口推計では、区全体の傾向と同じく、2025年には全地域で人口減少から増加に転じます。その後、**烏山地域**は2026年、**玉川地域**は2030年、**砧地域**は2034年、**北沢地域**は2042年から人口減少に再び転じる見込みです。一方、**世田谷地域**では人口が増加し続ける見込みです。

5地域別将来人口



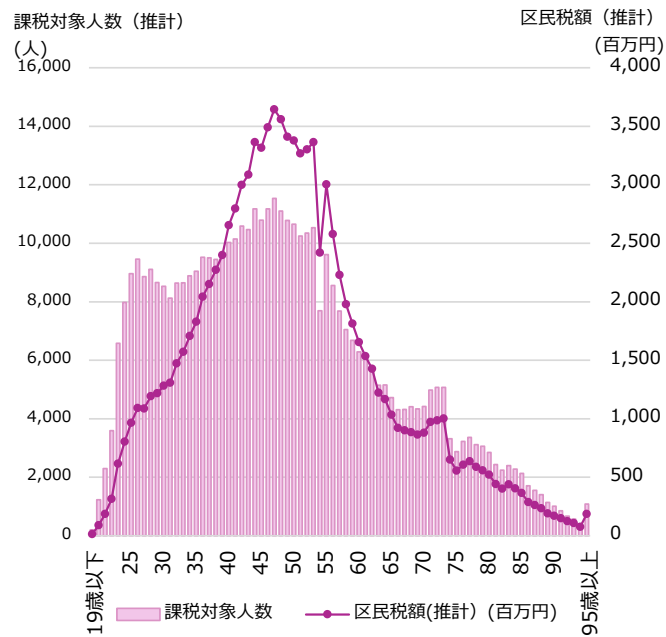
2. 将来の人口

世田谷区の特別区民税の将来推計

区の2031年度の特別区民税の課税対象者は、2021年度に比べ17,286人減少する見込みです。また、課税対象者の減少に伴い、特別区民税は11億9,700万円の減少が見込まれます。

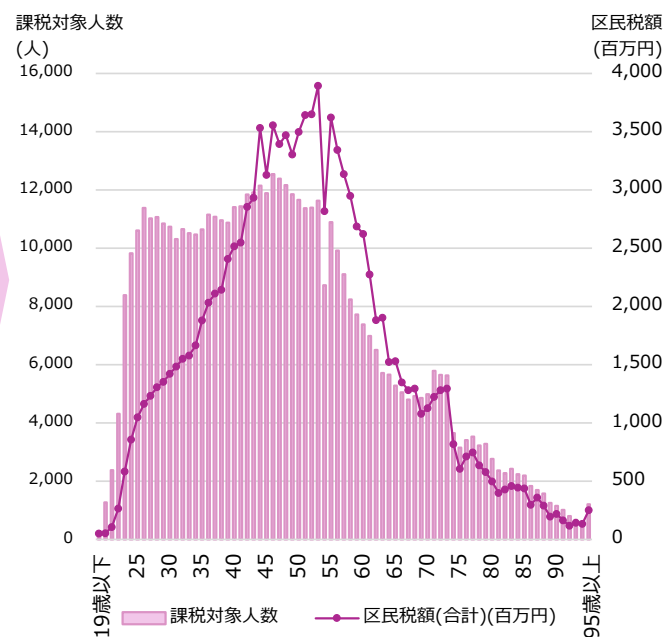
特別区民税の将来推計

2021年度（2011年度推計値）



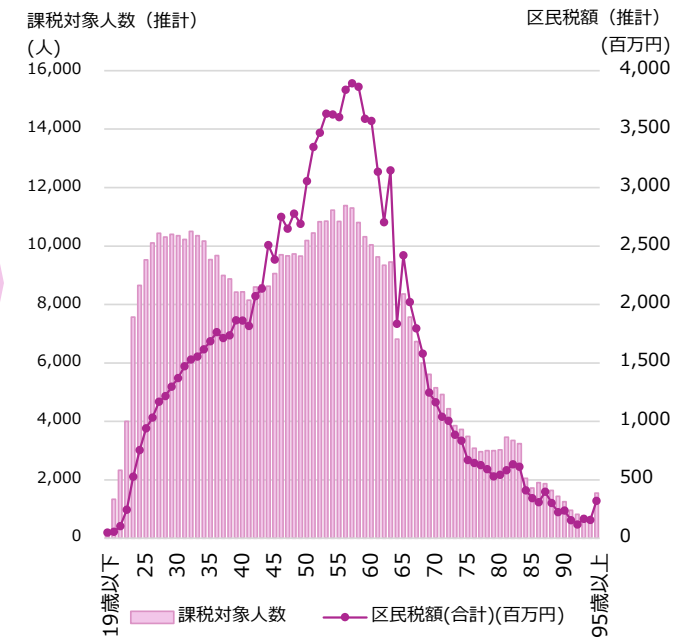
課税対象者 467,423人
課税総額 108,668百万円

2021年度（実績値）



課税対象者 534,668人
課税総額 121,398百万円

2031年度（推計値）



課税対象者 517,382人
課税総額 120,200百万円

2. 将来の人口

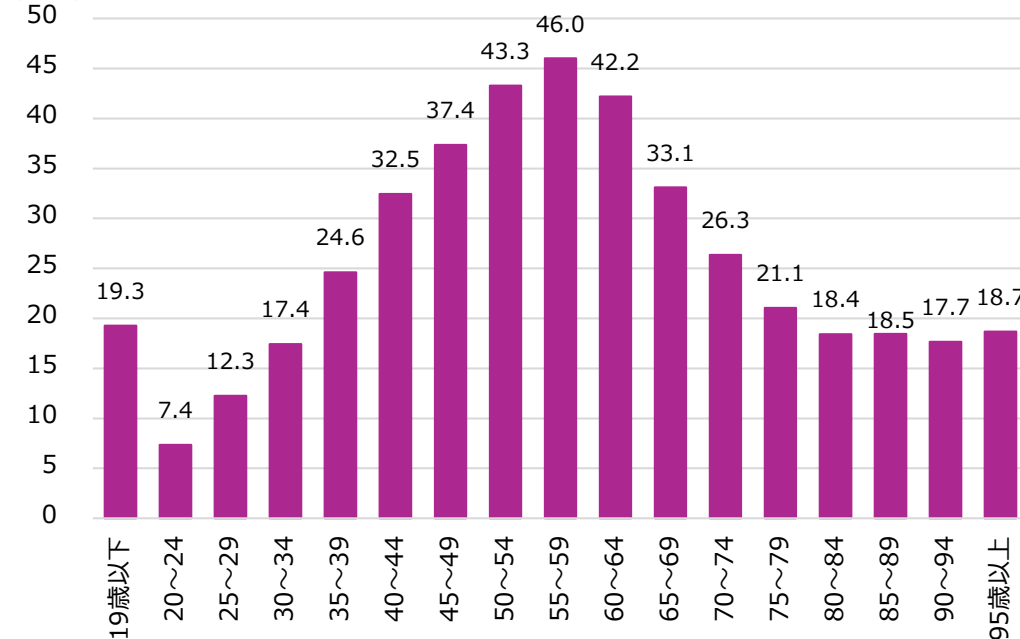
世田谷区の課税対象者一人当たりの特別区民税額

2021年度の男女別の特別区民税課税対象者一人当たりの税額を比較すると、男性は20代前半～50代にかけて増加し、50代後半以降より低下しているのに対し、女性は、年齢が上がっても大きな変化が表れず、男女の違いが顕著に表れています。

課税対象者一人当たりの特別区民税額（2021年度）

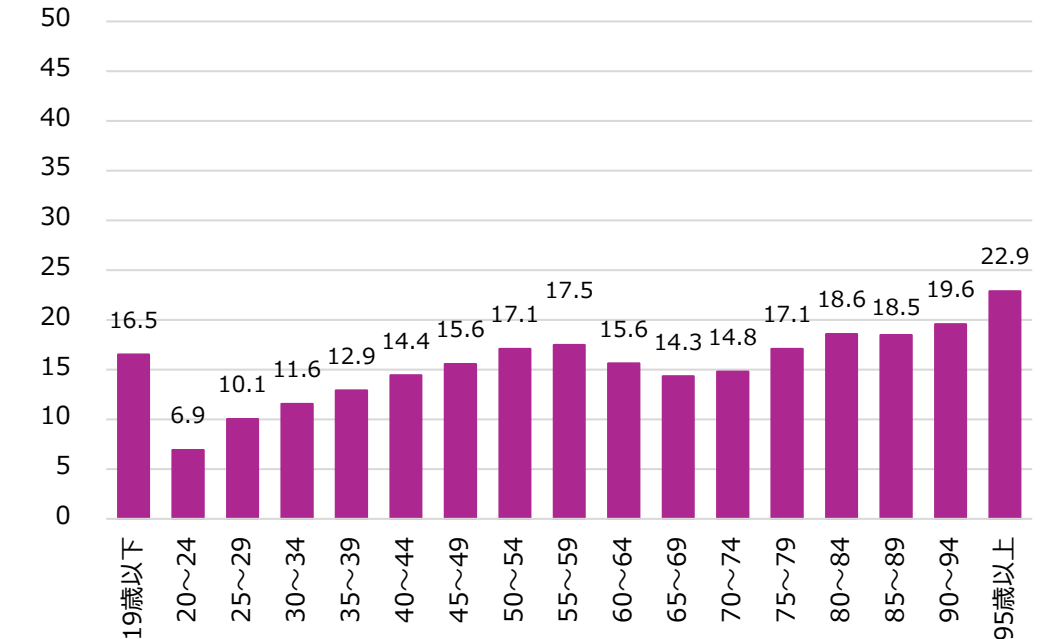
男性

課税対象者一人当たり区民税額
(万円)



女性

課税対象者一人当たり区民税額
(万円)



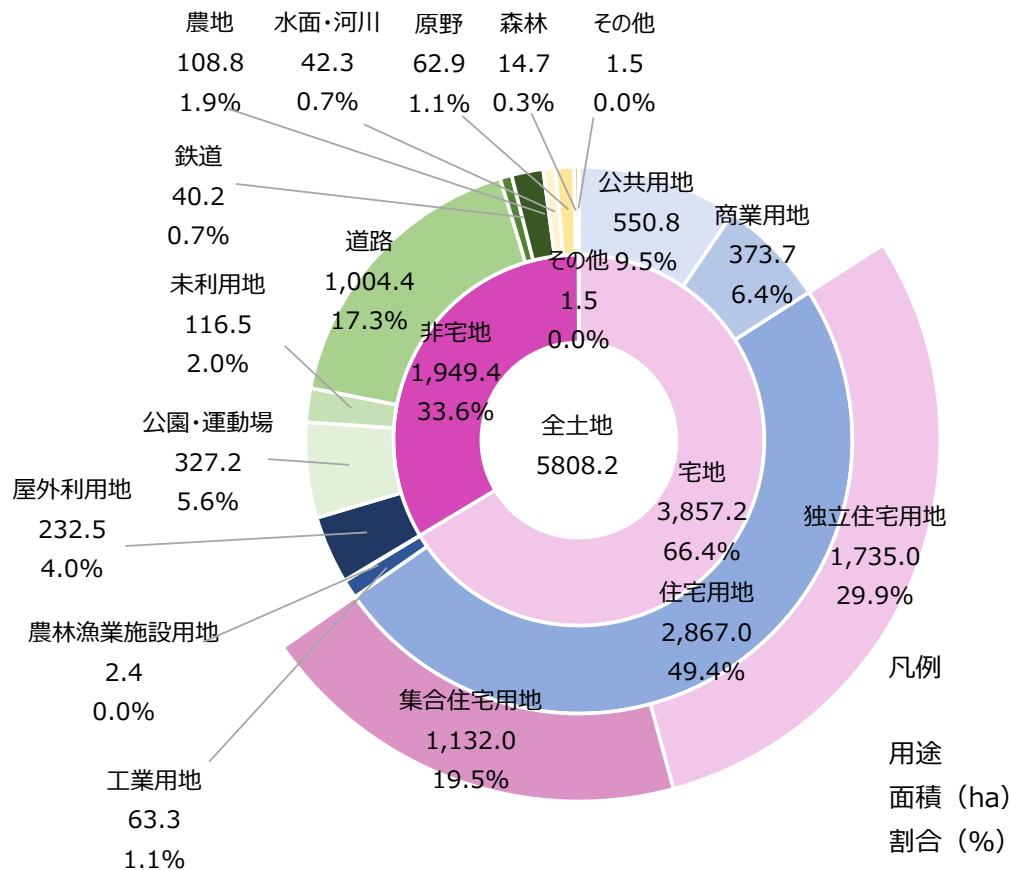
3. 街の姿

世田谷区の用途別土地利用面積

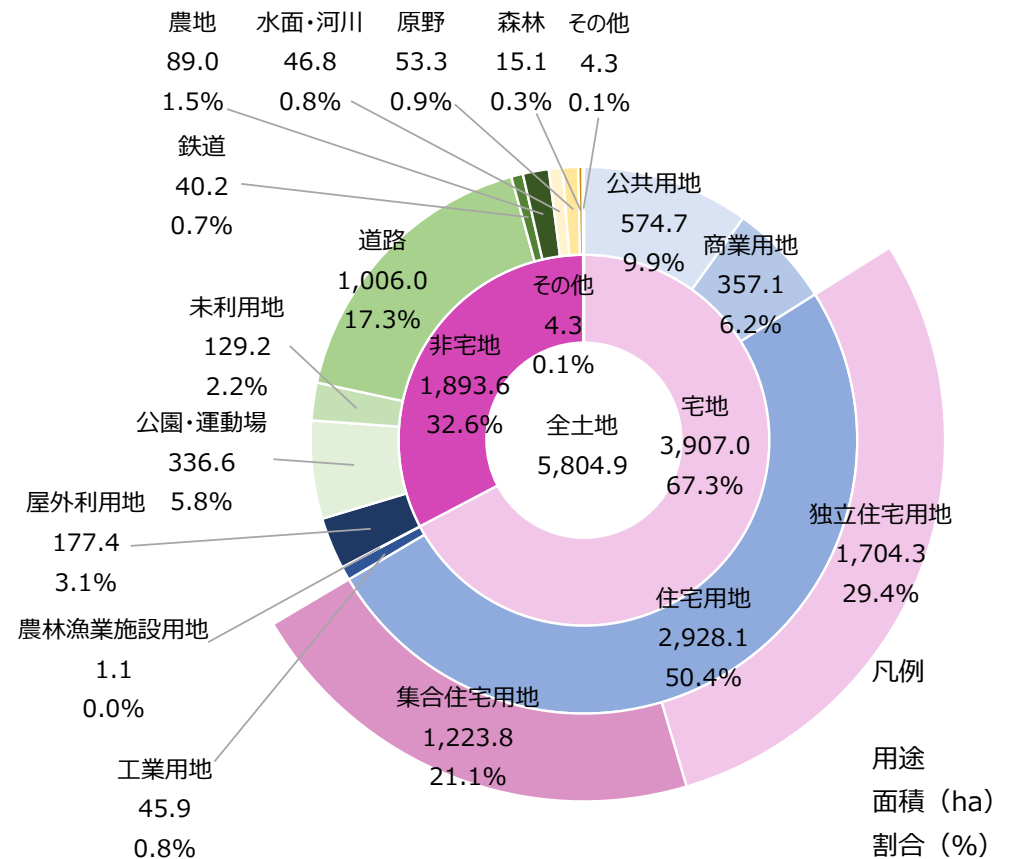
区の用途別土地利用面積では、全土地5,804.9haのうち、住宅用地が2,928.1ha(50.4%)と過半を占めており、住宅用地を含む宅地は2011年度から2021年度にかけて、49.8ha増加しました。

世田谷区の用途別土地利用面積

2011年度



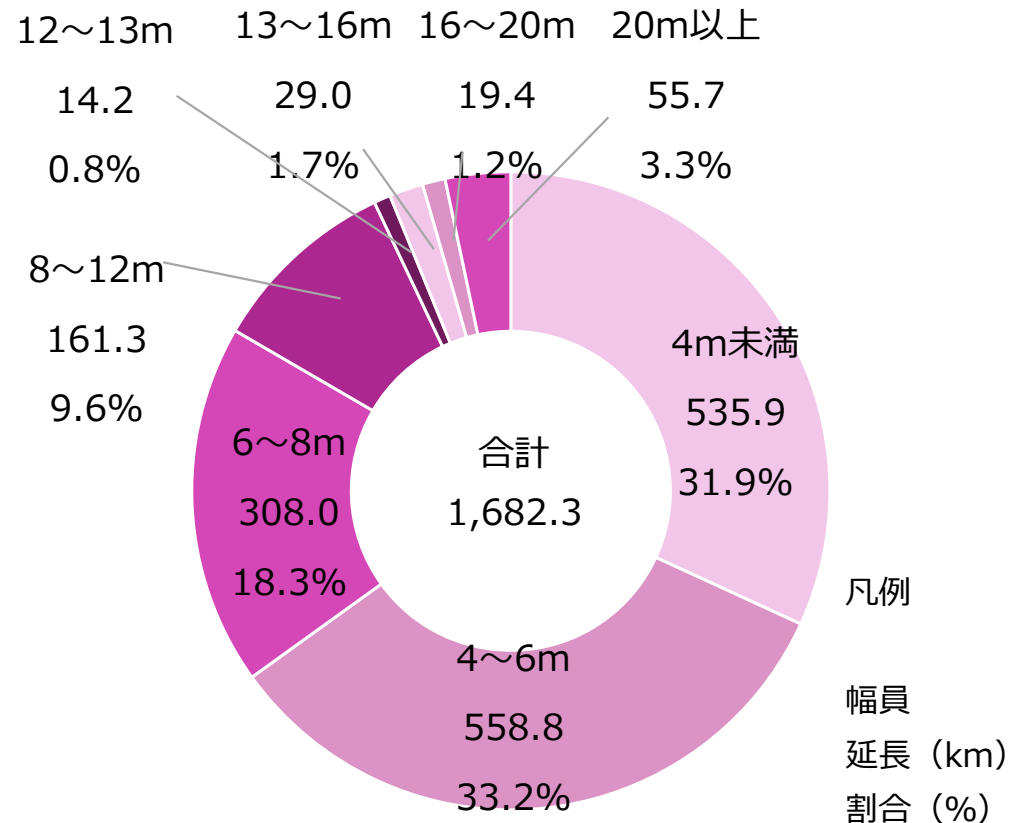
2021年度



世田谷区の道路幅員別道路延長

区の道路幅員別道路延長では、「4～6m」の道路の割合が33.2%と最も高く、次いで「4m未満」が31.9%となり、あわせて全体の約65%を占めています。

道路幅員別道路延長(2021年度)

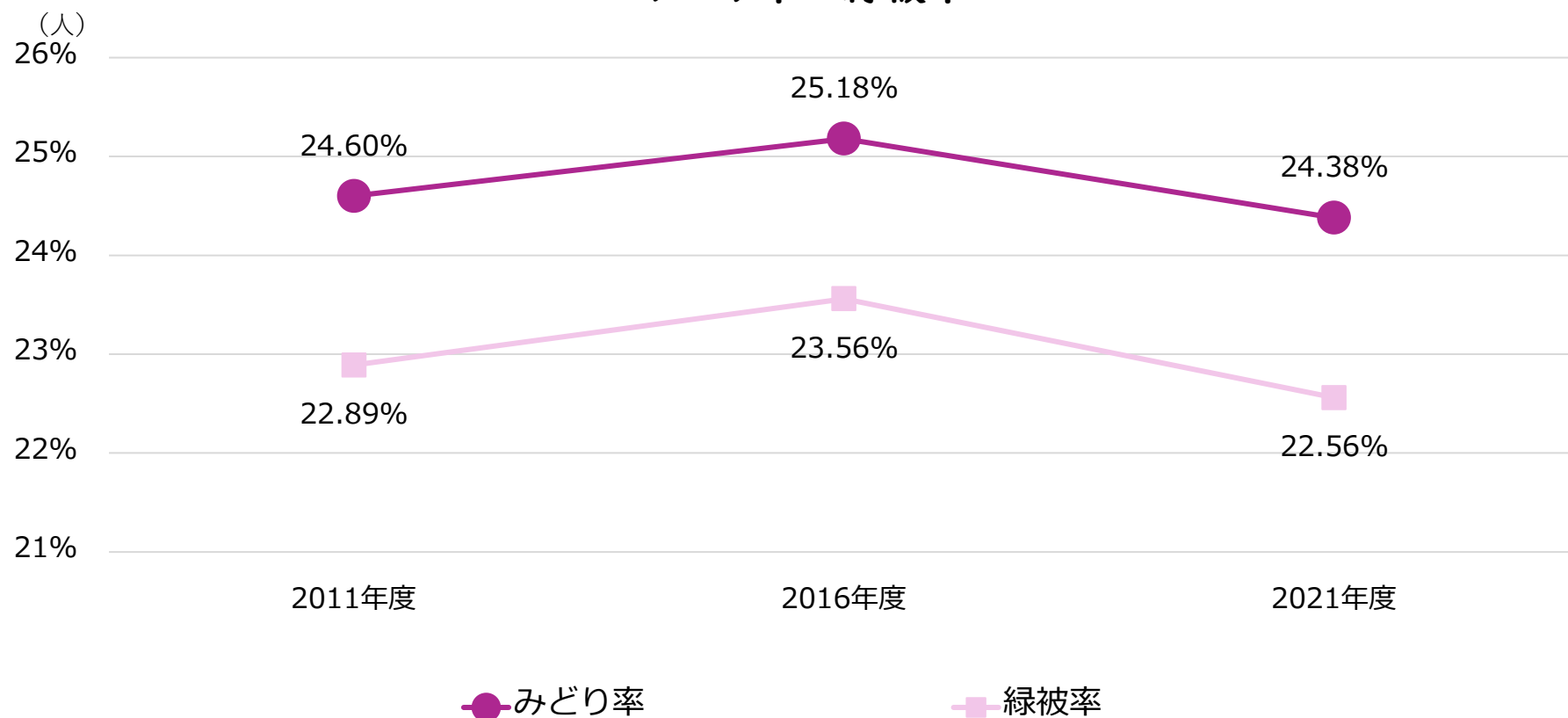


4. 自然環境

世田谷区のみどり率・緑被率

区のみどり率は、2016年度に25.18%でしたが、2021年度には24.38%となり、0.80ポイント低下しました。
緑被率も同様に、2016年度に23.56%でしたが、2021年度には22.56%となり、1.00ポイント低下しました。

みどり率・緑被率



出典：世田谷区みどりの資源調査

※みどり率：緑被部分(*)に水面と公園内の緑被以外の部分を加えた面積が区の総面積に占める割合

※緑被率：緑被部分(*)が区の総面積に占める割合

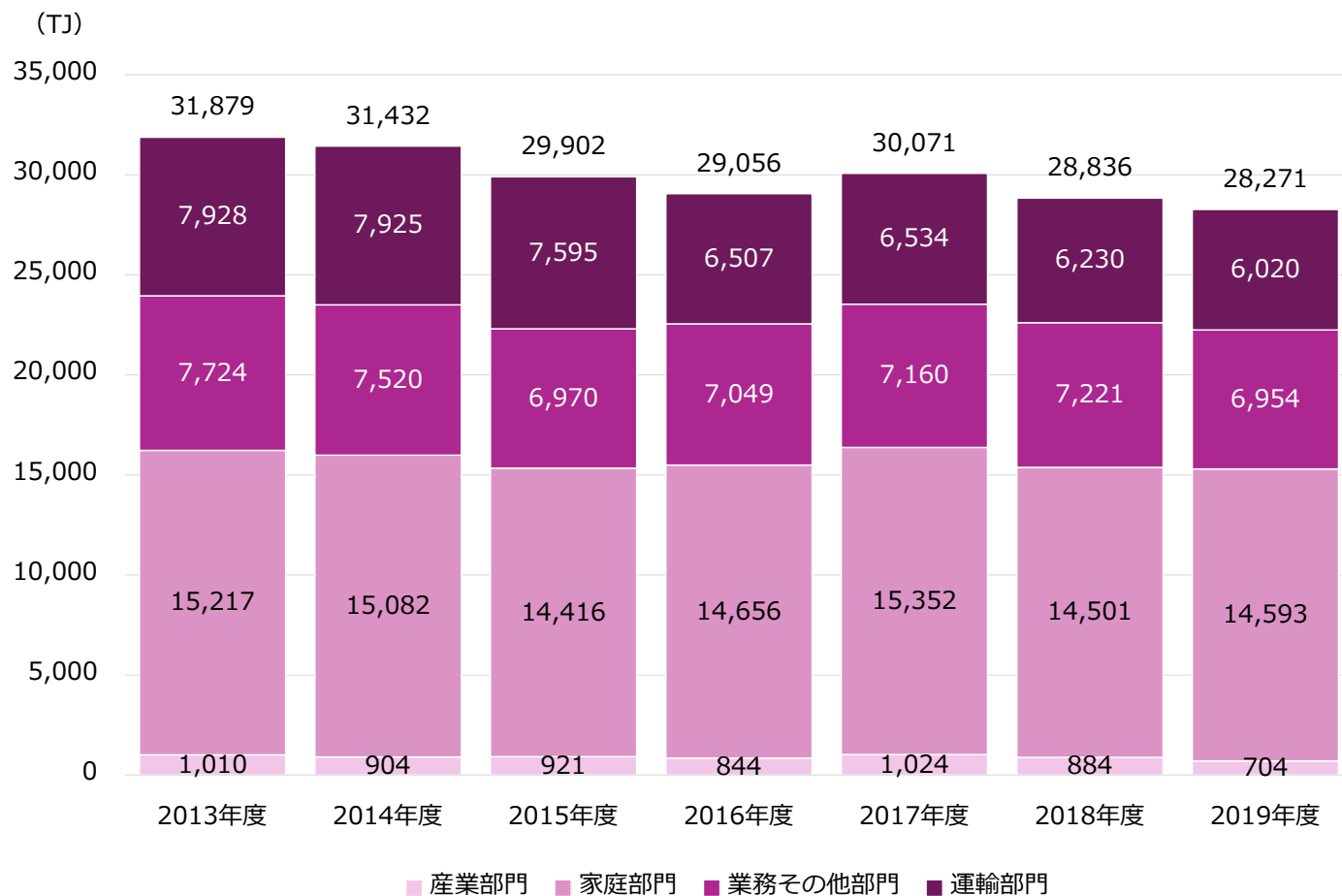
*緑被部分：上空から見たときに樹木、竹林、草地、農地などの緑が地表面を被う部分

4. 自然環境

世田谷区のエネルギー消費量

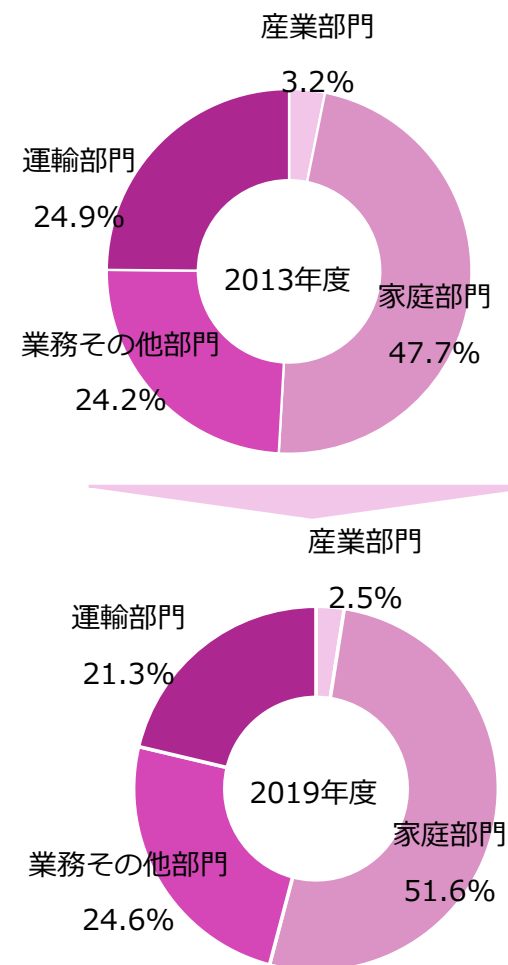
区のエネルギー消費量は2013年度から減少傾向にあり、2019年度には2013年度に比べ11.3%減少しました。また、2019年度の総エネルギー消費量に対する家庭部門が占める割合は、2013年度の47.7%から、2019年度に51.6%となり、約3.9ポイント上昇しています。

エネルギー消費量



出典：「オール東京62市区町村共同事業みどり東京・温暖化防止プロジェクト」を基に作成

エネルギー消費量部門別構成比



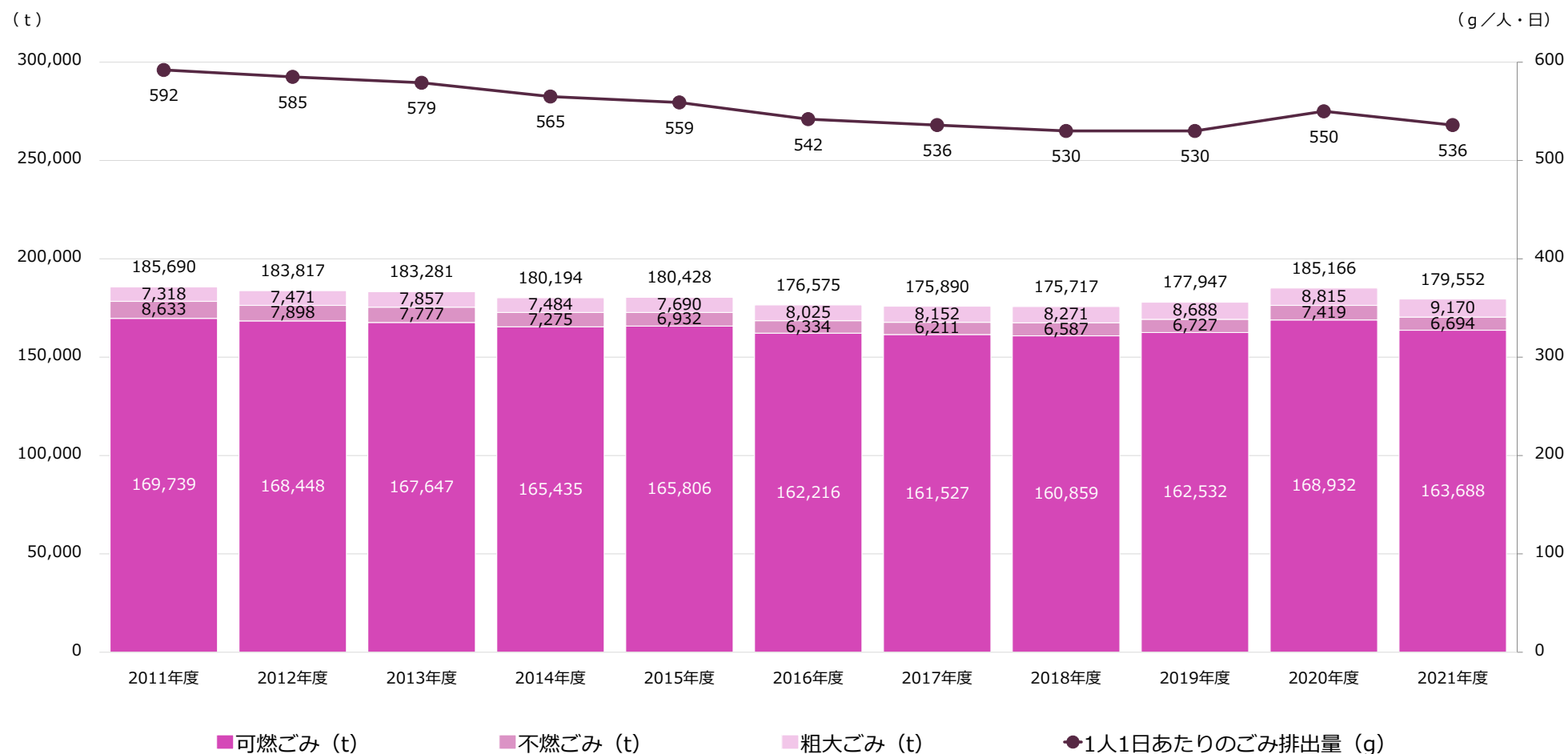
出典：「オール東京62市区町村共同事業みどり東京・温暖化防止プロジェクト」を基に作成

4. 自然環境

世田谷区のごみ収集量・排出量

区のごみ収集量は2021年度は2011年度に比べ6,138トン減少しています。また、区民1人1日あたりのごみ排出量は、2011年度に592g／人・日でしたが、2021年度には536g／人・日となっており、1人1日あたり56g減少しています。

ごみ収集量と区民1人1日あたりごみ排出量

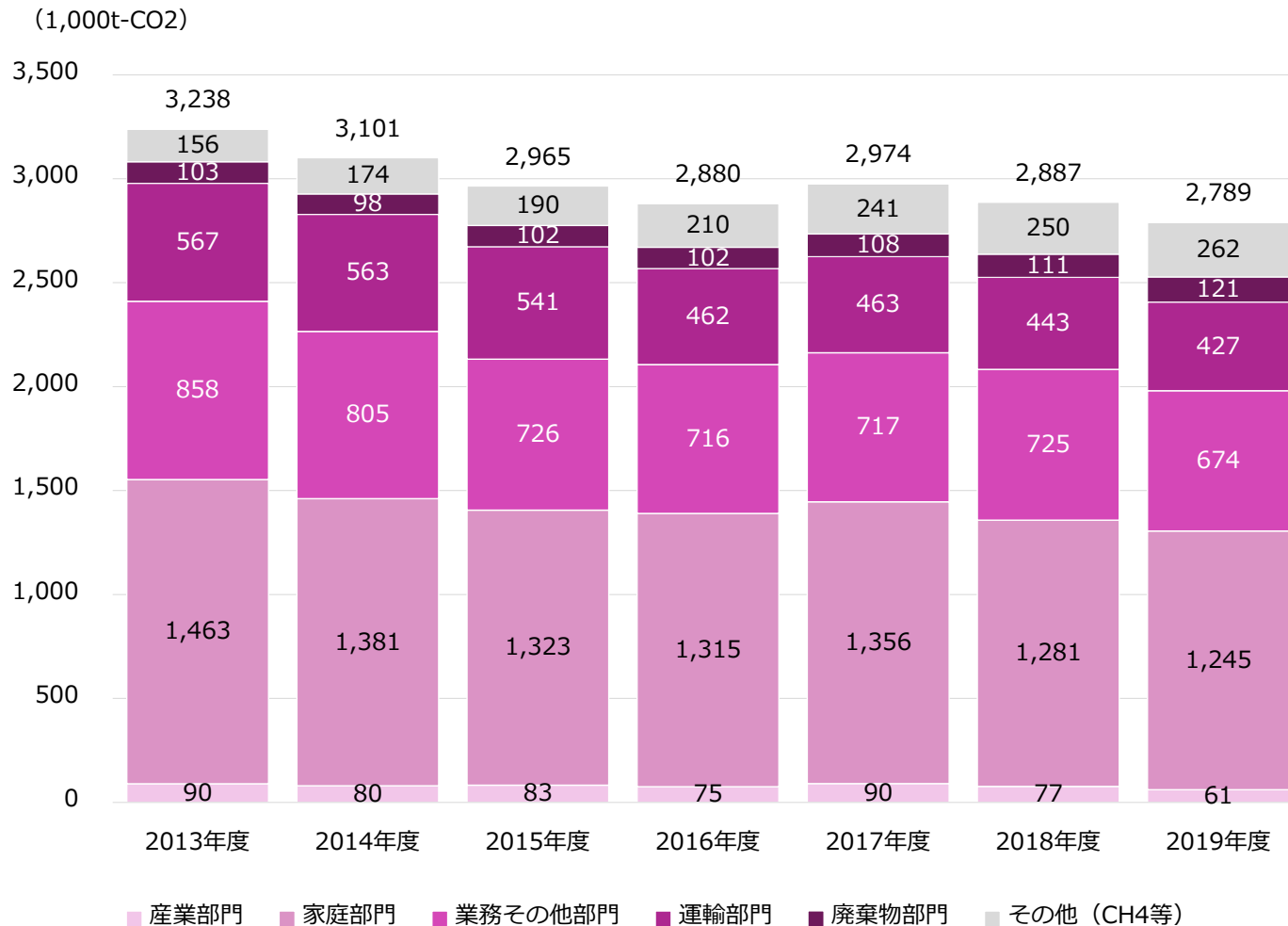


4. 自然環境

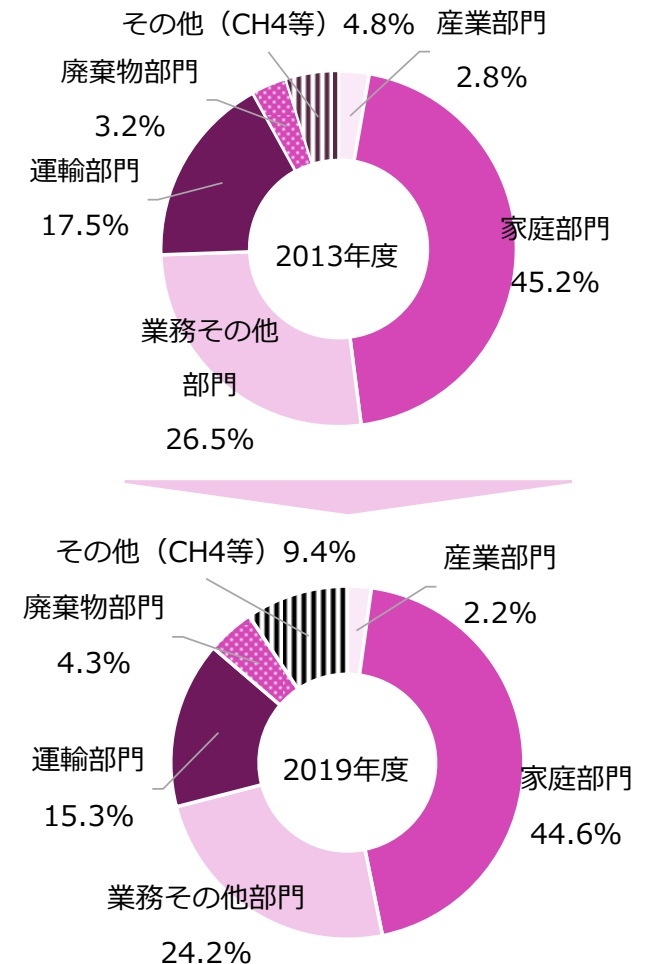
世田谷区の温室効果ガス排出量

区の温室効果ガス排出量は2013年度から減少傾向にあり、2019年度には2013年度に比べ13.8%減少しました。また、2019年度の総排出量に対する家庭部門が占める割合は、2013年度の45.2%から、2019年度に44.6%となり、約0.6ポイント低下しています。

温室効果ガス排出量



温室効果ガス排出量部門別構成比

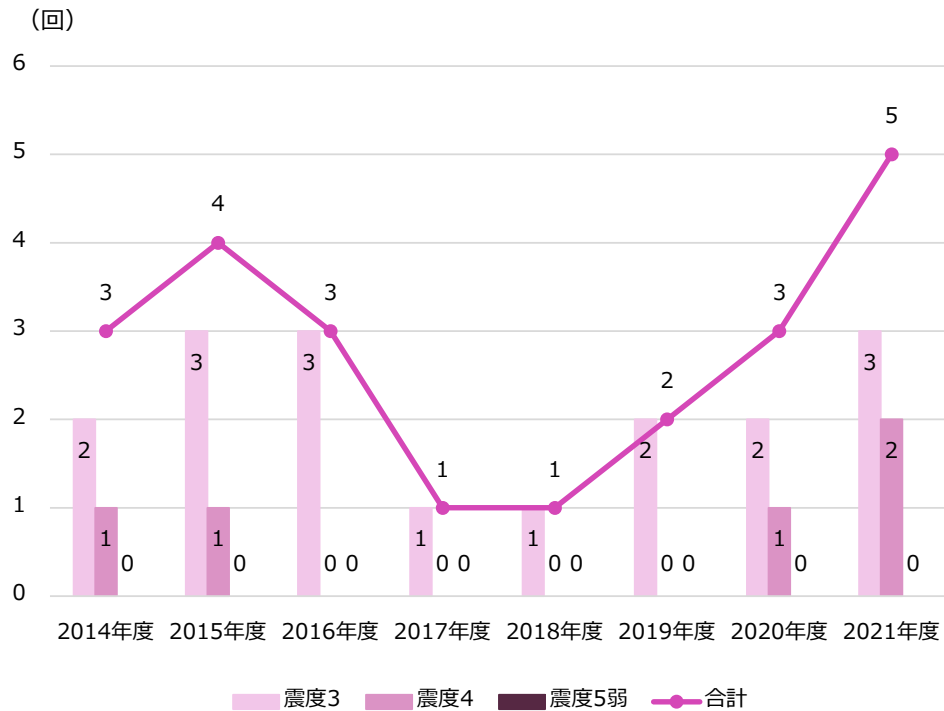


5. 安全・安心

世田谷区の地震発生件数、耐震化率

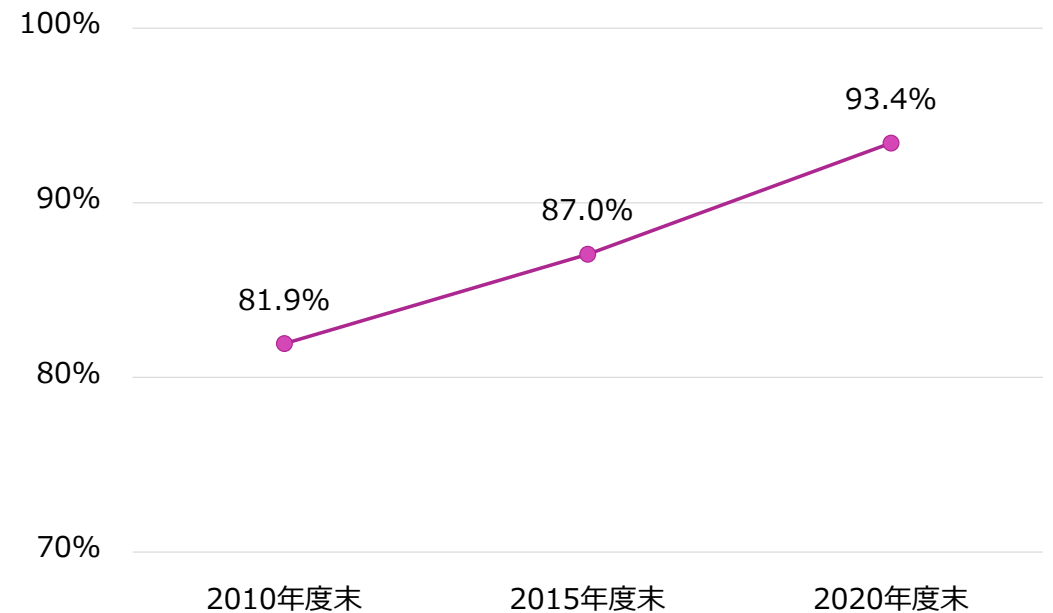
区で2021年度に発生した震度3以上の地震は5件であり、2014年度以降、震度5弱以上の地震は発生していません。また、住宅総数に対し耐震性を満たす住宅の割合を示す耐震化率は、2020年度末時点で93.4%と見込まれており、2010年度末時点から11.5ポイント上昇しています。

震度3以上の地震の推移



出典：気象庁「震度データベース検索」を基に作成

住宅の耐震化率（推計値）

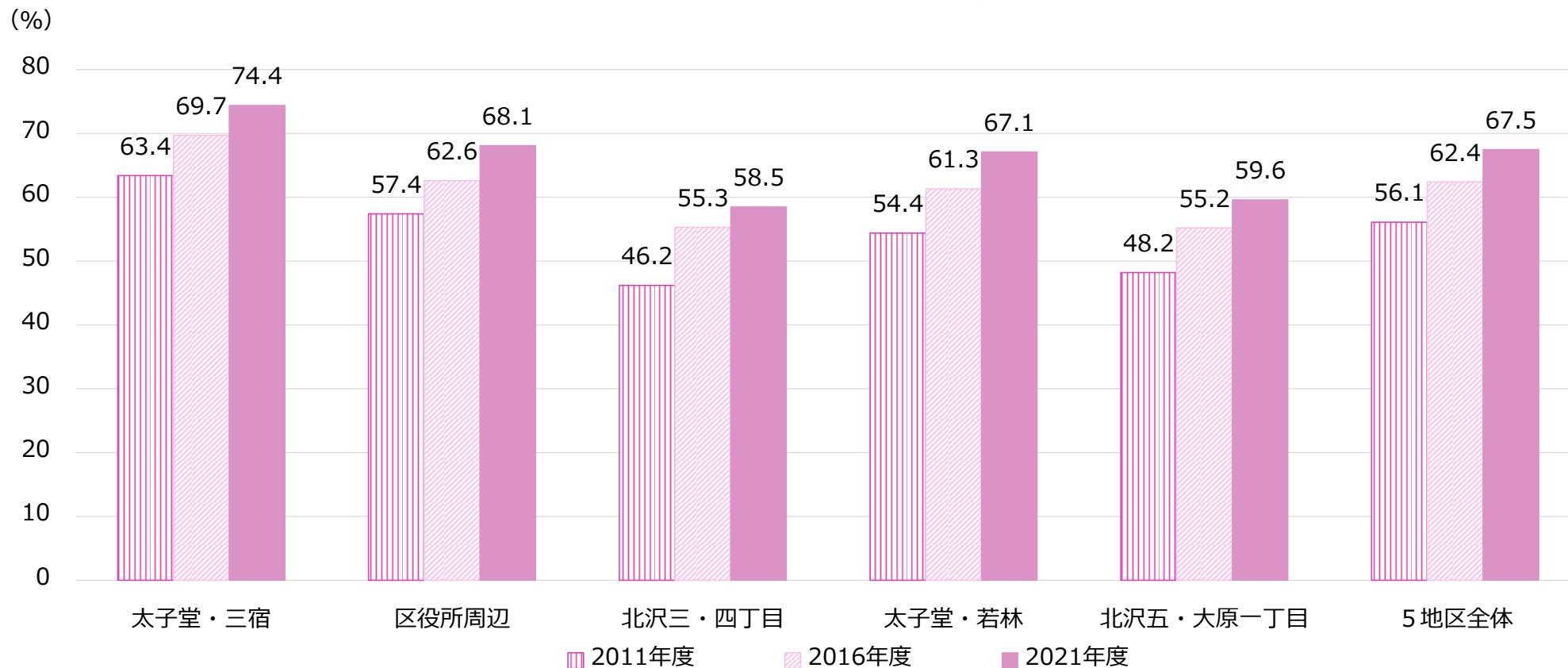


出典：世田谷区耐震改修促進計画

世田谷区の不燃化特区の不燃領域率

区の不燃化特区の不燃領域率は、5地区いずれも上昇傾向にあり、5地区全体では2011年度に56.1%であったところ、2021年度には67.5%に増加しました。なお、太子堂・三宿地区については、2017年度末に延焼による焼失率がほぼゼロになるとされている不燃領域率70%を達成しています。

不燃化特区の不燃領域率



出典：世田谷区資料

※東京都の「防災都市づくり推進計画」において、早期に防災性の向上を図るべき市街地である「重点整備地域」に指定された区内5地区において、不燃化特区制度を活用し、地区内の不燃化に取り組んでいる。

世田谷区の浸水確認箇所

区の浸水確認箇所は、1989年度から2021年度までの間にのべ1,285箇所となっており、河川沿い（暗渠化されたものを含む）などでの発生がみられます。

浸水確認箇所図



※「浸水箇所一覧（平成元年～令和3年）」の被害住所を地図上に表示

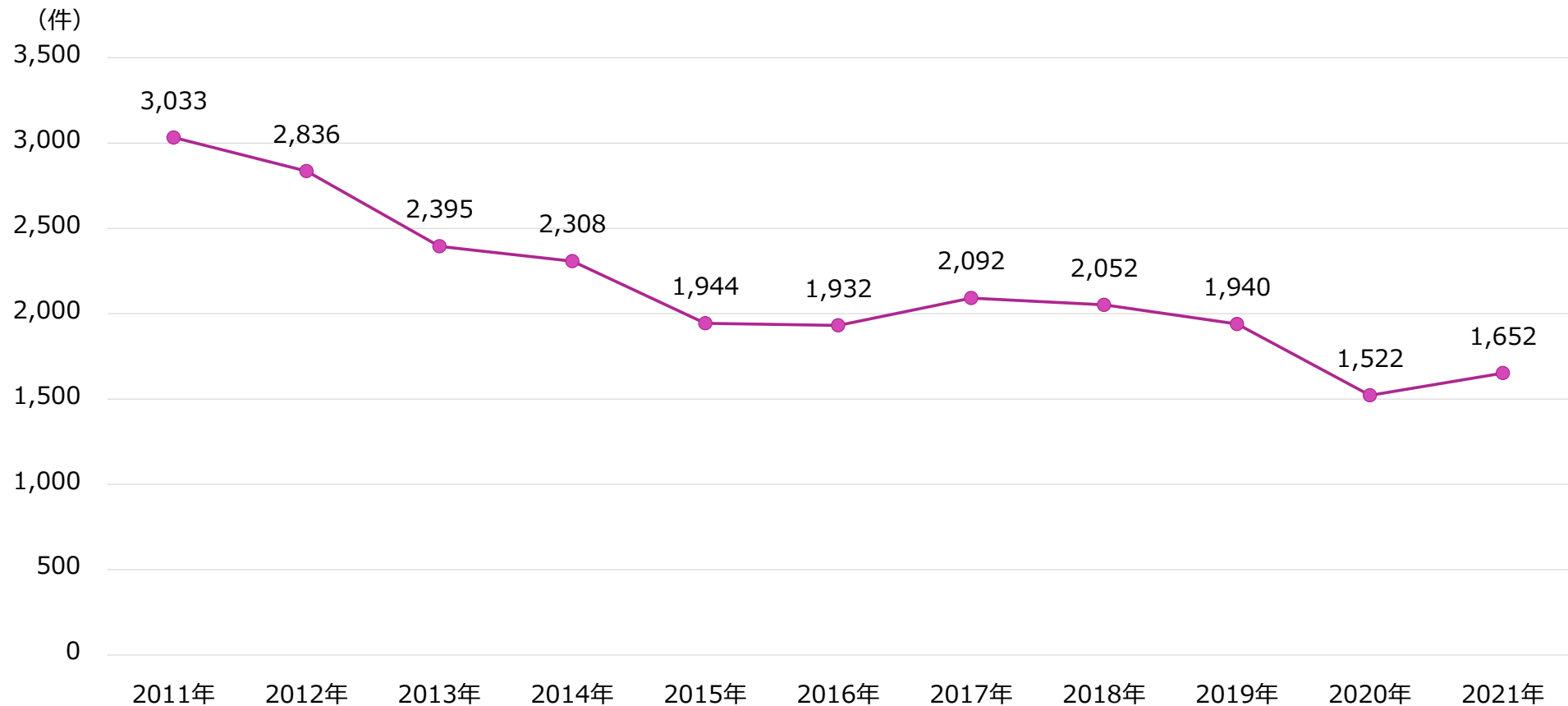
出典：世田谷区「浸水箇所一覧（平成元年～令和3年）」を基に作成

5. 安全・安心

世田谷区の交通事故発生件数

区の交通事故発生件数は、2017年の2,092件から減少傾向となり、2020年には1,522件となりました。その後、増加に転じ、2021年は1,652件になっています。

交通事故発生件数



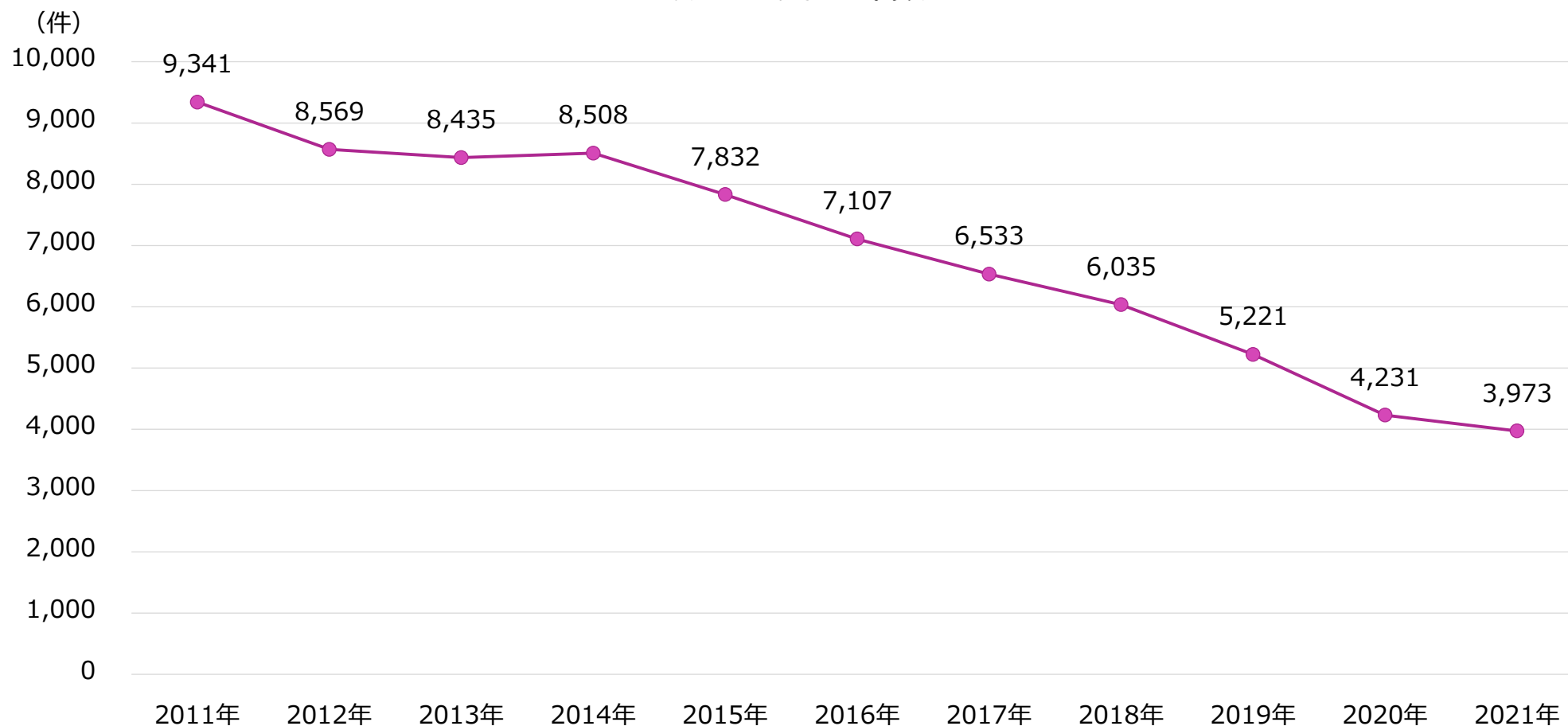
出典：警視庁「交通事故統計表」を基に作成

5. 安全・安心

世田谷区の刑法犯認知件数

区の刑法犯認知件数は**減少傾向**にあり、2011年には9,341件であったところ、2021年には3,973件になっています。

刑法犯認知件数



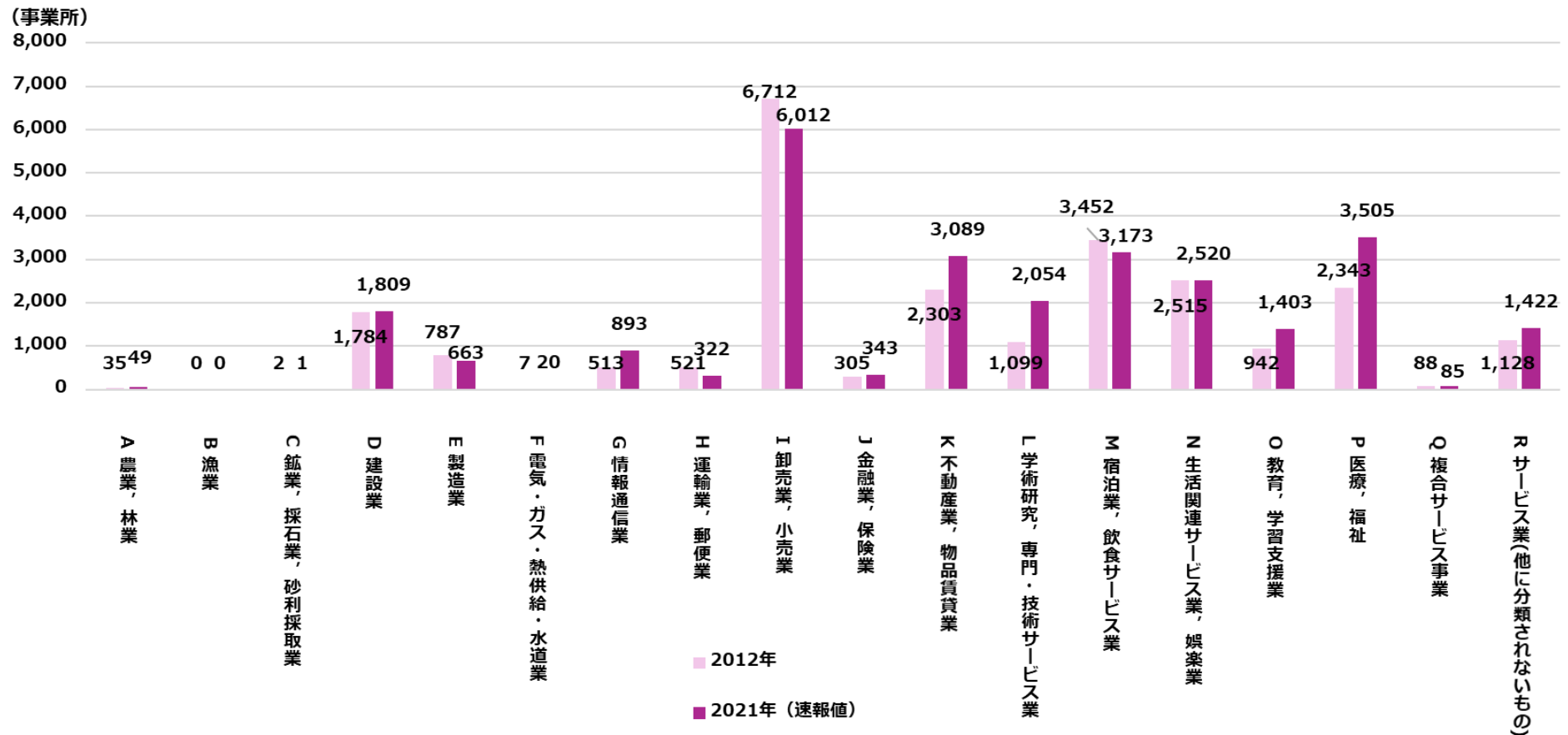
出典：警視庁資料を基に作成

6. 区民の仕事

世田谷区の種類別事業所数

区の2021年時点の総事業所数は27,363で、「卸売業、小売業」が6,012事業所で最も多く、次いで「医療、福祉」が3,505事業所となっています。

総事業所数：2012年 24,536事業所 ➤ 2021年（速報値） 27,363事業所



出典：経済センサス活動調査（2012年、2021年（速報値））を基に作成

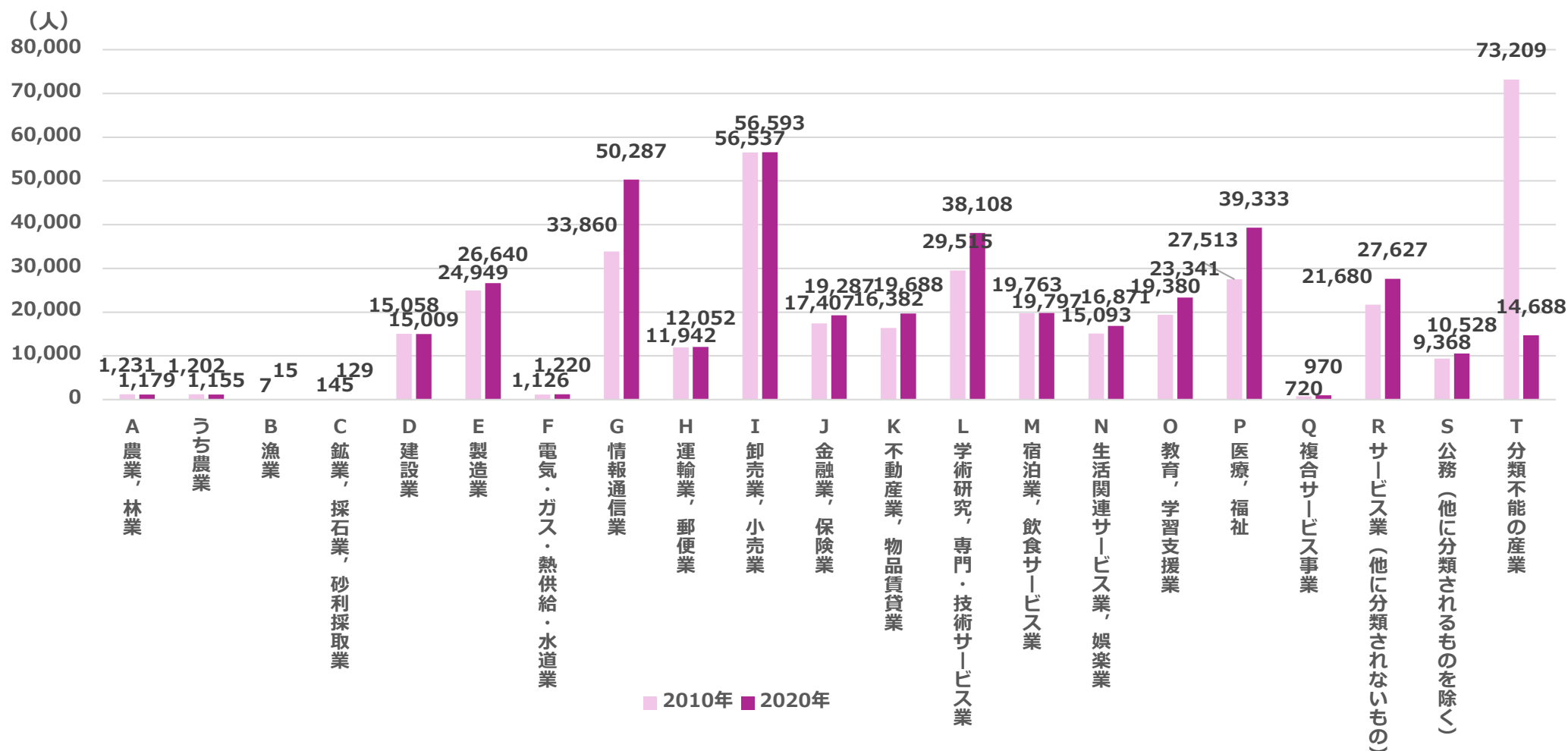
※分類「公務」を除く。

6. 区民の仕事

世田谷区民の業種別就業人数

区の2020年の総就業者数は393,362人で、「卸売業、小売業」「情報通信業」「医療、福祉」「学術研究、専門・技術サービス業」が多くなっています。

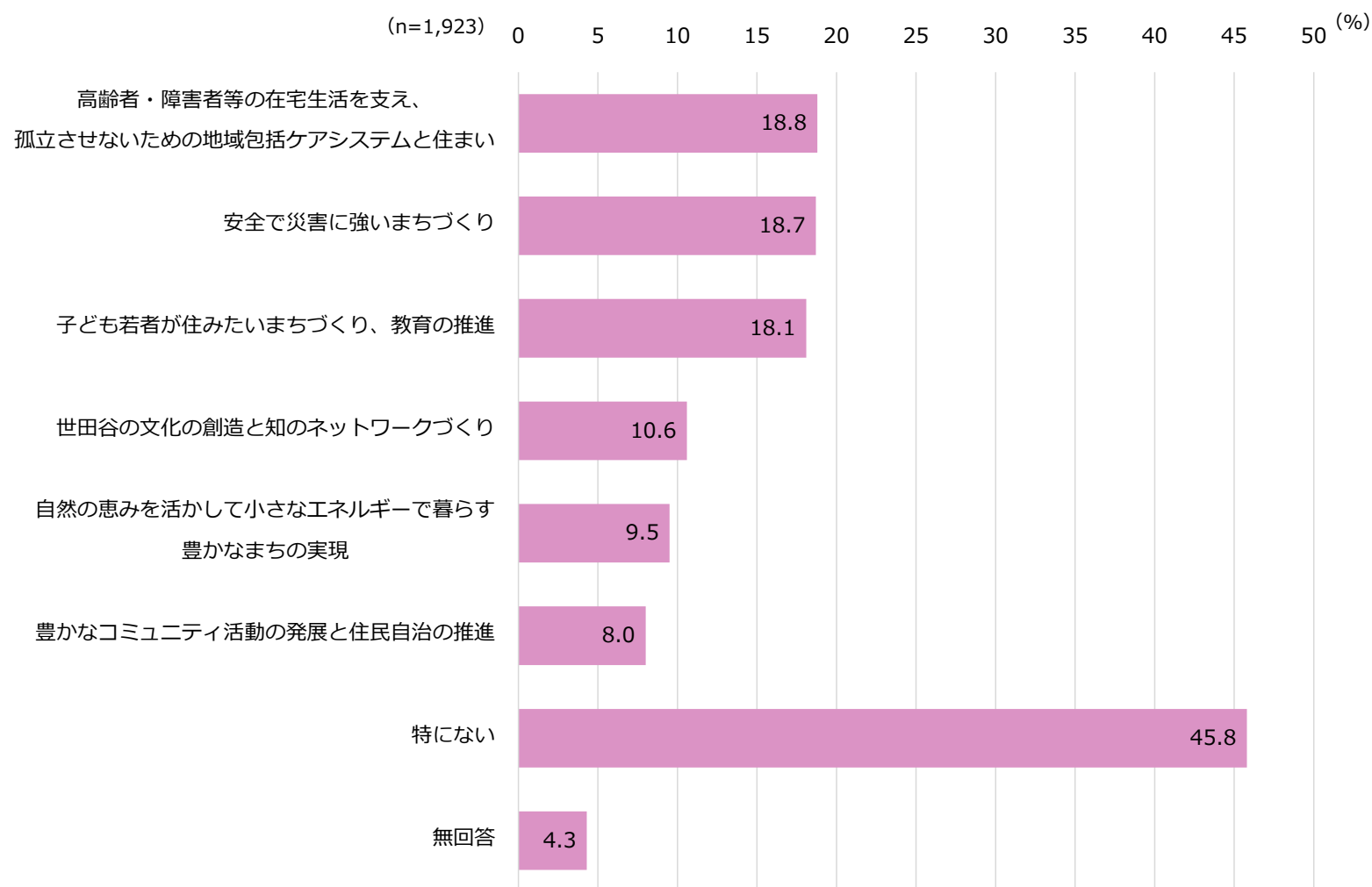
総就業者数： 2010年 394,885人 ➤ 2020年 393,362人



世田谷区民の現行基本計画の重点政策評価

現行基本計画の6つの重点政策のうち、区民が進展したと考える重点政策として回答割合が最も高かったのは「高齢者・障害者等の在宅生活を支え、孤立させないための地域包括ケアシステムと住まい」であり、次いで「安全で災害に強いまちづくり」であった。一方で、「特にない」とする回答が45.8%であった。

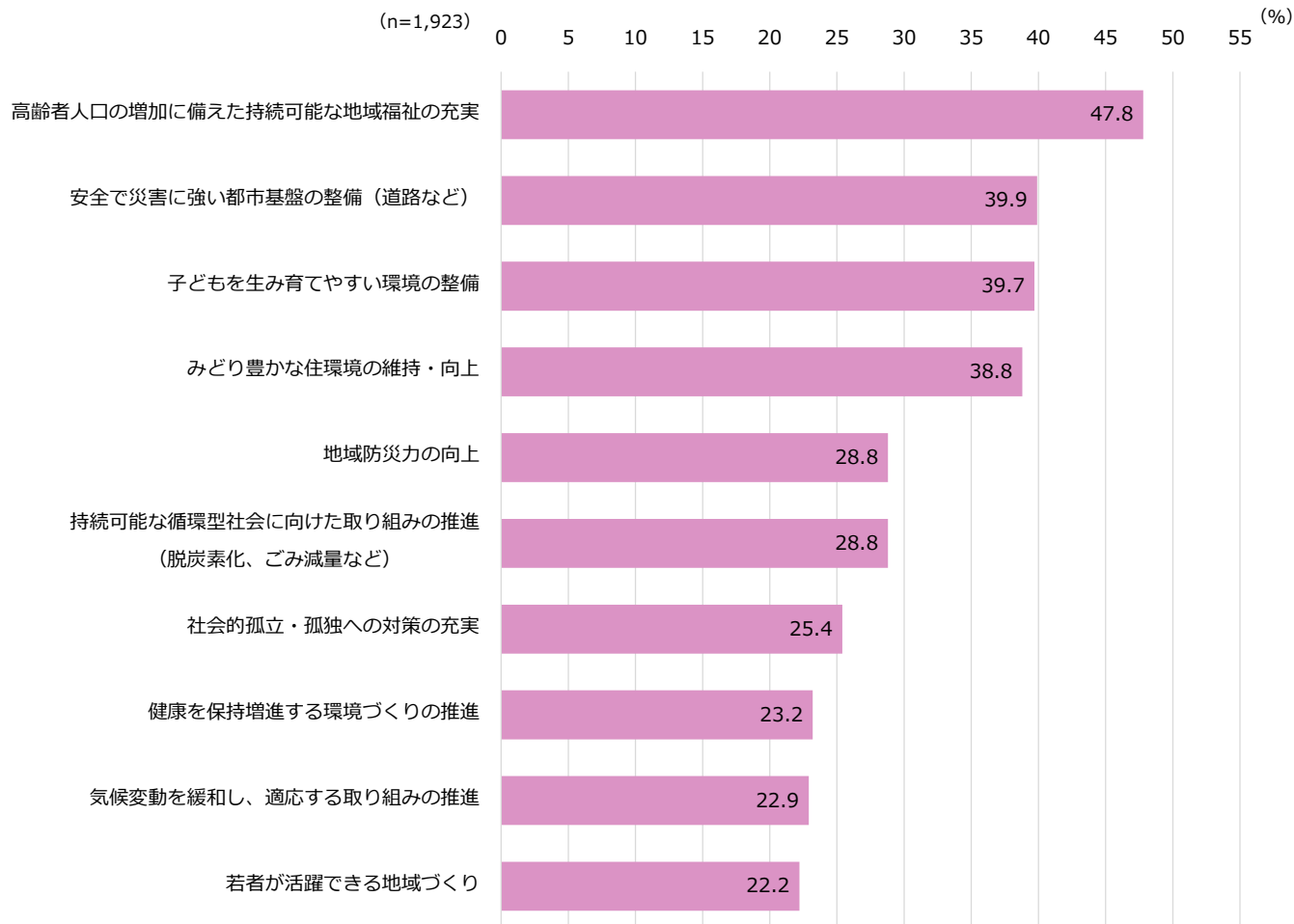
現行基本計画で進展したと考える重点政策



世田谷区民の次期基本計画に期待する取組

次期基本計画において期待する取組として回答割合が最も高かったのは「高齢者人口の増加に備えた持続可能な地域福祉の充実」であり、次いで「安全で災害に強い都市基盤の整備（道路など）」、「子どもを生み育てやすい環境の整備」であった。

次期基本計画において期待する取組（上位10項目）

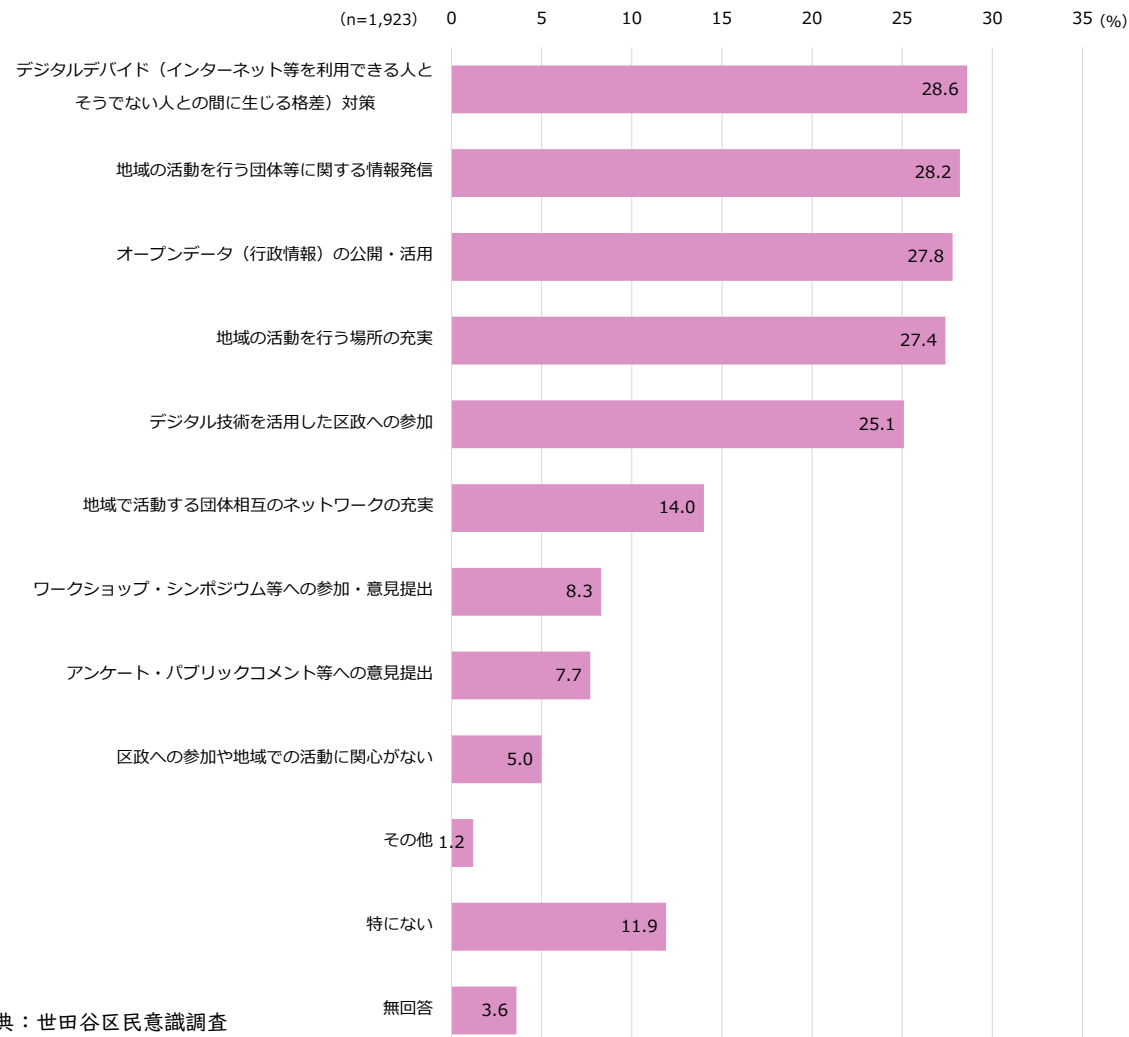


7. 区民の意識

世田谷区民の区民参加に向け区に期待する取組

区民の区政参加や地域活動の促進に向け、区に期待する取組として回答割合が最も高かったのは「デジタルデバイド(インターネット等を利用できる人とそうでない人との間に生じる格差)対策」であり、次いで「地域の活動を行う団体等に関する情報発信」、「オープンデータ(行政情報)の公開・活用」であった。

区政参加や地域活動に取り組むにあたって区に期待する取組



7. 区民の意識

世田谷区民の地域の困りごとと区が取り組むべき事業

区民の地域における日常生活の困りごとは、「道路が狭くて危険」、「住宅が密集しすぎている」、「カラス等の鳥獣による被害」が多くなっており、2012年と比較して「住宅が密集しすぎている」の割合が高まっています。

地域における日常生活の困りごと

調査年度	回答数	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位
2012 年度	2,332	道路が狭くて危険	車など交通が激しい	カラス等の鳥獣による被害	住宅が密集しすぎている	電車の踏み切りがなかなか渡れない
		25.0%	16.3%	14.5%	13.8%	12.6%
2022 年度	1,923	道路が狭くて危険	住宅が密集しすぎている	カラス等の鳥獣による被害	電車の踏み切りがなかなか渡れない	車など交通が激しい
		25.1%	16.6%	15.8%	12.4%	9.9%

出典：世田谷区民意識調査

区が積極的に取り組むべき事業は「災害に強いまちづくり」、「高齢者福祉の充実」、「防犯・地域安全の対策」が多くなっており、2022年は「子どもが育つ環境づくり」が第4位となっています。

区が積極的に取り組むべき事業

調査年度	回答数	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位
2012 年度	2,332	災害に強いまちづくり	防犯・地域安全の対策	高齢者福祉の充実	道路の管理保全	自然環境の保護
		56.4%	44.6%	26.0%	17.8%	17.2%
2022 年度	1,923	災害に強いまちづくり	高齢者福祉の充実	防犯・地域安全の対策	子どもが育つ環境づくり	見守り施策や地域支えあいの推進など、区民・事業者との協働による地域づくり
		28.1%	21.1%	18.7%	16.5%	11.2%

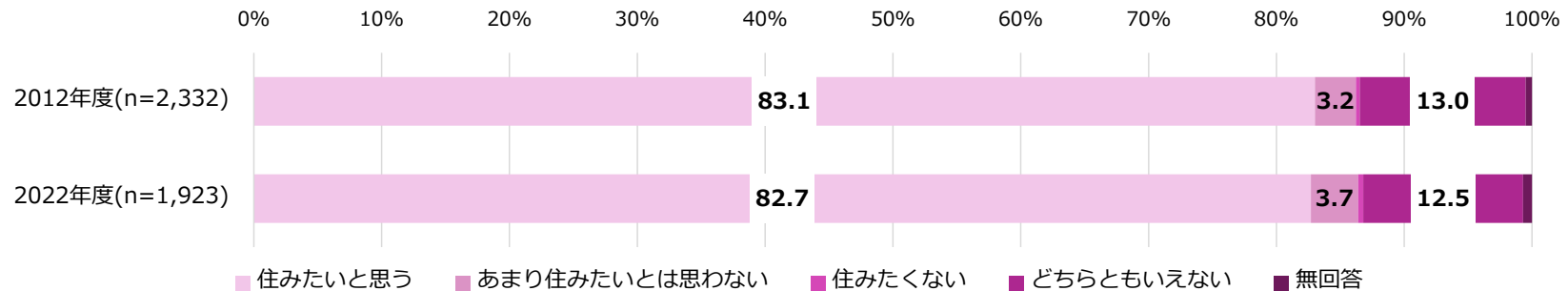
出典：世田谷区民意識調査

7. 区民の意識

世田谷区民の定住意向と定住理由、非定住理由

区民の定住意向は8割を超えており、2012年度と比較すると横ばいです。

定住意向



出典：世田谷区民意識調査

区民の定住理由は「住み慣れている」、「交通や買物など生活に便利」などが多く、非定住理由は「住まいが狭いなど住宅事情が悪い」が多くなっています。

定住理由

調査年度	回答数	1位	2位	3位	4位
2012年度	1,937	交通や買物など生活に便利	住み慣れている	自然や街並みなど生活環境がよい	自分の土地(住宅)だから
		66.5%	65.8%	52.8%	44.9%
2022年度	1,590	住み慣れている	交通や買物など生活に便利	自然や街並みなど生活環境がよい	通勤・通学など交通の便がよい
		69.1%	67.5%	49.0%	38.6%

出典：世田谷区民意識調査

非定住理由

調査年度	回答数	1位	2位	3位	4位
2012年度	81	家賃など経済的負担が多い	住まいが狭いなど住宅事情が悪い	自然や街並みなど地域の生活環境が悪い	交通や買物など生活に不便
		39.5%	33.3%	28.4%	25.9%
2022年度	79	住まいが狭いなど住宅事情が悪い	家賃など経済的負担が多い	自然や街並みなど地域の生活環境が悪い	地域・近隣との交流がほとんどない
		40.5%	38.0%	24.1%	19.0%

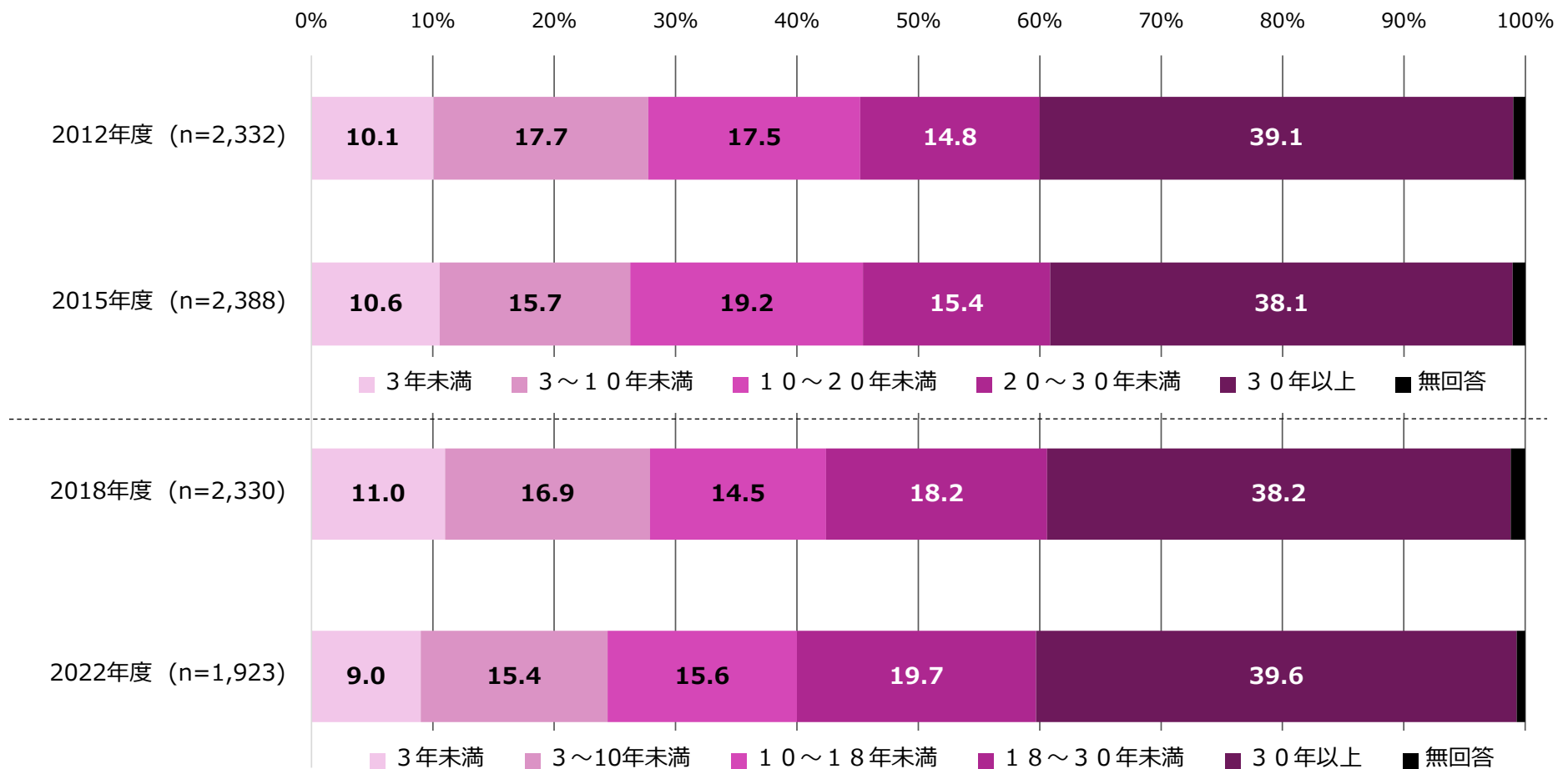
出典：世田谷区民意識調査

7. 区民の意識

世田谷区民の居住年数

区民は居住年数が10年を超える方が7割を超えており、その割合は2012年度以降、ほぼ同水準で推移しています。

区民の居住年数



出典：世田谷区民意識調査

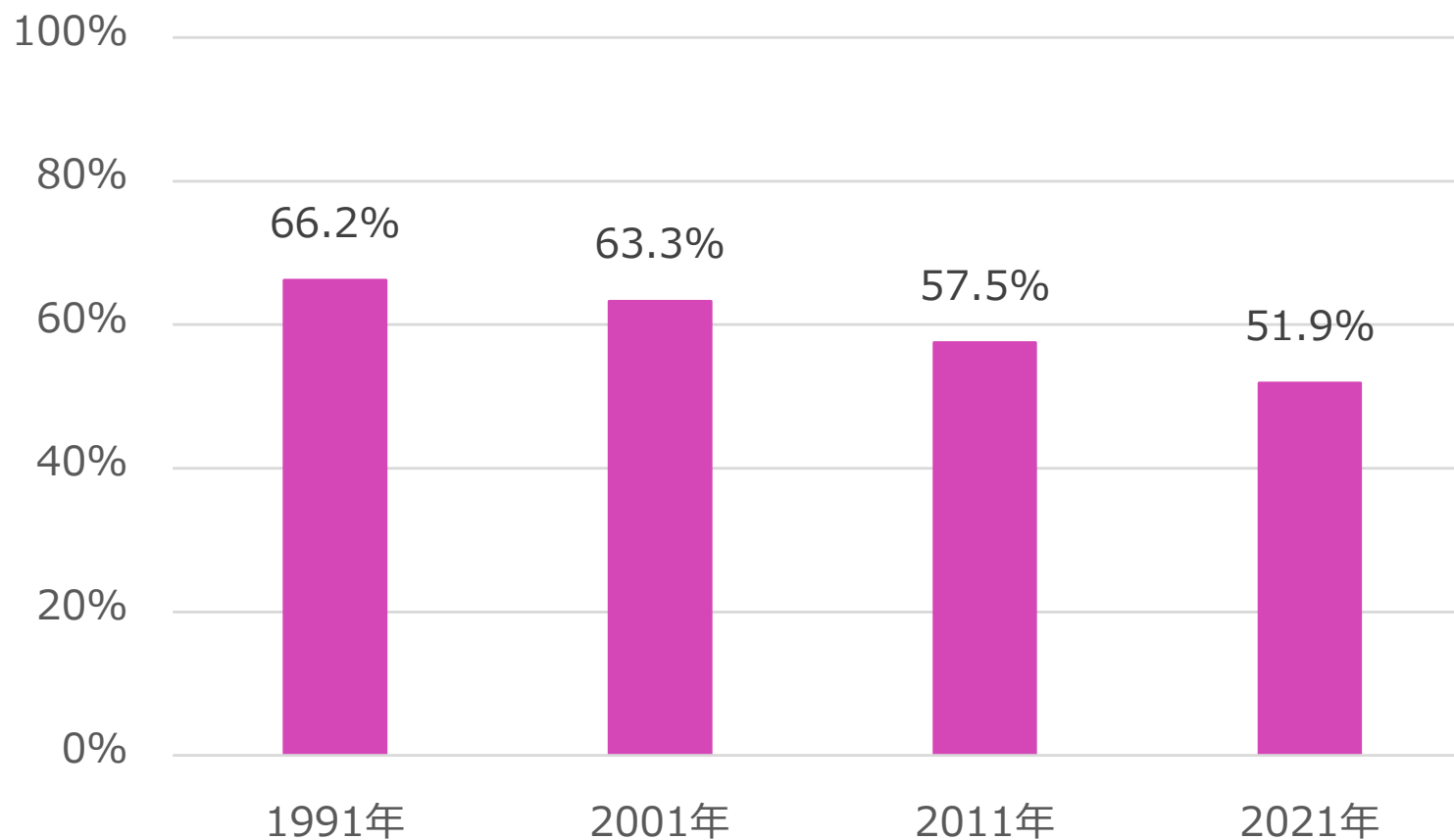
※2018年前後で「10～30年未満」の区分が異なり、2018年より前は「10～20年」「20～30年」であり、2018年以降は「10～18年未満」と「18～30年未満」の区分となっている。

8. 地域のつながり

世田谷区の町会・自治会加入率

区民の町会・自治会への加入率は1991年以降減少し、2021年には51.9%となっています。

町会・自治会加入率



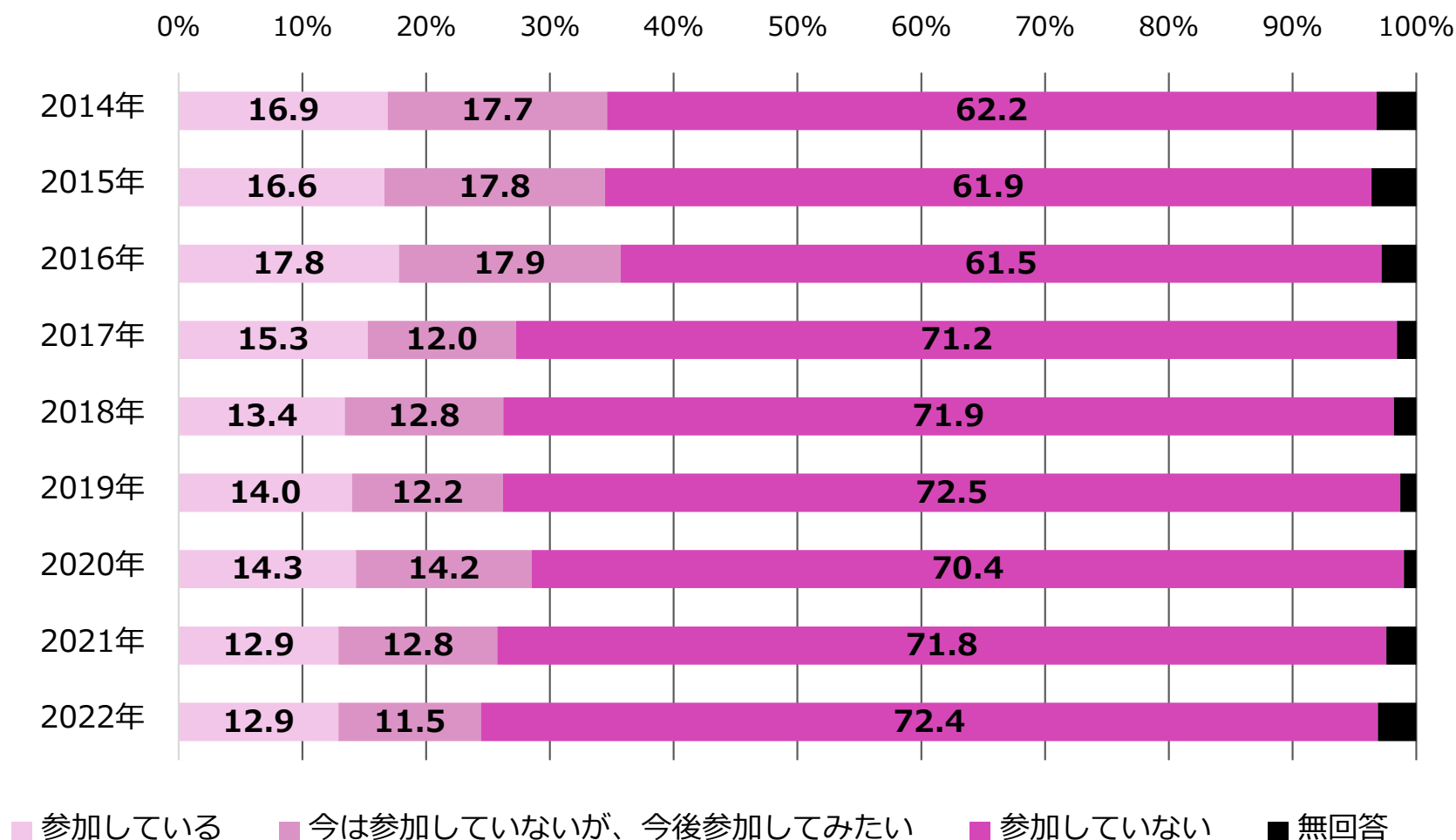
出典：世田谷区資料

8. 地域のつながり

世田谷区民の地域活動参加の実態と意向

地域活動に「参加している」区民及び「今は参加していないが今後参加してみたい」と考える区民の割合は、2022年に24.4%となっています。2020年の28.5%から減少傾向にあり、コロナ禍による地域活動への影響が推測されます。

地域活動への参加意向を有する区民（参加している、今後参加したいの合計）：24.4%（2022年）

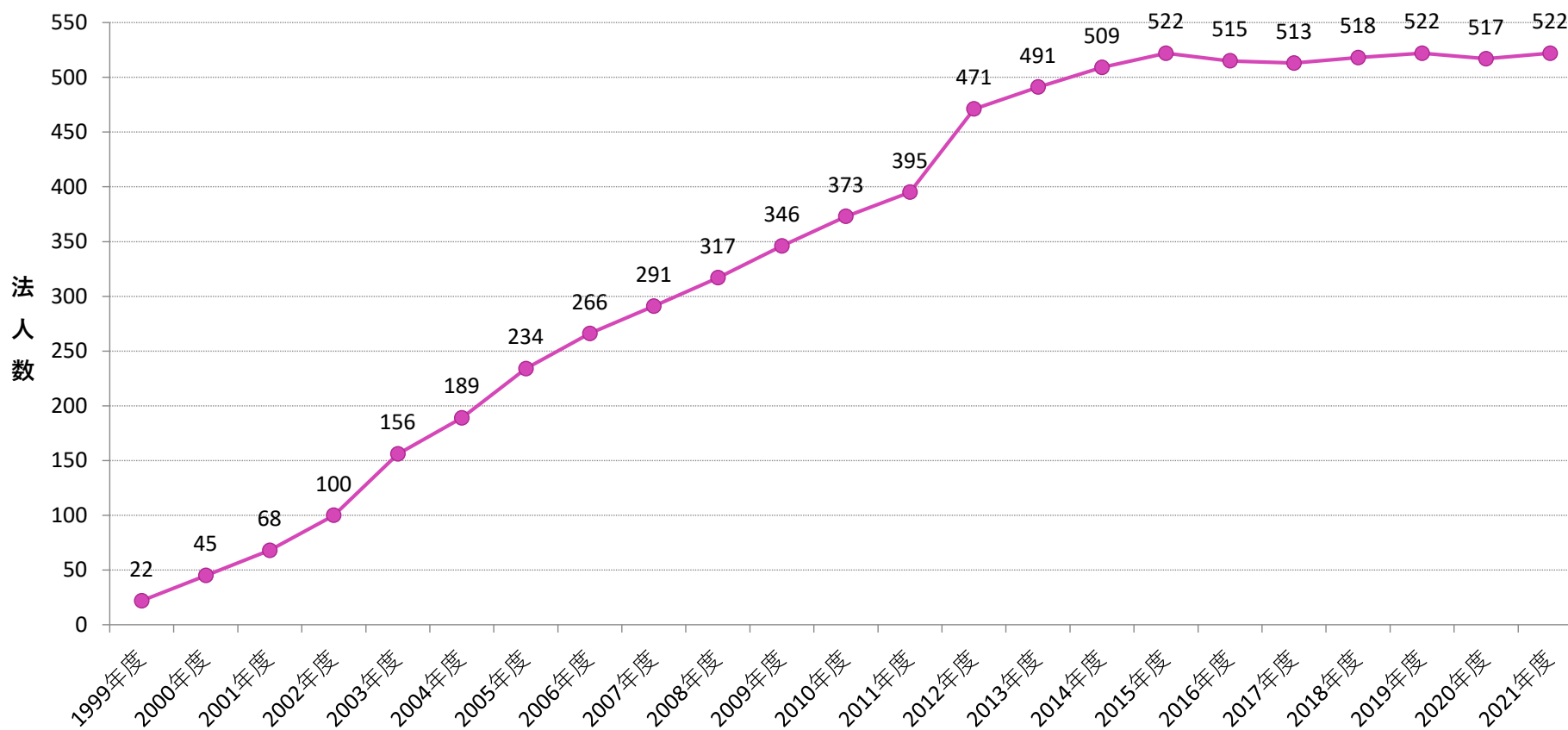


8. 地域のつながり

世田谷区のNPO法人数

区のNPO法人数は2015年度末まで増加傾向が続いていましたが、その後現在まで概ね横ばいで推移しています。

NPO法人数（各年度末時点）



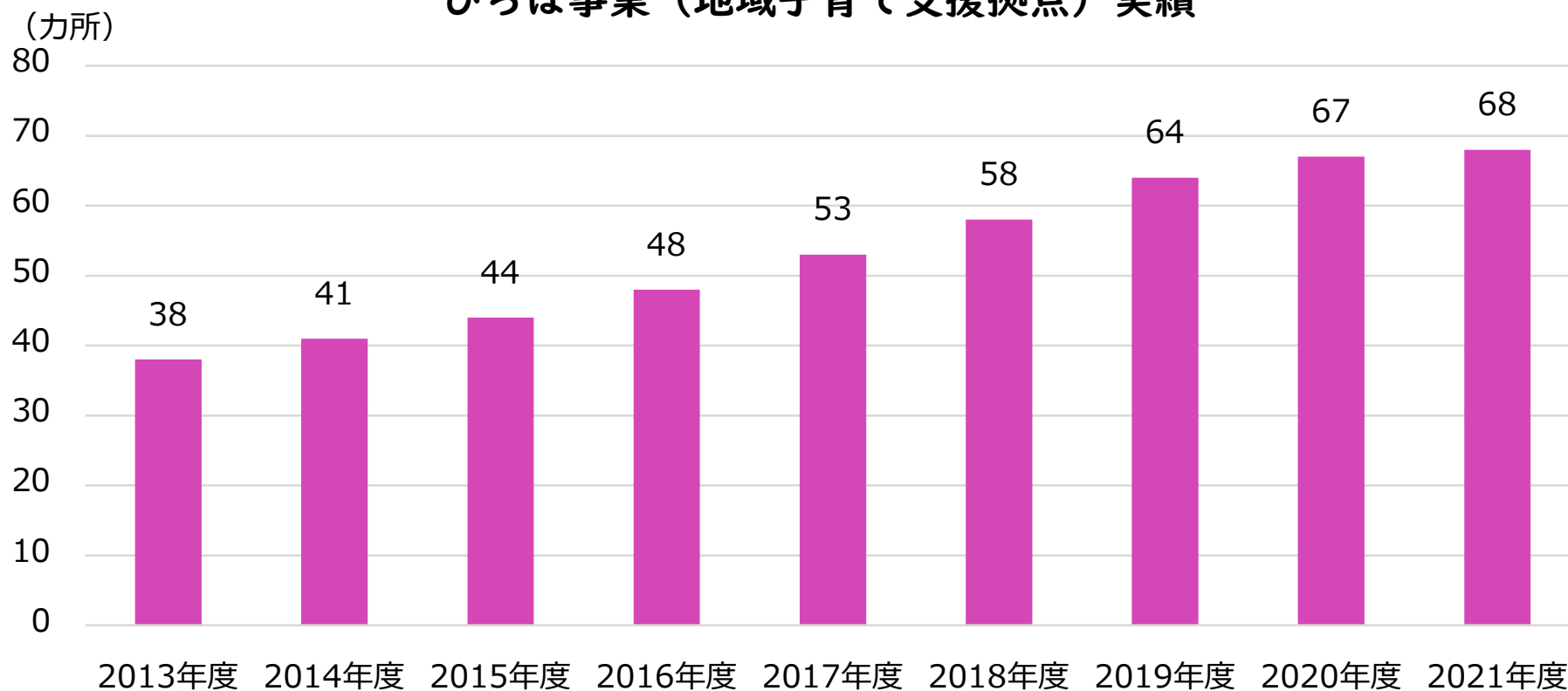
出典：世田谷区資料

9. 福祉の状況

世田谷区の地域子育て支援拠点事業

区のひろば事業（地域子育て支援拠点事業）実績は年々増加しています。2013年度の38カ所から2021年度には68カ所となり、30カ所増加しました。

ひろば事業（地域子育て支援拠点）実績



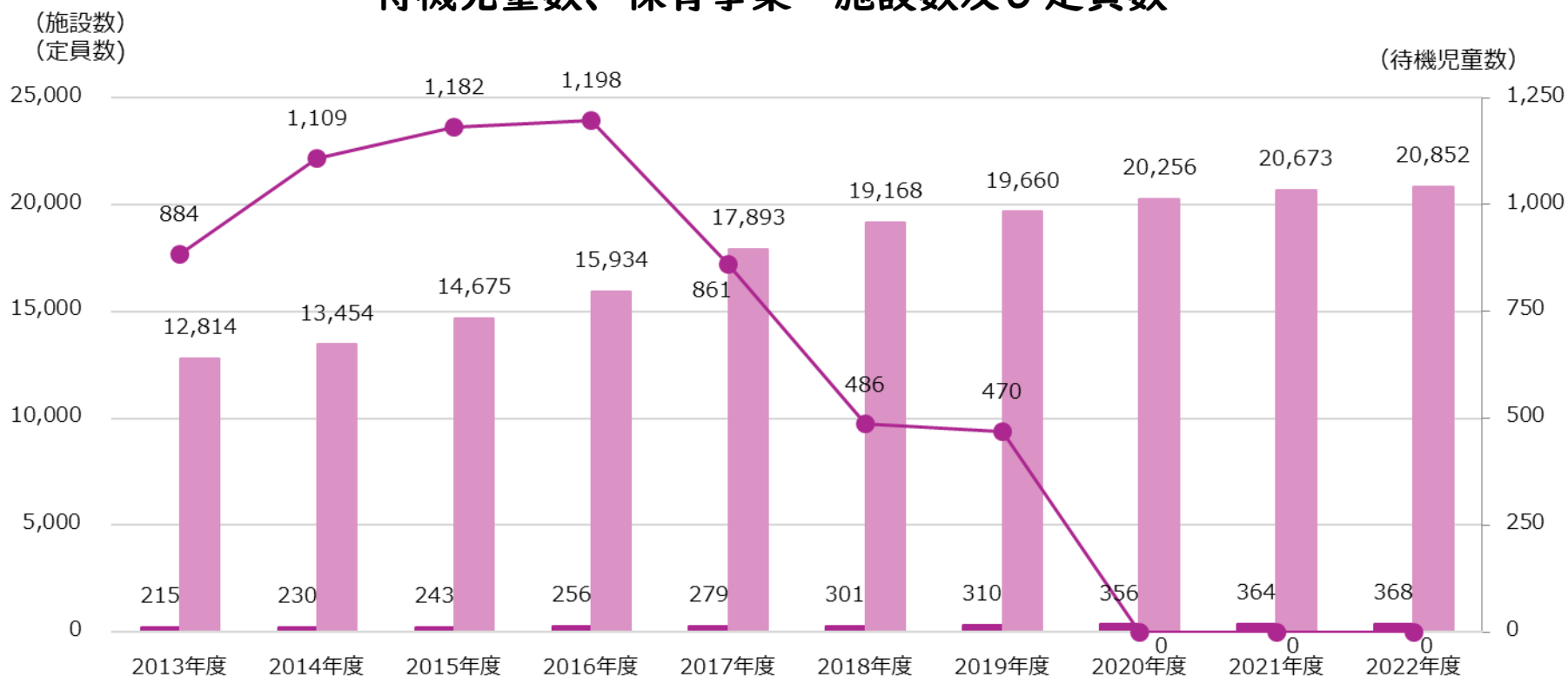
出典：世田谷区資料

9. 福祉の状況

世田谷区の保育待機児童数

区の待機児童は、一時1,200人近くまで増加しましたが、施設の増加、定員の拡大に努めて年々減少し、2020年度以降は4月1日時点でゼロの状態が続いています。

待機児童数、保育事業・施設数及び定員数



出典：世田谷区資料

■ 施設数

■ 定員数

● 保育待機児童数

※各年度4月1日時点

※施設数は分園数を含む

※2020年度（子ども計画（第2期）後期計画）より保育総定員数の算出方法を変更

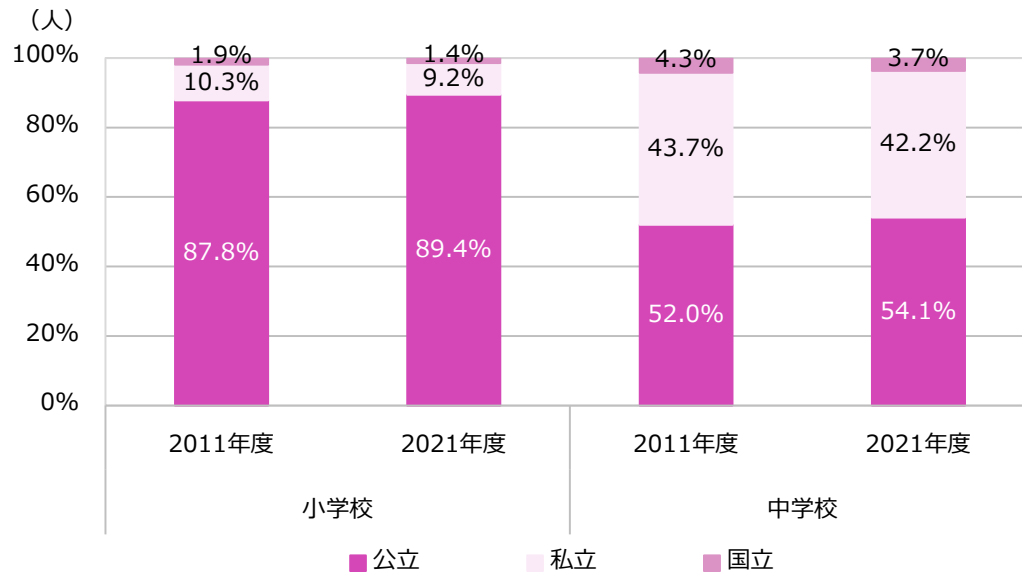
9. 福祉の状況

世田谷区の学校種別児童・生徒比率、教員数

区の小学生のうち、**89.4%**が公立小学校に在籍しており、中学生についてみると、**54.1%**が公立中学校に在籍しています。

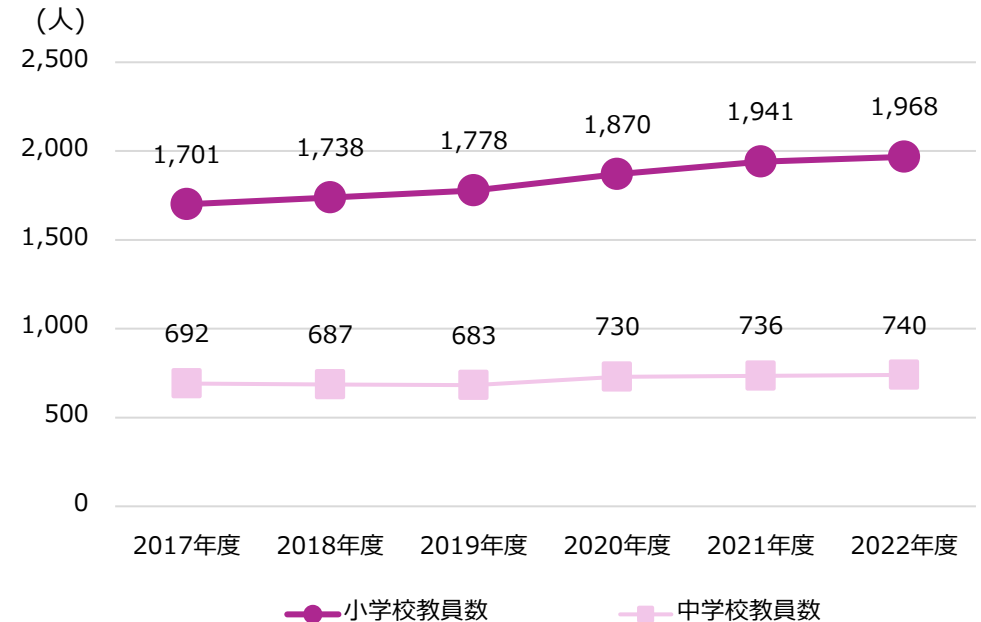
区の小学校教員は1,968人、中学校教員は740人となっており、**教員数は増加傾向**にあります。

学校種別児童・生徒比率



出典：文部科学省「学校基本調査」を基に作成

小学校教員：1,968人 中学校教員：740人



出典：世田谷区資料

※教員数は校長、副校長、主幹教諭、指導教諭、主任教諭、教員の合計

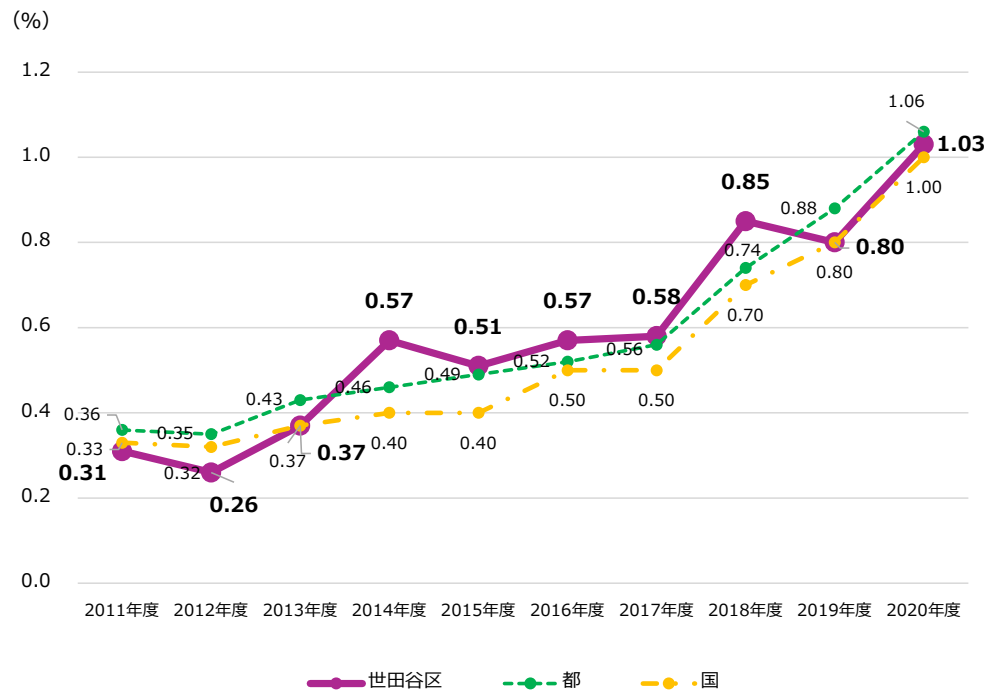
9. 福祉の状況

世田谷区の不登校児童・生徒の割合

区の小学生のうち、2020年度の不登校児童割合は1.03%であり、2011年度に比べ0.72ポイント上昇しています。

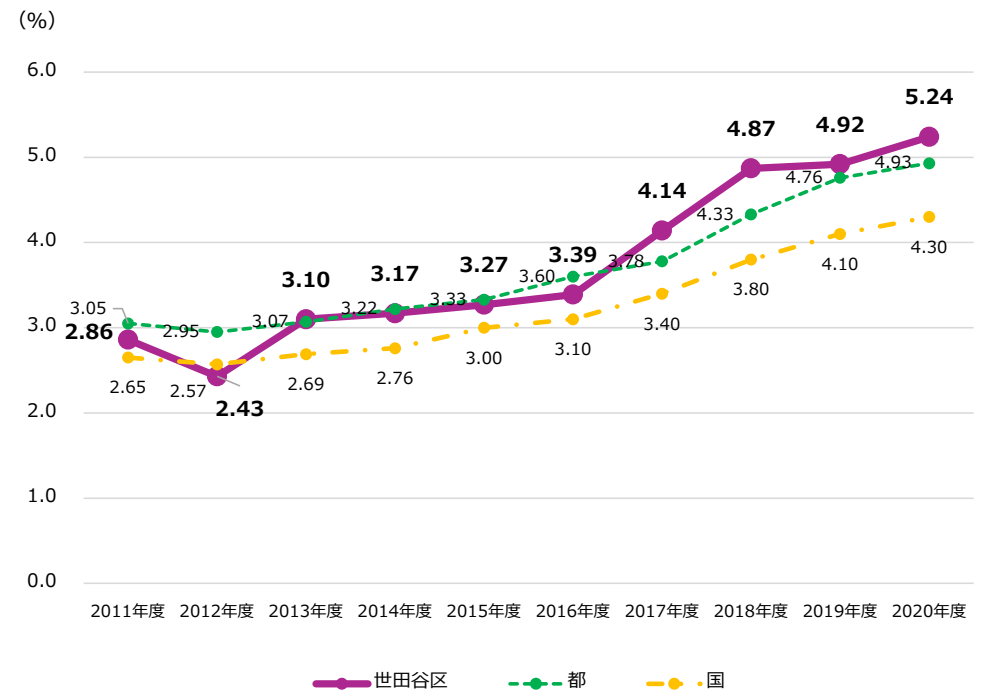
区の中学生のうち、2020年度の不登校生徒割合は5.24%であり、2011年度に比べ2.38ポイント上昇しています。

不登校児童の割合（小学校）



出典：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」を基に作成

不登校生徒の割合（中学校）



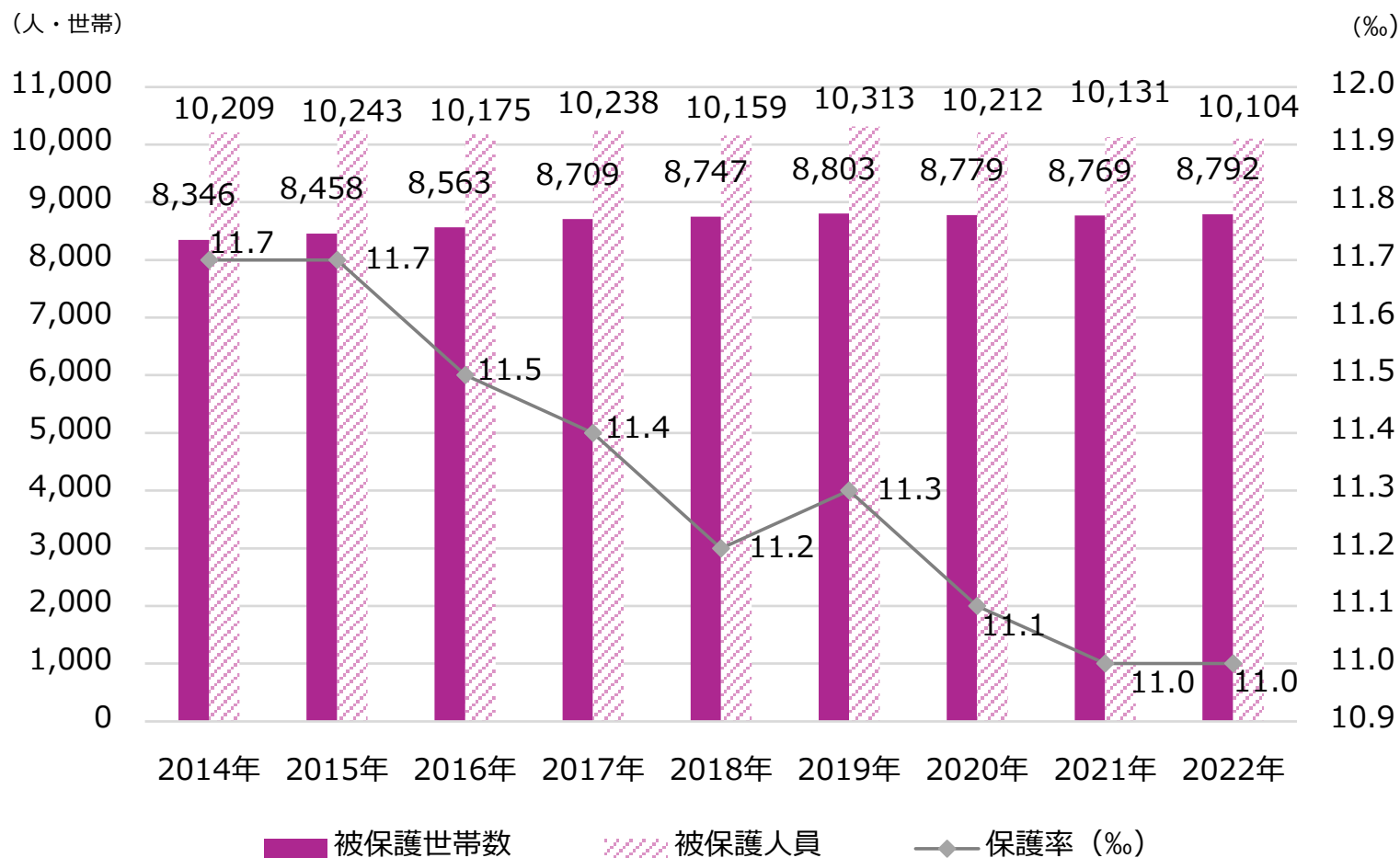
出典：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」を基に作成

9. 福祉の状況

世田谷区的生活保護受給者数・世帯数・保護率

区で生活保護を受けている人は1万人程度でほぼ横ばい傾向ですが、世帯数はやや微増傾向で、単身者の受給が増えていることがうかがえます。

生活保護受給者数・世帯数・保護率（各年3月時点）

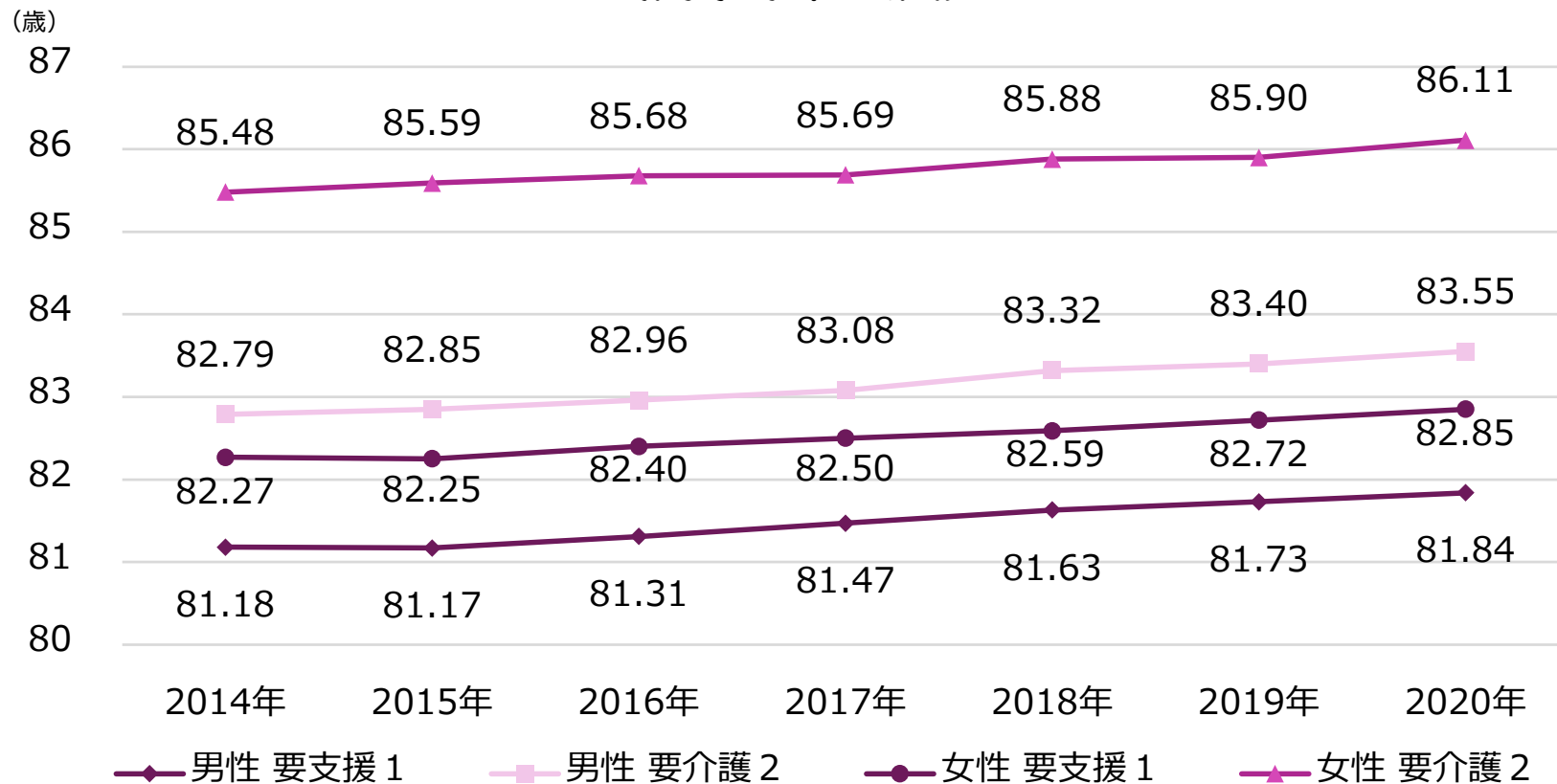


9. 福祉の状況

世田谷区の65歳健康寿命

区の65歳健康寿命は上昇傾向にあり、2020年の女性の要介護2が86.11歳、男性の要介護2が83.55歳となっています。また、2020年の女性の要支援1は82.85歳、男性の要支援1は81.84歳となっています。

65歳健康寿命の推移



出典：世田谷区保健福祉総合事業概要

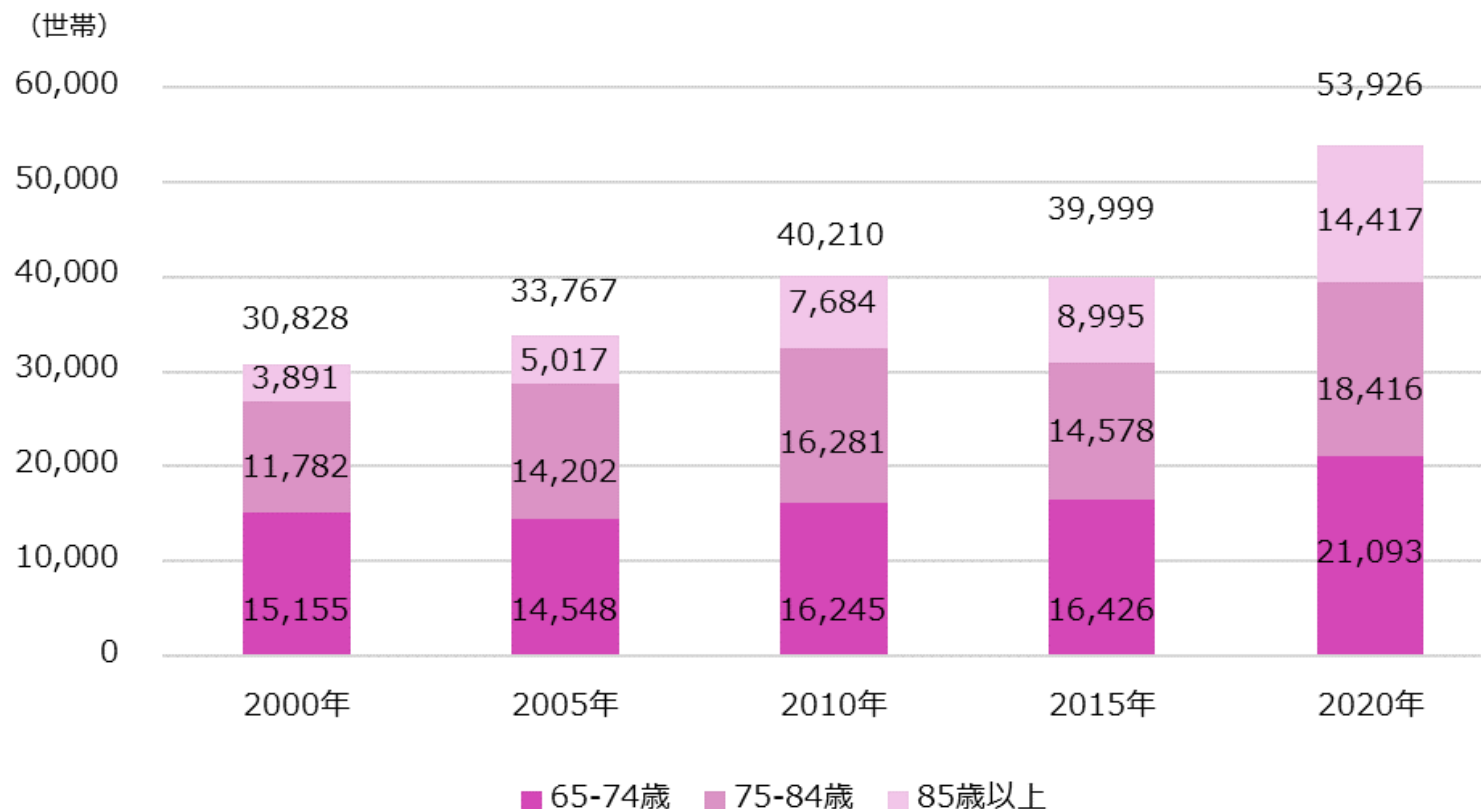
※ 65歳健康寿命（東京保健所長会方式）：65歳の人が、要介護認定を受けるまでの状態を健康と考え、認定を受ける年齢を平均的に表したものの。 42

9. 福祉の状況

世田谷区の高齢者（65歳以上）単独世帯数の推移

区の単身で暮らす高齢者の数は53,926人となっています。2015年から2020年にかけて急増しており、特に85歳以上の方など、後期高齢者にあたる人で単身で暮らしている人が増えています。

高齢単独世帯数の推移

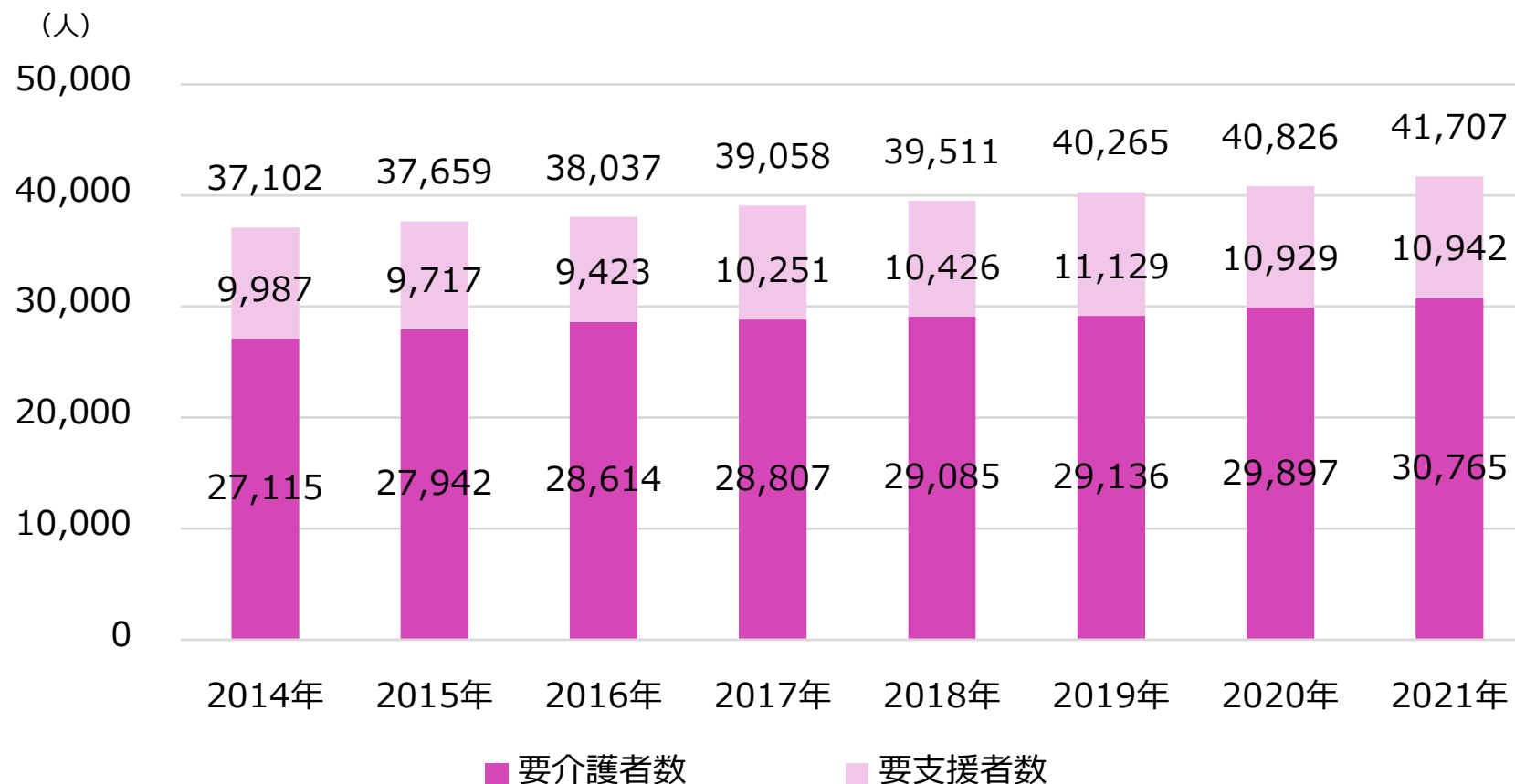


9. 福祉の状況

世田谷区の要介護者数・要支援者数

区の要介護・要支援者数はいずれも増加しており、2014年の要介護者数が27,115人、要支援者数が9,987人でしたが、2021年には要介護者数が30,765人(3,650人増)、要支援者数が10,942人(955人増)となっています。

要介護・要支援者数の推移

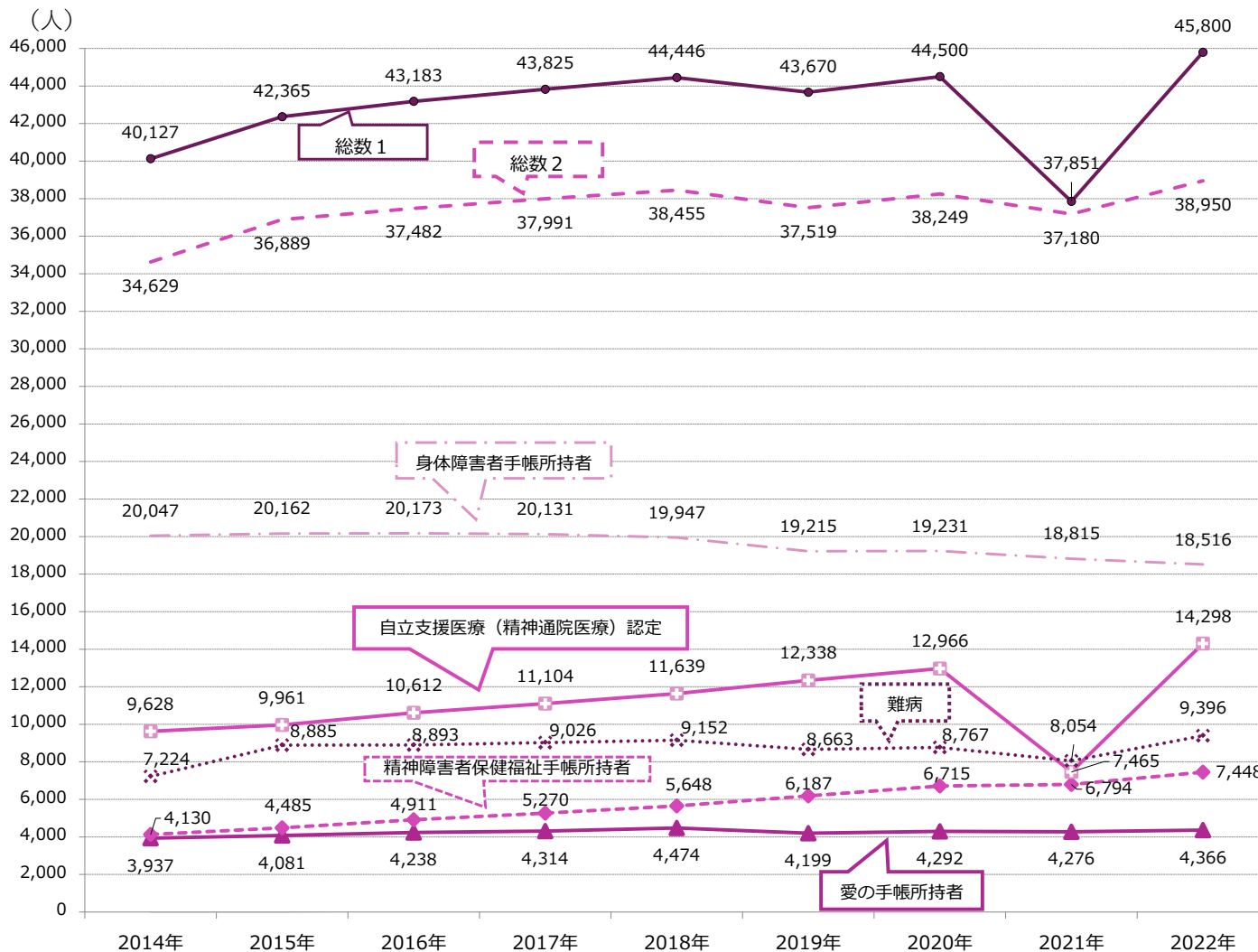


9. 福祉の状況

世田谷区の障害者数の推移

身体障害者手帳所持者が微減傾向にあるのに対し、精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向にあります。

障害者数の推移（各年4月1日現在）



※ 2021年度は、自立支援医療費（精神通院医療）受給者証の有効期間が延長されたことにより、認定件数及び総数1が大きく減少している。

- ※ 総数1 身体障害者手帳所持者と愛の手帳所持者（重複所持者数を除く）+ 自立支援医療費（精神通院医療）認定件数+ 難病
- ※ 総数2 各手帳の所持者数合計（身体障害者手帳と愛の手帳の重複所持者数を除く）+ 難病
- ※ 身体障害者手帳所持者と愛の手帳所持者 2019年度に、本人・家族等から転出や死亡等の申し出がされていない住民票除票者を除いた数値に変更
- ※ 難病 東京都の難病等医療費助成の申請件数（但し、変更届、再交付申請、小児慢性疾患等は除く）

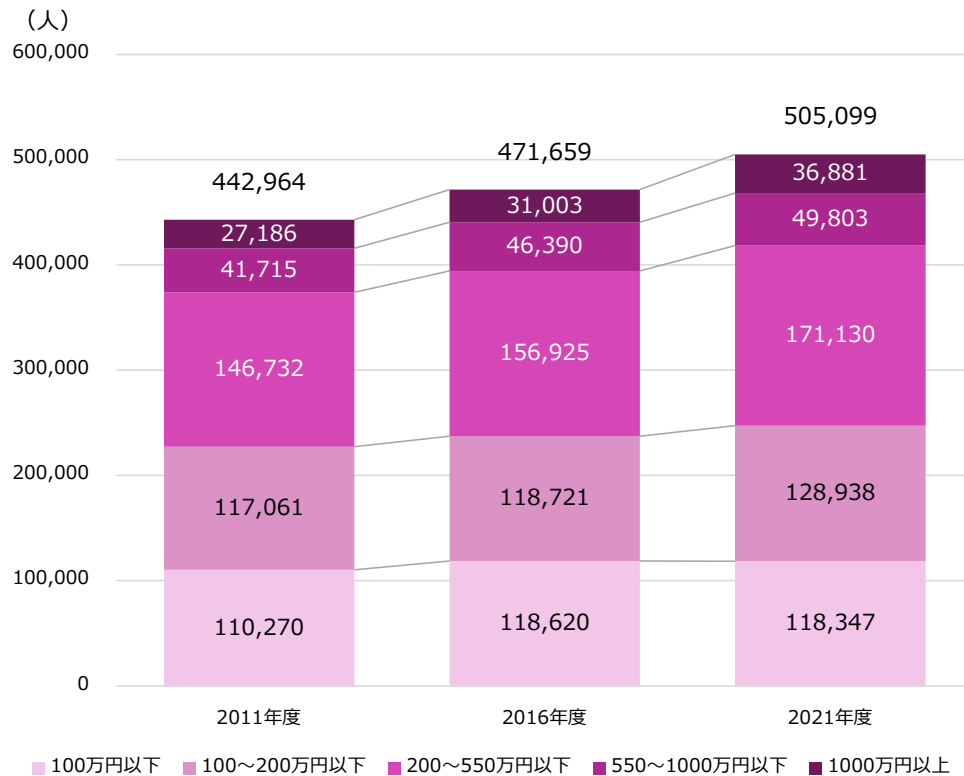
10. 区民の所得と納税額

世田谷区の特別区民税所得階層別納税者数・税額

区の納税義務者は505,099人となっています。
内訳をみると、課税標準額が高い段階にある属性
が増加傾向にあります。

区の1人あたりの課税額は2021年度に232.6
千円となっています。2011年度から2016年度にかけ
ては大幅に増加しましたが、その後横ばいの状態です。

納税義務者：505,099人

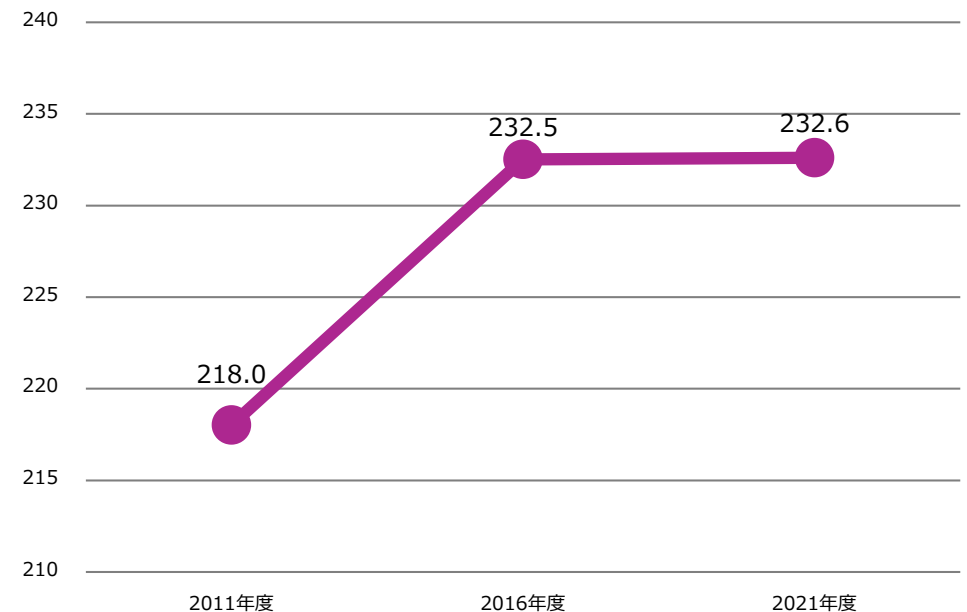


出典：東京都「市町村税課税状況等の調（特別区関係）」を基に作成

※均等割のみ課税された方は除く。

1人あたりの課税額（所得割額の納税義務者）

(納税義務者1人当たり課税額(千円/人))



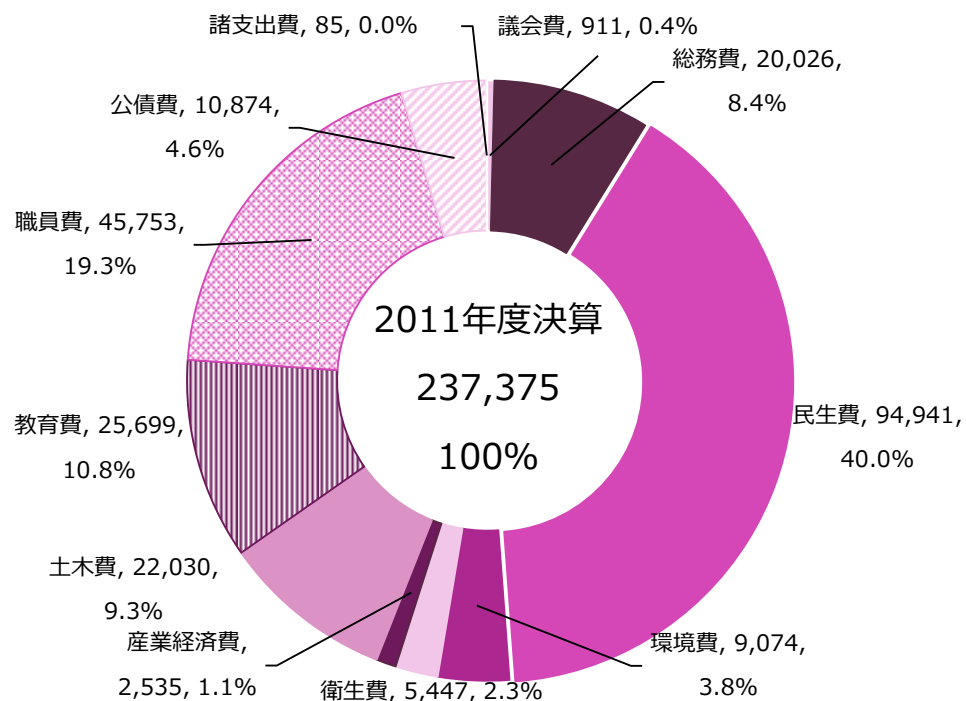
出典：東京都「市町村税課税状況等の調（特別区関係）」を基に作成

11. 財政状況と区職員の状況

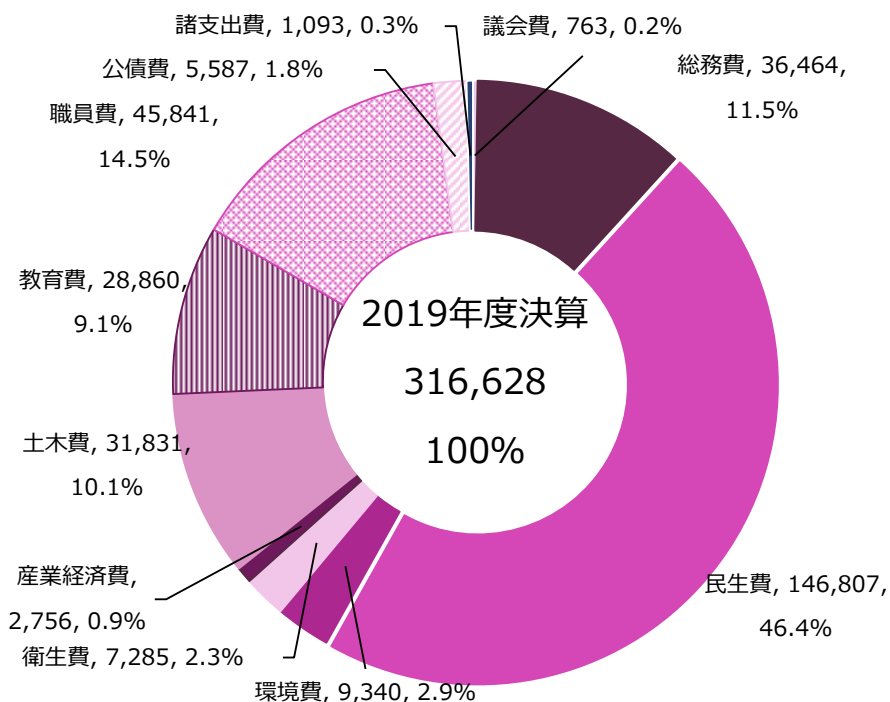
世田谷区の歳出決算額

区の2019年度の歳出総額は2011年度と比較して33%増加しました。また、その内訳は、民生費の比率が上昇する一方、職員費、公債費（償還額等）などの比率が低下しました。

一般会計歳出総額（百万円）



出典：決算概要



出典：決算概要

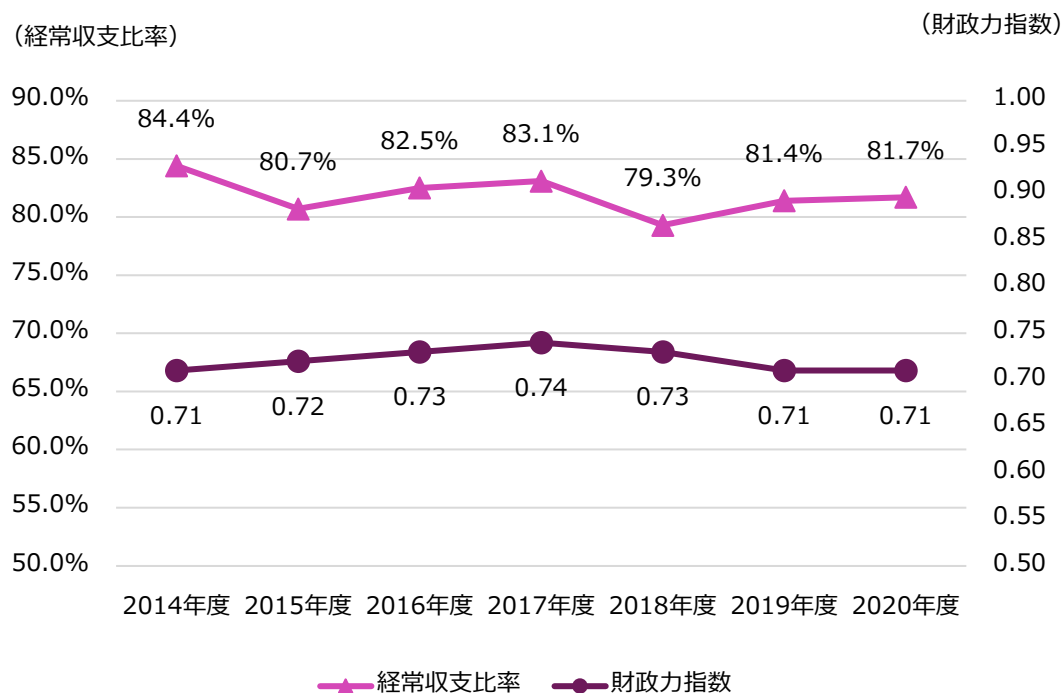
※特別定額給付金給付事業の増などにより、2020年度の構成比は前年度から大きく変化したため、ここでは2019年度決算の実績を記載した。

11. 財政状況と区職員の状況

世田谷区の財政力指数・経常収支比率・基金残高

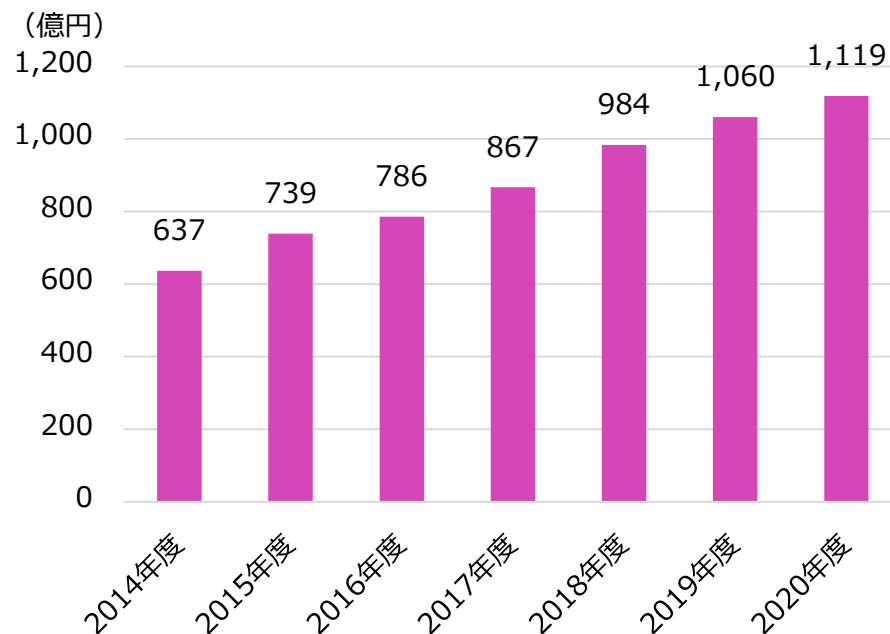
区の財政の硬直度高いを示す経常収支比率や余力の程度を示す財政力指数は安定的に推移しています。また、将来に備えた貯金にあたる基金の残高も堅調に増加しています。

2020年度 経常収支比率81.7%
財政力指数0.71



出典：財政状況資料集

2020年度 基金残高111,861百万円



出典：決算概要

※経常収支比率：毎年必ず支出する額が毎年安定的に得られる収入に占める割合で、この数値が大きいほど財政が硬直的（財源利用の自由度が不足している）といえる。

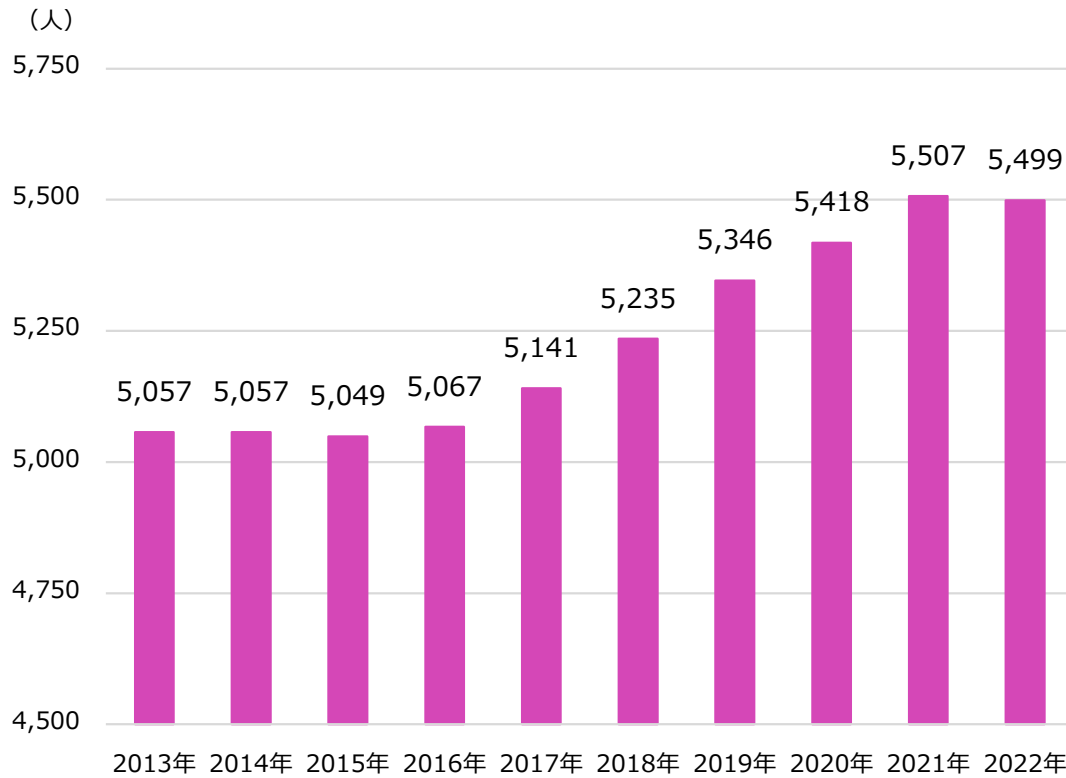
※財政力指数：当該年度において、想定される収入の額を必要な支出の額で割った数値で、この指数が大きいほど財源に余裕があるといえる。

11. 財政状況と区職員の状況

世田谷区の職員数、女性管理職比率

区の職員数は2017年以降児童相談所開設や新型コロナウイルス感染症対応等の重点政策や緊急課題に対応するため増加傾向にありました。また、管理職に占める女性の割合はほぼ横ばいの状況にあります

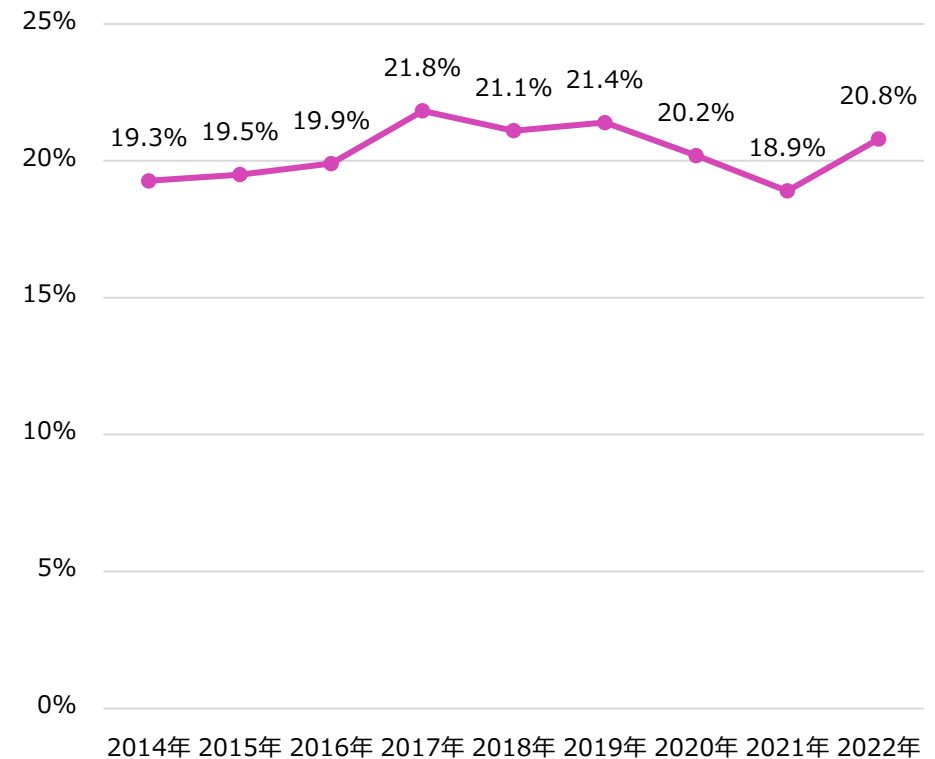
2022年 職員数5,449人



各年4月1日時点

出典：総務省「地方公共団体定員管理調査」に基づく公表数値を基に作成

2022年 女性管理職比率：20.8%



各年4月1日時点

出典：特定事業主行動計画に基づく公表数値を基に作成

環境のモニタリングについて

計画の進行管理を図るため、生活環境等に関わる7つの事項について定期的なモニタリングを実施している。この間のモニタリング結果を以下に示す。

■ ポイ捨てされた吸い殻の数の推移モニタリング

対象エリア	6月	9月	12月	3月	合計	平均
下北沢駅	749	534	695	682	2,660	665
三軒茶屋駅	562	413	463	401	1,839	460
二子玉川駅	102	198	158	118	576	144
千歳烏山駅	346	253	174	223	996	249
成城学園前駅	144	88	151	93	476	119
明大前駅	253	315	221	195	984	246
下高井戸駅	173	129	116	120	538	135
梅ヶ丘駅	130	194	144	224	692	173
経堂駅	185	157	128	168	638	160
祖師ヶ谷大蔵駅	192	224	173	131	720	180
用賀駅	233	258	228	277	996	249
尾山台駅	163	142	104	90	499	125
自由が丘駅	159	138	126	89	512	128
駒沢大学駅	322	209	277	195	1,003	251
令和4年度 合計	3,713	3,252	3,158	3,006	13,129	3,282
令和3年度 合計	3,817	3,662	3,830	4,302	15,611	3,903

■ 路上喫煙率調査

対象エリア	喫煙（人）	非喫煙（人）	計（人）	喫煙率（%）
下北沢駅	5	13,316	13,321	0.0%
三軒茶屋駅	32	11,151	11,183	0.3%
二子玉川駅	0	6,471	6,471	0.0%
千歳烏山駅	14	4,492	4,506	0.3%
成城学園前駅	1	12,127	12,128	0.0%
明大前駅	10	1,789	1,799	0.6%
下高井戸駅	9	1,208	1,217	0.7%
梅ヶ丘駅	3	4,618	4,621	0.1%
経堂駅	1	11,091	11,092	0.0%
祖師ヶ谷大蔵駅	4	5,043	5,047	0.1%
用賀駅	5	10,253	10,258	0.0%
尾山台駅	3	1,291	1,294	0.2%
自由が丘駅	1	5,419	5,420	0.0%
駒沢大学駅	10	3,656	3,666	0.3%
令和4年度 合計	98	91,925	92,023	0.1%
令和3年度 合計	128	83,198	83,326	0.15%

■ 省エネポイントアクションのモニタリング

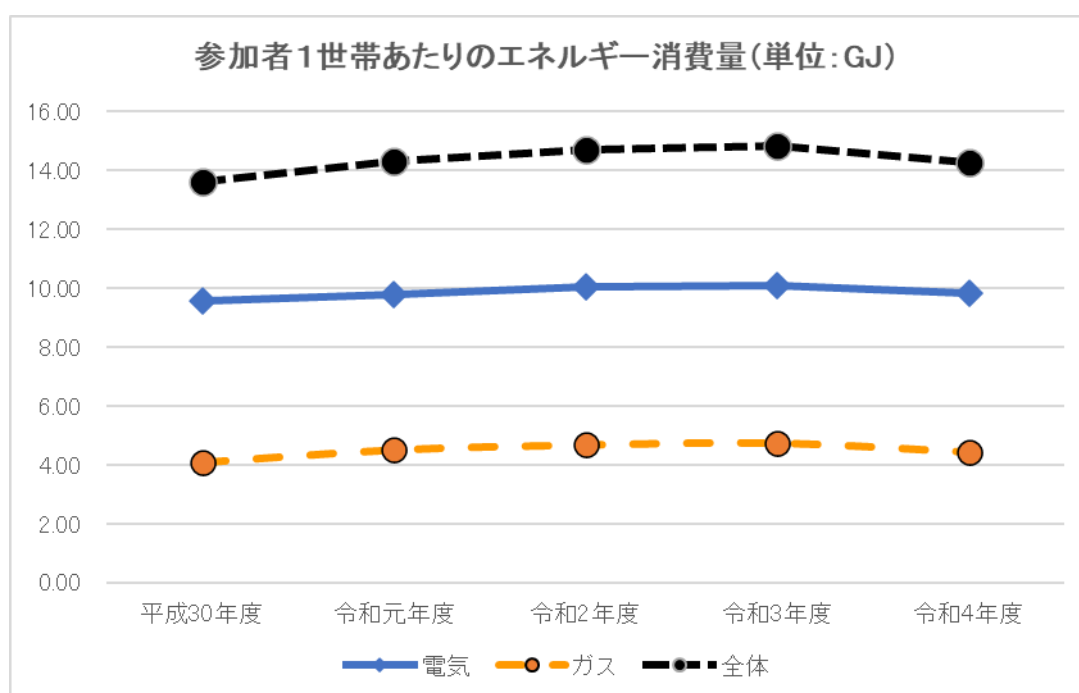
◇参加者1世帯・事業所あたりのエネルギー消費量の削減率ほか

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
電気使用量の削減率	1.64 %	2.41 %	-1.71 %	5.97 %	7.25 %
ガス使用量の削減率	12.84 %	-0.08 %	-6.41 %	7.26 %	9.93 %
参加者1世帯・事業所あたりのエネルギー消費量の削減率	5.29 %	1.64 %	-3.16 %	6.39 %	8.10 %

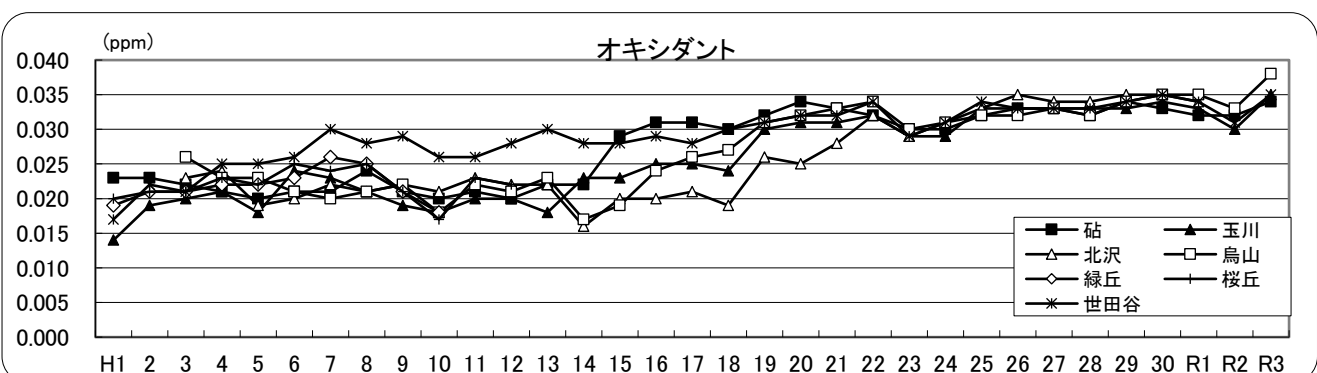
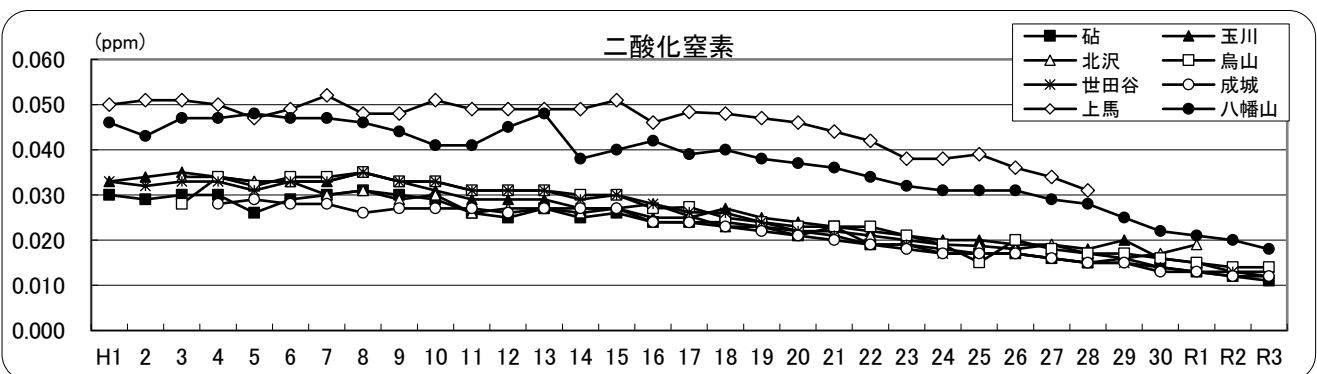
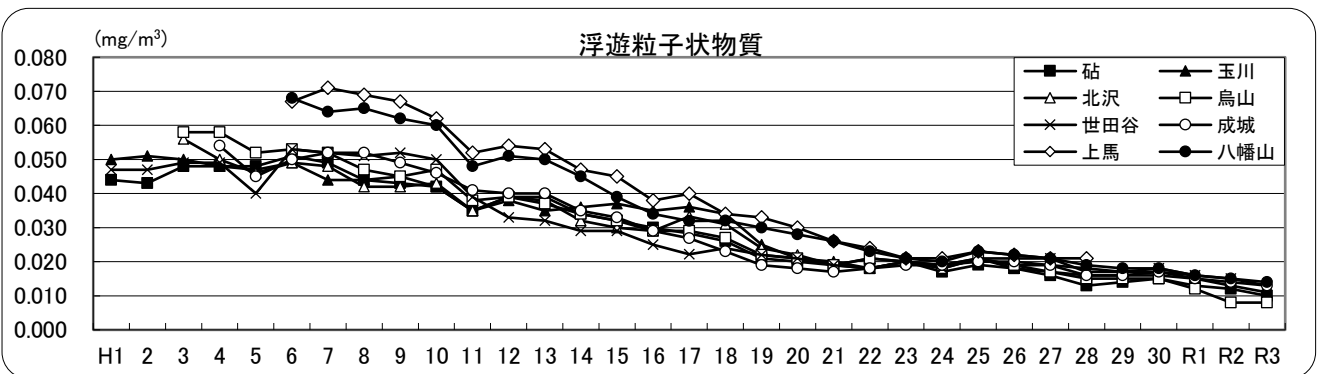
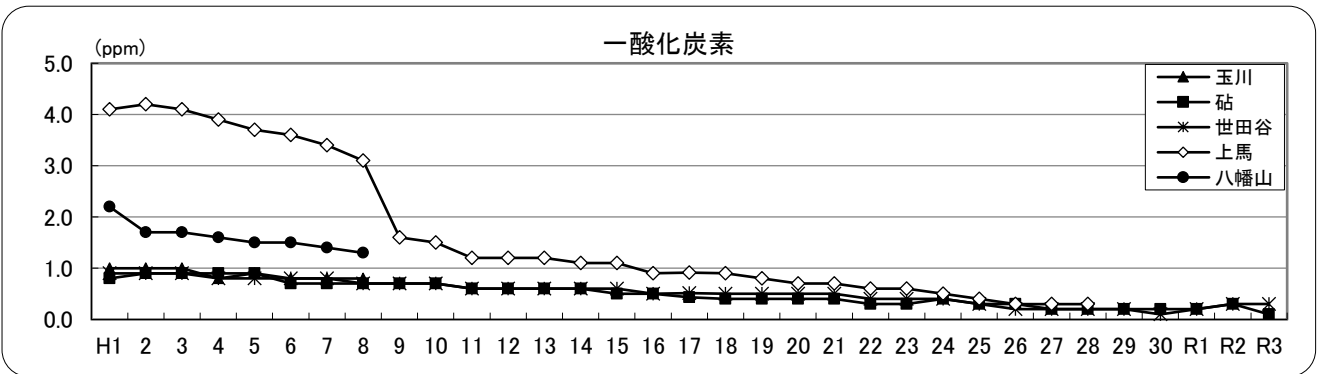
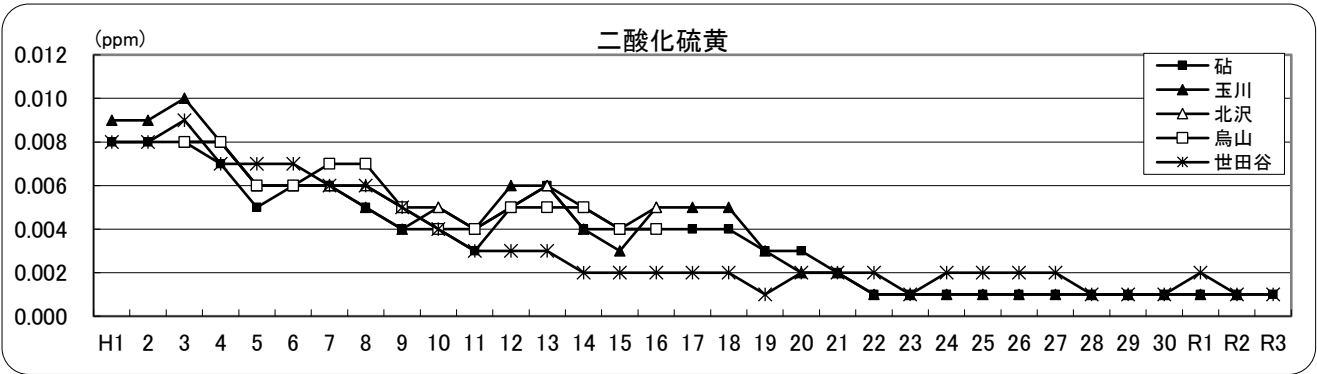
◇参加者1世帯あたりのエネルギー消費量(単位:GJ)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
電気	9.55	9.80	10.03	10.09	9.82
ガス	4.08	4.52	4.69	4.76	4.44
全体	13.63	14.32	14.72	14.85	14.26

※各年度の値は、当該年度の参加者1世帯あたりの、当該年3か月分のエネルギー消費量である。

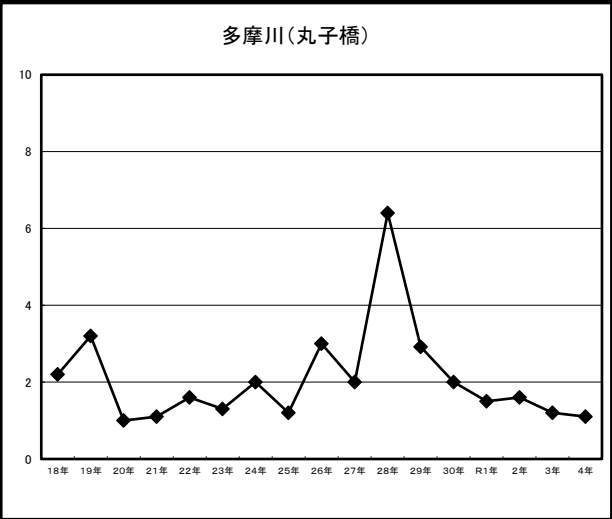
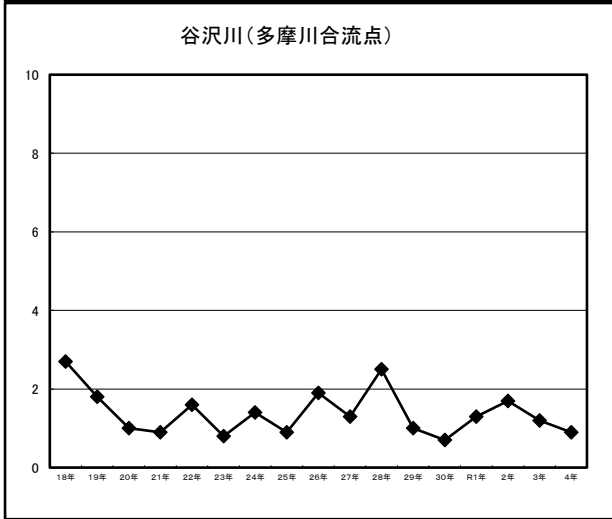
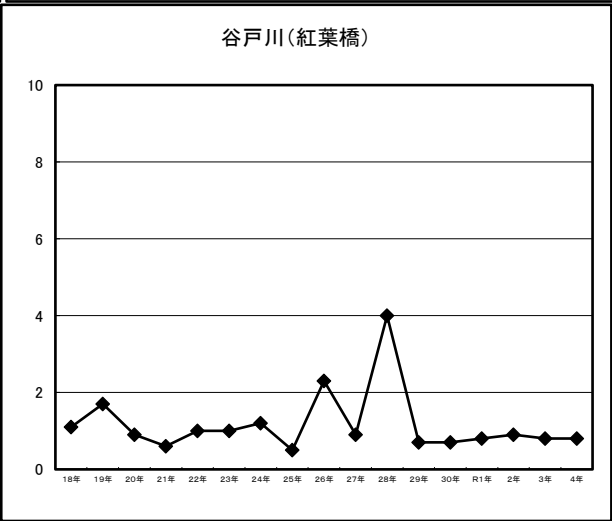
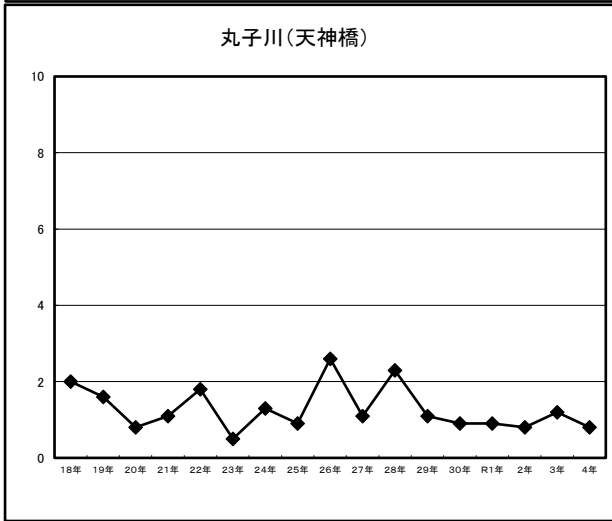
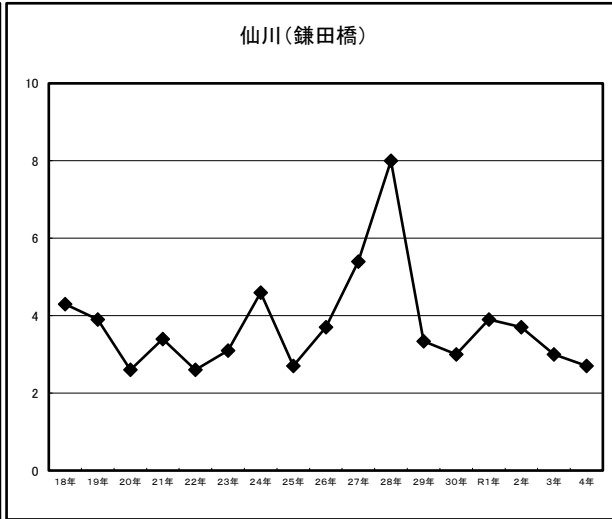
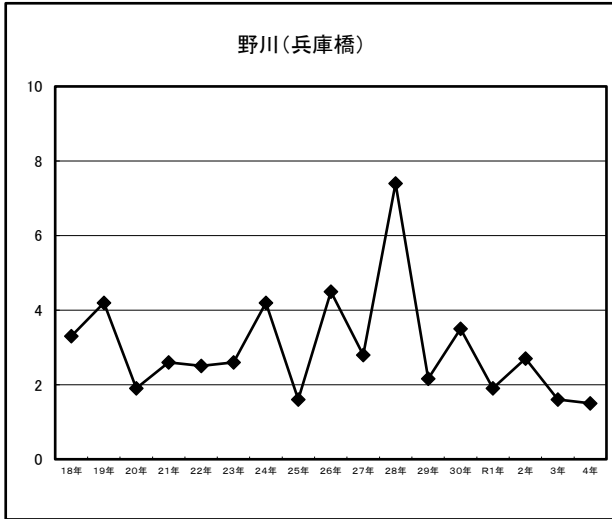


■ 大気汚染の監視



■ 河川に関する調査

◇ 河川水質定期調査



【丸子川・谷戸川】

種名	河川名		丸子川(谷戸川)											丸子川											
	地点名		谷戸川合流点											西根橋											
	地点番号		No.4											No.6											
調査年月	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	
1	ニホンウナギ																								
2	コイ	2																	2		1	3	10	2	
3	ゲンゴロウブナ																								
4	ギンブナ														2							3	1		
5	キンギョ																								
6	フナ属																				8				
7	タイリクバラタナゴ																								
8	オイカワ																								
9	カワムツ			5	3	14	25	41	4	42	23	111	30							1					
10	アブラハヤ										4	4	15												
11	マルタ																								
12	ウグイ																								
13	ウグイ属																								
14	モツゴ													1		1								1	
15	タモロコ						2	1			2		3	3		3	5	3	9	7	5	12	48	11	30
16	カマツカ																								
17	ニゴイ																								
18	スゴモロコ類																								
19	ドジョウ	1	4	1	1	1		2		2	1	3			1	1		1						1	
20	ヒガシシマドジョウ																								
21	ナマズ																								
22	アユ																								
23	ミナミメダカ	3		14	3	2				1				2	47	8	7	5	8	42	9	3	33	20	53
24	カワヨシノボリ																						1		
25	コクチバス																								
26	ボラ																								
27	スミウキゴリ	5	14	8	6	5	13	49	2	4	5	17	2	5	11	10	2	10	3	36	2	2	5	7	4
28	ウキゴリ											1													
29	マハゼ																								
30	トウヨシノボリ																								
31	ヨシノボリ属																								
32	ヌマチチブ																								
33	カムルチー																								
種類数	4	2	4	4	4	3	4	2	4	5	5	4	4	3	6	3	4	3	4	4	5	6	6	5	
合計個体数	11	18	28	13	22	40	93	6	49	35	136	50	11	59	25	14	19	20	87	17	26	93	50	90	

◇水生生物調査（底生動物）

地点番号		No.1	No.2	No.3	No.4	No.5	No.6
河川名		野川		仙川	丸子川	谷沢川	丸子川
地点名		神明橋	兵庫橋	大川橋	谷戸川合流点	等々力溪谷内	西根橋
種類数（定量+定性）		37	44	16	30	28	19
汚濁階級指数ごとの種類数	4(ps)	0	0	1	0	0	0
	3(αm)	1	1	1	2	3	0
	2(βm)	2	3	1	1	1	0
	1(os)	4	4	0	5	0	0
	指数なし	15	11	8	17	17	2
汚濁指数（サブロビ指数）		2.0	1.7	2.9	2.1	3.0	-
個体数合計		1,072	1,964	2,782	285	201	194
主要種	アメリカツノウズムシ		○			▲	
	チリメンカワニナ				○		
	ハバヒロビル					△	
	シマイシビル	3			△	◎	
	ミズムシ（甲殻類）	3		●	●	●	
	カワリヌマエビ属		▲				●
	ミツオミジカオフトバコカゲロウ	1		▲			
	サホコカゲロウ	2			△		
	ウデマガリコカゲロウ		◎	●		◎	
	コガタシマトビケラ	2	●				
	コガタシマトビケラ属					▲	
	ウルマーシマトビケラ	2		▲			
	セスジユスリカ				◎		
	ツヤユスリカ属		▲				
	カワリユスリカ属						◎
	ハモンユスリカ属		△		○	△	
	ナガレツヤユスリカ属		○	◎			△
ナガレユスリカ属				▲		○	
ユスリカ亜科						△	
注1) 主要種は調査地点ごとの上位5種とした。							
●：第1位 ◎：第2位 ○：第3位 ▲：第4位 △：第5位							

◇水生生物調査（付着藻類）

地点番号		No.1	No.2	No.3	No.4	No.5	No.6
河川名		野川		仙川	丸子川	谷沢川	丸子川
地点名		神明橋	兵庫橋	大川橋	谷戸川合流点	等々力溪谷内	西根橋
種類数		38	37	11	29	33	19
汚濁階級指数ごとの種類数	4 (ps)	6	4	2	2	4	4
	3 (α m)	2	3	1	1	1	1
	2 (β m)	3	4	1	2	3	0
	1 (os)	5	7	1	1	4	1
	指数なし	22	19	6	22	21	13
汚濁指数（サブロビ指数）		2.9	1.4	1.9	2.6	2.0	3.7
細胞数合計（細胞/cm ² ）		3,972	7,746	74	2,652	5,680	1,626
沈殿量（mL/75cm ² ）		0.4	0.6	0.2	0.6	1.6	0.4
主要種	<i>Melosira varians</i>	1	◎	●		○	
	<i>Staurosirella pinnata</i>			○			
	<i>Synedra rumpens var. familiaris</i>					◎	
	<i>Ulnaria pseudogailonii</i>		○				
	<i>Eunotia minor</i>			▲			
	<i>Amphora pediculus</i>			▲			
	<i>Gomphonema lagenula</i>		●			▲	◎
	<i>Gomphonema parvulum</i>	4					▲
	<i>Gomphonema pumilum</i>					◎	●
	<i>Navicula confervacea</i>			▲			
	<i>Navicula cryptotenella</i>		△			○	○
	<i>Rhoicosphenia abbreviata</i>					●	
	<i>Achnanthydium convergens</i>	1		○			
	<i>Achnanthydium subhudsonis</i>					▲	●
	<i>Cocconeis placentula</i>	1		●			
	<i>Nitzschia amphibia</i>	3	◎	△	◎	△	
<i>Nitzschia palea</i>	4	△		▲		△	
<i>Nitzschia sinuata var. delognei</i>		▲					

調査日：令和4年8月3日、8～9日

主要種：確認細胞数の多い上位5種

●：第1位 ◎：第2位 ○：第3位 ▲：第4位 △：第5位

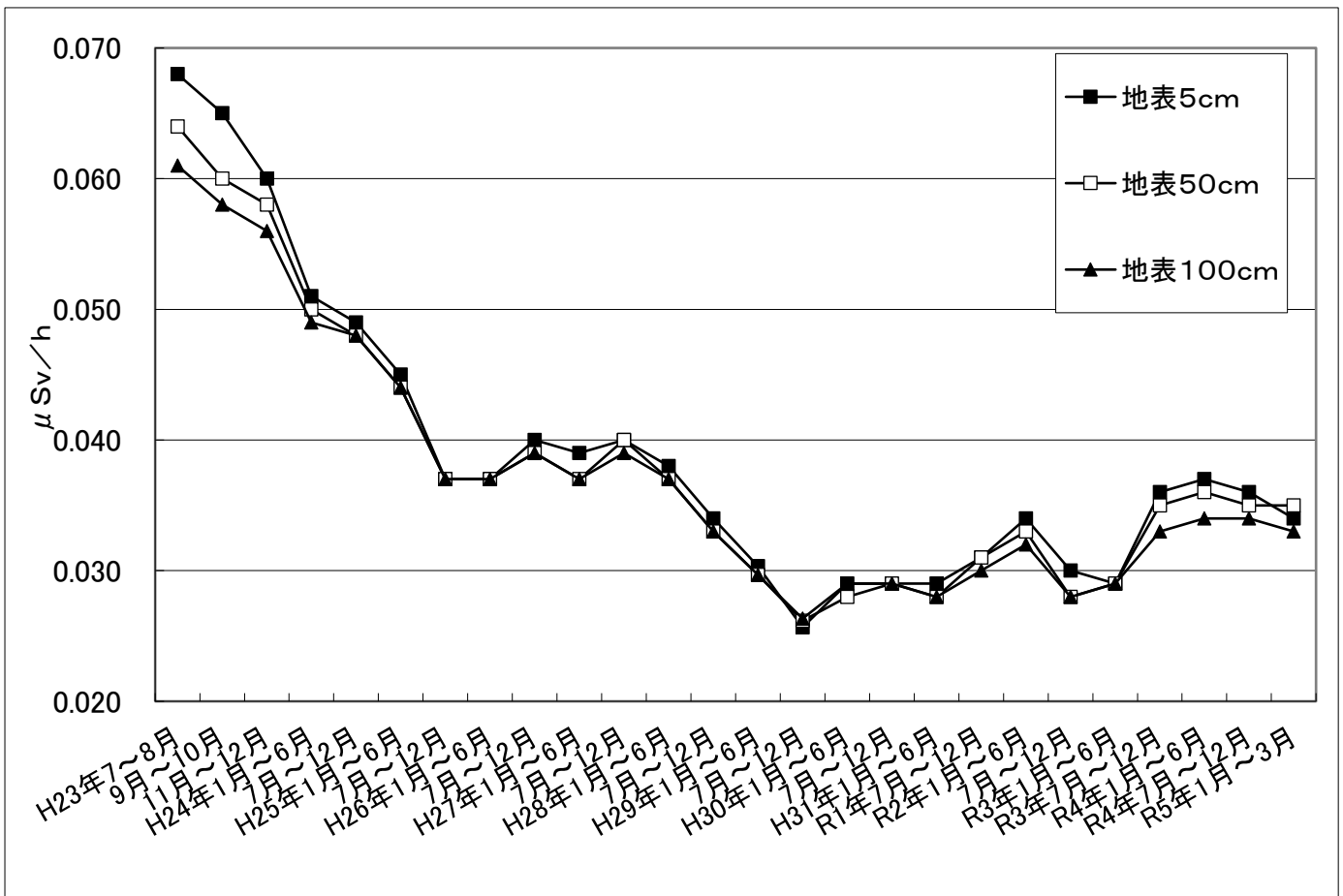
■ 地下水汚染対策調査

調査結果（令和4年7月実施）

単位：mg/L

検査項目	基準値	上馬塩田緑地	太子堂2丁目広場	経堂地区会館
トリクロロエチレン	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001
テトラクロロエチレン	0.01 以下	<0.0005	0.035	<0.0005
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005
1,2-ジクロロエタン	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004
塩化ビニルモノマー	0.002 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002
1,4-ジオキサン	0.05 以下	<0.005	<0.005	<0.005

■ 放射線量調査



令和5年6月29日
環境政策部
環境計画課

環境に関する区民意識・実態調査の実施について

1 主旨

次期計画の策定にあたって、現計画の策定時に実施した「世田谷区環境に関する区民意識・実態調査」を再度実施し、前回の結果との比較分析を行うとともに、今後の計画策定時の基礎資料として活用する。

2 調査の概要

- 対象者 世田谷区在住の満18歳以上の男女個人
 - 対象者数 4,000人（住民基本台帳に基づき無作為に抽出）
 - 調査方法 調査票を郵送配付。原則としてインターネット回答。
 - 調査期間 令和5年8月
- ※本調査は平成25年度に初めて実施し、今年度の調査は通算で3回目の実施である。前回調査時（平成30年度）の有効回答数は対象者4,000人中2,232人、回答率は55.8%。

3 今後の予定

- 令和5年 8月～ 対象者へ依頼文を郵送・インターネット回答
- 9月～ 結果の集計、分析
- 11月 環境審議会へ結果の報告（速報）

4 調査項目

- 区民の皆さんの環境に配慮した行動について
 - 皆さんの電気の購入等について
 - 世田谷区が取り組んでいる環境施策について
 - 世田谷区の環境に期待することについて
 - 世田谷区からの案内や情報について
 - 世田谷区の環境についての意見、要望
- ※詳細は別紙参照

環境に関する区民意識・実態調査 調査項目

【基本項目（フェイスシート）】

F 1 あなたの性別はどちらですか。（○は1つ）

1 男性	2 女性	3 その他
------	------	-------

F 2 あなたの年齢はいくつですか。（○は1つ）

1 18～19歳	6 40～44歳	11 65～69歳
2 20～24歳	7 45～49歳	12 70～74歳
3 25～29歳	8 50～54歳	13 75～79歳
4 30～34歳	9 55～59歳	14 80歳以上
5 35～39歳	10 60～64歳	

F 3 あなたのお住まいの地域はどこですか。（○は1つ）

1 世田谷地域	4 砧地域
2 北沢地域	5 烏山地域
3 玉川地域	

F 4 あなたのご職業は次のどれですか。（○は1つ）

1 自営業・事業主	4 その他就業者（家族従業者、 農業従業者 等）	7 無職
2 会社員・公務員・団体職員	5 家事専業	8 その他
3 パート・臨時職員（非常勤、 嘱託、派遣 等を含む）	6 学生	

F 4 あなたの世帯人数は次のどれですか。（○は1つ）

※回答者様も含む人数でお答えください。

1 1人	4 4人	7 7人以上
2 2人	5 5人	
3 3人	6 6人	

F 5 あなたの住居形態は次のどれにあたりますか。（○は1つ）

1 一戸建て（持ち家）	7 都市再生機構（旧公団）・公社・都営住宅・ 区営住宅
2 分譲マンション（持ち家）	8 社宅・官舎・寮・間借り・住み込み
3 店舗併用住宅（持ち家）	9 ケアつき住宅・老人ホーム
4 一戸建て（借家）	10 その他
5 店舗併用住宅（借家）	
6 民営アパート・マンション	

F 6 あなたのご家庭では自家用車をお持ちですか。（○は1つ）

1 持っている	2 持っていない
---------	----------

【区民の皆さんの環境に配慮した行動について】

問1 あなたの環境に配慮した行動の状況をうかがいます。以下の(1)～(10)の各項目について、あてはまるものを選んでください。

(1) 次のア～クの省エネ行動について、それぞれ当てはまる番号に1つ○をつけてください。また、その他に行っている取り組みがあれば記入してください。

項 目	い つも や っ て い る	時 々 や っ て い る	こ れ か ら や り た い	や る つ も り は な い
ア 自宅で使っている電気・ガス・水道などの消費量をチェックし、削減に取り組む	1	2	3	4
イ エアコンなどの空調設備を使うときは、設定温度などに気をつける	1	2	3	4
ウ 使わない電気機器は、主電源を切ったり、スイッチ付きのタップのスイッチを切る	1	2	3	4
エ こまめに水道の蛇口、シャワーを止める	1	2	3	4
オ ご飯は必要な分だけ炊く、まとめて炊いて余りを冷凍するなどにより、炊飯器の保温時間を減らす	1	2	3	4
カ 冷蔵庫に食材を詰め込みすぎないように心がける	1	2	3	4
キ 家にいる時は、なるべく1つの部屋で過ごす	1	2	3	4
ク 家電製品などを購入する時には、LED照明や省エネマークのついた家電などの省エネルギーに配慮したものを選ぶ	1	2	3	4
ケ パソコンなどの電子機器を省エネモードに設定するなど、電源オプションを利用する	1	2	3	4
その他の取り組み ()				

(2) 資源の分別回収のほか、地域の団体による回収、公共施設や店頭での資源回収が行われています。あなたが地域の団体や店頭などに出している資源は何ですか。(○はいくつでも)

1 衣類	6 どれも出していない
2 ペットボトル	7 回収していることを知らない
3 発泡トレイ	8 その他
4 牛乳パック	(具体的に)
5 廃食用油	

(3) 次のア〜クのごみの削減・リサイクルの行動について、それぞれ当てはまる番号に1つ○をつけてください。また、その他に行っている取り組みがあれば記入してください。

項 目	い つも や っ て い る	時 々 や っ て い る	こ れ か ら や り た い	や る じ も り は な い
ア 買い物袋やマイバックを持参してレジ袋を使わない、過剰包装を断る	1	2	3	4
イ 生ごみを出す前の水切り	1	2	3	4
ウ 食べ残しをしない	1	2	3	4
エ 商品棚の手前にある商品などの販売期限の迫った商品を積極的に選ぶ「てまえどり」をする	1	2	3	4
オ 食材等は（予定を考えて）必要な分だけ購入する	1	2	3	4
カ 割り箸をなるべく使わず、マイ箸を使う	1	2	3	4
キ リサイクルショップやフリーマーケットなどで、不要な衣類を売ったり、買ったりする	1	2	3	4
ク 新聞・雑誌などは可燃ごみではなく、資源ごみとして出すなど、ごみ・資源の分別を徹底する	1	2	3	4
その他の取り組み ()				

(4) 次のア〜カ的环境に関するその他の取り組みについて、それぞれ当てはまる番号に1つ○をつけてください。また、その他に行っている取り組みがあれば記入してください。

項 目	い つも や っ て い る	時 々 や っ て い る	こ れ か ら や り た い	や る じ も り は な い
ア 自宅内の敷地内や壁面、屋上、ベランダ、生垣などの緑化	1	2	3	4
イ 雨水や風呂の残り水など利用した打ち水、窓辺へ緑のカーテンを設置、よしずの活用など、空調設備に頼り過ぎない工夫	1	2	3	4
ウ 「洗剤は適量を使う」「料理で使った油はそのまま流さない」など、生活排水への注意	1	2	3	4
エ 徒歩、自転車や電車・バスなどの公共交通機関を利用するなど、できるだけ環境に配慮した交通手段を利用	1	2	3	4
オ 街の清掃などの環境美化、花づくり活動など、行政や地域の団体が行う環境に関する取り組みへの参加	1	2	3	4
カ 環境に関する情報に関心を持っている	1	2	3	4
その他の取り組み ()				

(5) あなたは他の人に比べて、環境に配慮した行動をやっていると思いますか。(○は1つ)

- | | |
|--------------------|---------------------|
| 1 やっていると思う | 4 どちらかといえばやっていないと思う |
| 2 どちらかといえばやっていると思う | 5 わからない |
| 3 どちらともいえない | |

(6) (5)で「どちらかといえばやっていないと思う」、または「やっていないと思う」と答えた方にお聞きします。環境に配慮した行動を妨げている理由は何ですか。(○はいくつでも)

- | | |
|-------------------------------|---------------|
| 1 生活上の不便・不自由・面倒などが生じるから | 6 時間に余裕がないから |
| 2 必要性を感じないから | 7 経済的に余裕がないから |
| 3 関心がないから | 8 楽しさを感じないから |
| 4 成果を感じづらく、意欲が上がらないから | 9 その他 (具体的に) |
| 5 具体的な取組みとして何をすればいいのかが分からないから | |

(7) 太陽光・風力・地熱・水力・バイオマスといった再生可能エネルギーは、温室効果ガスを排出せず、国内で生産でき、地球温暖化対策の一助となります。再生可能エネルギーを生活の中で利用していますか。(○は1つ)

- | | |
|-------------|--------------|
| 1 利用している | 3 利用するつもりはない |
| 2 これから利用したい | 4 わからない |

(8) 上記(7)で「1 利用している」に○をつけた方にお聞きします。取り入れている再生可能エネルギー(自然エネルギー)の種類について、次の中から選んでください。(○はいくつでも)

- | | |
|-------------|---------------------|
| 1 太陽光パネルの設置 | 4 再生可能エネルギー由来の電力の購入 |
| 2 太陽熱の利用 | 5 その他 |
| 3 地中熱の利用 | () |

(9) 基本項目F7で「1. 持っている」に○をつけた方にお聞きします。あなたの家庭の自家用車の種類について、次の中から選んでください。

- | | |
|----------------|-----------|
| 1 ガソリン車 | 5 燃料電池自動車 |
| 2 ハイブリッド車 | 6 ディーゼル車 |
| 3 電気自動車 | 7 わからない |
| 4 プラグインハイブリッド車 | 8 その他 |

(10) 基本項目F7で「1. 持っている」に○をつけた方にお聞きします。今後、自家用車を買って替える場合、どの種類にする予定ですか。

- | | |
|----------------|-----------|
| 1 ガソリン車 | 5 燃料電池自動車 |
| 2 ハイブリッド車 | 6 ディーゼル車 |
| 3 電気自動車 | 7 わからない |
| 4 プラグインハイブリッド車 | 8 その他 |

【皆さんの電気の購入等について】

問2 皆さんの電気購入の状況について、分かる範囲で結構ですので、以下の(1)～(3)の各項目について、あてはまるものを選んでください。

- (1) あなたが電力の購入先を選択する際に重要視することを、次の中から選んでください。(○は1つ)

- | | |
|--------------------------------|--------------------------|
| 1 電気料金 | 4 電気料金以外のサービス(割引やポイントなど) |
| 2 再生可能エネルギーで発電された電気など、発電方法 | 5 その他 |
| 3 ガス、インターネット、携帯電話などのサービスとの兼ね合い | (具体的に) |

- (2) あなたのご家庭で、再生可能エネルギー(太陽光発電、水力発電等)で作られた電気を選ぶ場合、価格面での条件として該当するものを次の中から選んでください。(○は1つ)

- | | |
|--------------------------|----------------------|
| 1 価格が他の電気より高くても積極的に利用したい | 4 価格型の電気より安い場合は利用したい |
| 2 価格が都の電気より少し高い程度なら利用したい | 5 どのような価格でも利用したくない |
| 3 価格型の電気と同程度なら利用したい | 6 その他 |
| | (具体的に) |

- (3) 区は、川場村などをはじめとするエネルギー資源の豊富な自治体と連携することで、区内での再生可能エネルギーの利用拡大を進めています。このような再生可能エネルギーを活用した自治体間連携の取組みを、あなたは知っていますか。次の中から選んでください。(○は1つ)

- | | |
|-----------------------|----------|
| 1 知っている | 3 知らなかった |
| 2 聞いたことはあるが、内容はよく知らない | |

【世田谷区が取り組んでいる環境施策について】

問3 区は、東京都や国の各省庁の行う環境の施策と連携を取りながら、様々な施策を行っています。
 区の取り組みの状況についてあなたはどうか評価していますか。
 次の(1)～(20)について、それぞれ当てはまる番号に1つ○をつけてください。

項目	区はよく取り組んでいると思う	どちらかといえば、 取り組んでいると思う	普通	どちらかといえば、 取り組んでいないと思う	取り組みが不十分だと思う	わからない
(1) 省エネルギーに関する周知活動や	1	2	3	4	5	6
(2) 省エネルギー住宅の普及促進・支援	1	2	3	4	5	6
(3) 太陽光発電などの再生可能エネルギーの活用に関する啓発や支援	1	2	3	4	5	6
(4) ごみ減量行動の啓発や支援	1	2	3	4	5	6
(5) ごみの分別回収	1	2	3	4	5	6
(6) 区民主体の資源回収活動の啓発や支援	1	2	3	4	5	6
(7) 樹林地などの貴重な自然環境の保全	1	2	3	4	5	6
(8) 公共施設の緑化や公園などの整備	1	2	3	4	5	6
(9) 農業・農地保全による潤いのあるまちづくり	1	2	3	4	5	6
(10) 河川・水辺の保全	1	2	3	4	5	6
(11) 住まいの緑化や、雨水を貯留・浸透させる雨水浸透ますや雨水タンクの設置への啓発や支援	1	2	3	4	5	6
(12) 区民・事業者と連携した、地域の風景の保全や風景づくり	1	2	3	4	5	6
(13) ヒートアイランド現象などによる街の気温上昇の抑える取組み	1	2	3	4	5	6
(14) 徒歩や自転車利用、公共交通機関による移動の促進に関する啓発や支援	1	2	3	4	5	6
(15) ごみやたばこの吸い殻などのポイ捨て防止の啓発	1	2	3	4	5	6
(16) 歩きたばこや路上喫煙防止の啓発	1	2	3	4	5	6
(17) たばこルールなど、地域の環境に関するルールづくり	1	2	3	4	5	6

項目	区はよく取り組んでいると思う	どちらかと言えば、 取り組んでいると思う	普通	どちらかと言えば、 取り組んでいないと思う	取り組みが不十分だと思う	わからない
(18) きれいな空気や水、土壌の確保	1	2	3	4	5	6
(19) 生活騒音、振動、におい・悪臭の抑制	1	2	3	4	5	6
(20) 環境教育の実施や環境に関するイベントの開催	1	2	3	4	5	6

【世田谷区の環境に期待することについて】

問4 あなたが、今後、世田谷区の環境に関する施策の中で、充実させていく必要があると感じるものはどれですか。次の中から5つまで選んでください。

1 日常生活等における省エネルギーに繋がる行動の促進・支援	15 太陽光発電など、自然の力を活かした災害対策
2 省エネルギー住宅の普及促進・支援	16 きれいな空気の確保
3 太陽光や水力、地熱などの再生可能エネルギー（自然エネルギー）の利用	17 きれいな水、土壌の確保
4 利用時に二酸化炭素を発生しない「水素エネルギー」の活用	18 生活騒音、振動、におい・悪臭の抑制
5 大規模な建物を建てる際の環境への負荷の低減	19 ポイ捨ての防止
6 ごみの減量	20 落書きへの対策
7 ごみの分別の徹底、リサイクルの推進	21 歩きたばこ、路上喫煙の防止
8 樹林地などの貴重な自然環境の保全	22 徒歩や自転車の利用、公共交通機関による移動の促進に関する啓発や支援
9 公共施設の緑化や公園などの整備	23 電気自動車など、環境負荷の低い自動車の普及
10 農業・農地の保全	23 環境教育、環境学習の推進
11 地下水の保全など健全な水循環の回復	24 カラスなどの鳥獣による被害への対応
12 水辺環境の保全・創出	25 空き地や空き家などへの対応
13 地域の風景の保全や風景づくり	26 その他 (具体的に)
14 ヒートアイランド現象の抑制	

